

健康福祉事業年報

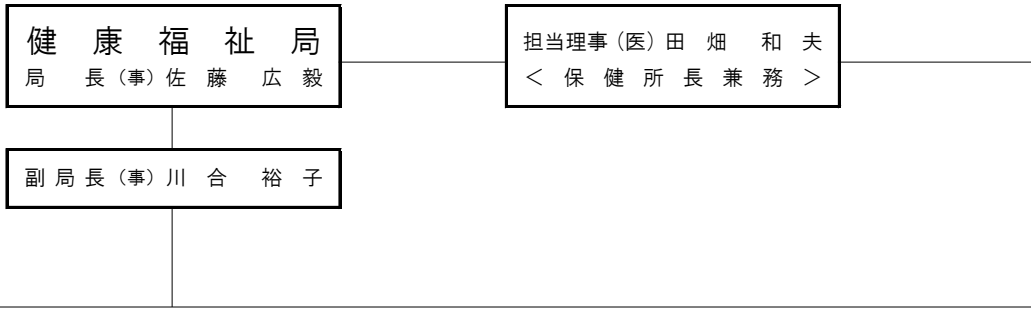
令和5年版（令和4年度実績）

横浜市健康福祉局

目 次

機 構 図	1
事 務 分 掌	15
予 算 ・ 決 算	28
事 業	
1 地域福祉保健推進事業	31
2 福祉のまちづくり条例推進事業	39
3 生活保護事業	41
4 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援	51
5 国民年金事業	54
6 国民健康保険事業	62
7 福祉医療事業	74
8 後期高齢者医療	79
9 障害福祉事業	83
10 高齢者保健福祉事業	115
11 介護保険事業	129
12 健康づくり	139
13 検診	148
14 地域保健	150
15 感染症対策	155
16 食品衛生	162
17 動物愛護管理	176
18 生活衛生	181
19 斎場、墓地及び霊堂	188
20 医療安全	191
21 その他の事業	194

※ 事業の内容は、原則として令和4年度決算に基づき作成されています。



総務部
部長＜副局長兼務＞
担当部長(医)五十嵐吉光
(医務担当、保健医療医務監)

総務課
課長(事)半田 恒太郎
＜危機管理推進担当兼務＞
課長(事)加藤 久雄
＜臨時特別給付金担当＞
＜区総務部税務課担当課長兼務＞

庶務係
係長(事)稲垣 純子
担当係長(事)奈良 茜
担当係長(事)吉田 登
担当係長(事)永井 絢子
担当係長(事)西垣 潤
担当係長(事)梁瀬 慎也
担当係長(事)今永 恵梨
(臨時特別給付金担当)
＜区総務部税務課担当係長兼務＞

- 1 局内の文書
- 2 局内の事務事業の連絡調整
- 3 社会福祉、保健及び衛生に係る褒賞及び表彰
- 4 局の危機管理
- 5 他の室、部及び課の主管に属しないこと

経理係
係長(事)平尾 光伸
担当係長(事)渡邊 悠司

- 1 局内の予算及び決算
- 2 局内の予算執行の調整
- 3 物品の出納保管
- 4 局内の財産管理
- 5 その他経理

職員課
課長(事)榎本 良平

厚生係
係長(事)岩田 純子
担当係長(事)千葉 省一
担当係長(事)松本 瑞絵
担当係長(事)太田 涼輔
担当係長(事)久遠 理恵

- 1 局所属職員等の研修
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理
- 3 課内他の係の主管に属しない

職員係
係長(事)堀内 大悟
担当係長(事)原田 紘旭
担当係長(事)針替 律子
＜総務課臨時特別給付金担当係長兼務＞
＜区総務部税務課担当係長兼務＞

- 1 局所属職員等の人事
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務
- 3 局内の組織

企画課
課長(事)栗屋しらべ

企画係
係長(事)石井 正則
担当係長(事)山脇 知恵

- 1 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究
- 2 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等(他の室及び部の主管に属するものを除く。)
- 3 横浜市社会福祉審議会

相談調整課
課長(事)高橋 順一

担当係長(事)本田 敦子
【主担任:庶務・経理・福祉調整委員会業務】
担当係長(技)山田 剛久
(墓地調整担当)

- 1 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等
- 2 その他横浜市福祉調整委員会
- 3 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整
- 4 横浜市墓地等設置紛争調停委員会

＜区福祉保健センター＞

健康福祉局総務部医務担当部長(保健医療医務監) (医) 五十嵐 吉光 ＜瀬谷区福祉保健センター医務担当部長兼務＞
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部医務担当部長(健康安全医務監) (医) 富田 千秋 ＜泉区福祉保健センター医務担当部長兼務＞
健康福祉局担当部長(衛生研究所感染症・疫学情報課長) (医) 横山 涼子 ＜栄区福祉保健センター医務担当部長兼務＞

地域福祉保健部

部長(事)内田 沢子
 <社会福祉職・保健師人材育成シニアリーダー兼務>

生活福祉部

部長(事)鈴木 茂久
 <保険年金人材育成シニアリーダー兼務>

監査課

課長(事)石川 俊則

- 担当係長(事)神野 俊輔
- 担当係長(事)奥村 浩典
- 担当係長(事)實勝 明美
- 担当係長(事)立川 麻衣
- 担当係長(事)佐藤 暢子
- 担当係長(事)菅原 直子
- 担当係長(技)新川 裕之
(施設整備監査担当)

- 1 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- 2 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令
- 5 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査
- 6 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等
- 7 社会福祉連携推進法人の認定、定款変更、監督等
- 8 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督

福祉保健課

課長(事)新井 隆哲

- 担当課長(事)江塚 直也
(福祉保健センター担当)
- 担当課長(医)樋田美智子
(人材育成担当)
 <社会福祉職・保健師人材育成リーダー兼務>

- 担当係長(事)松島 雄一
 【主担任:庶務・市社協・再犯防止推進業務】
- 担当係長(事)田邊 誠
 【主担任:福祉のまちづくり業務】
- 担当係長(事)山崎 由佳
 【主担任:福祉保健センター・福祉保健システム業務】
- 担当係長(事)村尾 博美
 【主担任:災害時要援護者支援業務】
- 担当係長(事)星野 普
 【主担任:地域福祉保健計画業務】
- 担当係長(医)鈴木由里子
 【主担任:福祉保健センター人材育成・地域福祉保健計画業務】
- 担当係長(事)川上 智昭
 【主担任:権利擁護業務】
- 担当係長(事)尾形花菜子
 【主担任:福祉保健センター人材育成業務】
- 担当係長(事)小森 武信
 【主担任:地域福祉支援業務】
- 担当係長(医)小館 則子
 【主担任:福祉保健センター人材育成業務】

- 1 地域福祉保健推進施策の調整
- 2 地域福祉保健計画の推進
- 3 福祉のまちづくりの推進
- 4 横浜市福祉のまちづくり推進会議
- 5 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整
- 6 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関する事(障害福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- 7 社会福祉法人区社会福祉協議会等
- 8 地域福祉保健に係る人材育成(他の室及び部の主管に属するものを除く。)

地域支援課

課長(事)柿沼 千尋

- 担当係長(事)佐藤 靖典
 【主担任:庶務・経理、民生委員業務】
- 担当係長(事)花摘 梢子
 【主担任:地域ケアプラザ整備業務】
- 担当係長(事)藤村 綾香
 【主担任:地域ケアプラザ運営業務】

- 1 民生委員及び横浜市民生委員推薦会
- 2 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整
- 3 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整
- 4 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整
- 5 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理

- 9 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護(他の部の主管に属するものを除く。)
- 10 日本赤十字社及び赤十字奉仕団
- 11 被災者支援に関する事(総務局危機管理室の主管に属するものを除く。)
- 12 災害時要援護者支援事業
- 13 福祉有償運送
- 14 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進
- 15 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会
- 16 地方再犯防止推進計画
- 17 その他地域福祉保健
- 18 部内他の課の主管に属しないこと

生活支援課

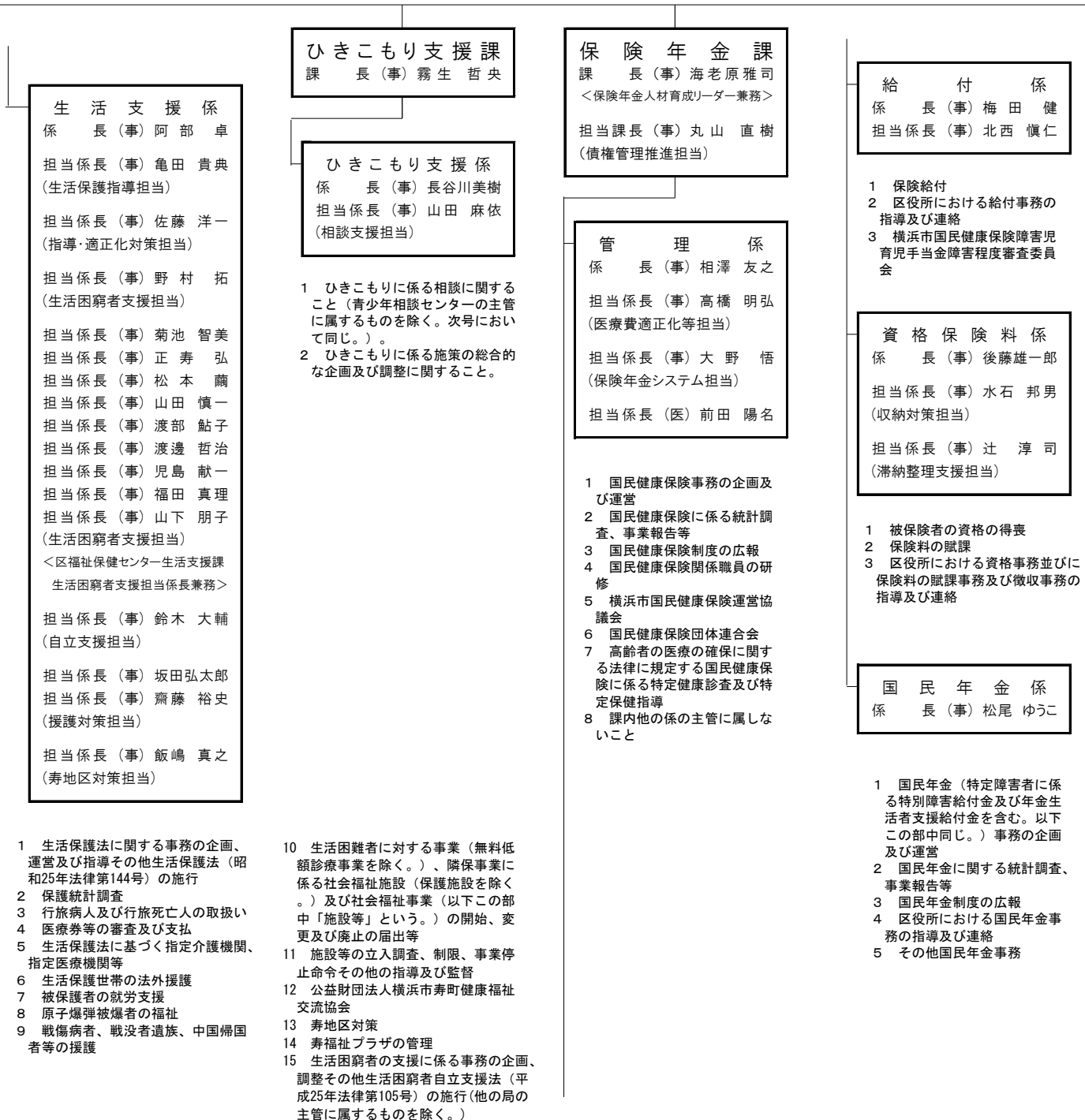
課長(事)岩井 一芳

- 担当課長(事)大内 直人
(指導・適正化対策担当)
- 担当課長(事)遠藤 寿彦
(援護対策担当)
- 担当課長(事)小口 秀明
(寿地区対策担当)

事務係

係長(事)中川 晴美
 担当係長(事)丸山 雄太
 【主担任:区事務監査・指導業務】

- 1 生活保護費等に関する事務の企画、運営及び指導
- 2 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可
- 3 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督
- 4 無料又は低額な料金を診療を行う事業(以下「無料低額診療事業」という。の)開始、変更及び廃止の許可等
- 5 無料低額診療事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督
- 6 市立の保護施設の企画、設置及び運営管理
- 7 私立の保護施設の助成
- 8 保護施設の法外扶助
- 9 部内他の課、係の主管に属しないこと



障害福祉保健部

部長(事) 西野 均

医療援助課

課長(事) 佐藤 修一

<保険年金人材育成リーダー兼務>

福祉医療係
係長(事) 加藤 大済
担当係長(事) 東 慎一郎

- 1 ひとり親家庭等の医療費助成事業
- 2 小児の医療費助成事業
- 3 重度障害者の医療費助成事業
- 4 身体障害者の更生医療給付
- 5 身体障害児の育成医療給付
- 6 未熟児の養育医療給付
- 7 結核児童の療育医療給付
- 8 小児慢性特定疾病の医療給付
- 9 その他医療費助成(他の課の主管に属するものを除く。)
- 10 課内他の係の主管に属しないこと

高齢者医療係
係長(事) 原田 夏美

担当係長(事) 鈴木 知生
担当係長(事) 杉田 秀実
(後期高齢者医療制度担当)

- 1 後期高齢者医療事業
- 2 老人保健医療事業
- 3 神奈川県後期高齢者医療広域連合

障害施策推進課

課長(事) 佐渡美佐子

施策調整係
係長(事) 田辺 興司

担当係長(事) 坂下 新悟
(計画推進担当)

担当係長(事) 萩原 昌子
(指定・システム担当)

担当係長(事) 新海 隆生
(共生社会等推進担当)

担当係長(事) 佐々木善行

- 1 障害者及び障害児に係る施策の企画及び調整
- 2 障害者及び障害児の福祉及び保健の推進(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- 3 障害者福祉サービスに関する広報及び情報提供(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この部中「法」という。)に係る事務の企画及び運用
- 5 障害者の医療環境整備
- 6 障害者更生相談所との連絡調整
- 7 横浜市障害者施策推進協議会
- 8 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会
- 9 他の課及び係の主管に属しないこと

相談支援推進係

係長(事) 渡辺 弥美
担当係長(事) 川上 俊輔

- 1 法に基づく地域生活支援事業に係る事務(相談支援に係る事務に限る。)
- 2 法に基づく計画相談支援給付費に係る事務
- 3 発達障害者支援法(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- 4 後見的支援を要する障害者の支援
- 5 障害者の居住支援に係る事務
- 6 自立生活アシスタント
- 7 法に基づく訓練等給付費に係る事務のうち、自立生活援助に係るもの
- 8 精神障害者の退院促進支援
- 9 法に基づく地域相談支援給付費に係る事務

区分認定係

係長(事) 米津 克哉

- 1 障害支援区分の認定

障害者更生相談所

所長(医) 横井 剛

事務係

係長(事) 梅津亜矢子
担当係長(事) 副島 理

- 1 身体障害者手帳及び療育手帳
- 2 情報システム
- 3 業務統計
- 4 相談所の文書及び予算
- 5 物品の購入及び保管
- 6 施設の維持管理
- 7 所内他の係の主管に属しないこと

相談係

係長(事) 石川めぐみ

- 1 身体障害者及び知的障害者に対する相談、判定及び指導
- 2 心身障害児に対する相談及び指導
- 3 補装具の処方及び適合判定

精神保健福祉課
課長(事)中村 秀夫

精神保健福祉係
係長(事)岡田由起子
担当係長(事)神谷 昌吾

- 1 精神科病院の实地指導
- 2 医療社会事業
- 3 こころの健康相談センターとの連絡調整
- 4 横浜市精神保健福祉審議会
- 5 依存症対策の企画及び調整
- 6 その他精神保健及び精神障害者福祉(他の局、室、部、課、センター及び係の主管に属するものを除く。)
- 7 課内他の係の主管に属しないこと

救急医療係
係長(事)山内 航

- 1 精神障害者の救急医療(横浜市保健所事務分掌規則(平成19年3月横浜市規則第30号。以下「保健所事務分掌規則」という。))第4条福祉保健センターの項高齢・障害支援課の部第1号に掲げる事務を除く。)
- 2 精神科医療に係る相談

こころの健康相談センター
センター長(医)白川 教人
担当課長(医)山田 康弘
＜精神科救急医療対策担当兼務＞
担 当 課 長
＜精神保健福祉課長兼務＞

相談援助係
係長(事)坂田 瑞恵

- 担当係長(事)佐々木祐子
(依存症等対策担当)
- 担当係長(事)渡邊 雅哉
担当係長(医)櫻井 善啓
＜精神科救急医療対策担当兼務＞
担当係長(医)小 西 潤
＜精神科救急医療対策担当兼務＞
＜医療局医療政策部医療政策課担当課長兼務＞

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談
- 3 横浜市精神医療審査会
- 4 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費(通院医療に係るものに限る。)
- 5 精神障害者保健福祉手帳
- 6 自殺対策
- 7 地域自殺対策推進センター
- 8 依存症対策
- 9 依存症相談拠点
- 10 精神障害者入院医療看護会
- 11 センターの文書及び予算
- 12 物品の購入及び保管

障害自立支援課
課長(事)今井 智子

福祉給付係
係長(事)奈木 修人
担当係長(事)中西 勇人
(居宅サービス担当)

- 1 特別障害者手当等
- 2 心身障害者扶養共済事業
- 3 法に基づく介護給付に係る事務(居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護及び同行援護に係る事務に限る。)
- 4 法に基づく補装具費の支給に係る事務
- 5 法に基づく地域生活支援事業に係る事務(日常生活用具給付等及び障害者入浴サービスに係る事務に限る。)
- 6 障害者の住環境整備(他の課の主管に属するものを除く。)
- 7 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理
- 8 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
- 9 その他障害者個人に対する給付(他の局、室、部及び課の主管に属するものを除く。)
- 10 課内他の係の主管に属しないこと

移動支援係
係長(事)東 宏子

- 1 法に基づく地域生活支援事業に係る事務(移動支援に係る事務に限る。)
- 2 重度障害者タクシー料金の助成
- 3 障害者施設通所者交通費助成及び特別乗車券
- 4 その他、障害者の移動支援(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

社会参加推進係
係長(事)工藤 岳

- 1 手話通訳の派遣
- 2 横浜市障害者研修保養センターの運営管理
- 3 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理
- 4 障害者のスポーツ及び文化活動の推進
- 5 法に基づく地域生活支援事業に係る事務(コミュニケーション支援に係る事務に限る。)

就労支援係
係長(事)内山 博人

- 1 障害者の就業支援
- 2 福祉授産所における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所への支払
- 3 地域作業所等に対する作業のあっせん
- 4 就業支援に係る関係機関、企業等との連絡調整

高齢健康福祉部
 部長(事) 佐藤 泰輔
 <保険年金人材育成シニアリーダー兼務>

高齢健康福祉課
 課長(事) 鳥居 俊明
 担当課長(事) 喜内 亜澄

計画調整係
 係長(事) 川添 祐子

- 1 高齢者福祉に係る企画及び調整
- 2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 3 部内他の課及び係の主管に属しないこと

生きがい係
 係長(事) 藤原 秀美
 担当係長(事) 榊原 剛
 (人材確保等担当)
 担当係長(事) 藤木 康子

- 1 老人クラブ
- 2 老人福祉センター等
- 3 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理
- 4 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業
- 5 敬老特別乗車証交付事業
- 6 全国健康福祉祭
- 7 その他高齢者の福祉(他の課の主管に属するものを除く。)

障害者支援施設 松風学園
 園長(事) 中村 剛志

管理係
 係長(事) 川端 勇飛
 担当係長(医) 額田 恵子
 【主担任:保健及び医療業務】
 担当係長(事) 清水 純子

- 1 園の文書及び予算
- 2 物品の購入及び保管
- 3 入所者、通所者等の給食
- 4 入所者、通所者等の保健及び医療
- 5 園内の取組み及び施設の維持管理
- 6 園内他の係の主管に属しないこと

地域支援係
 係長(事) 今井 俊之

- 1 入所者、通所者等の地域活動への参加等施設の社会化の推進
- 2 入所者及び通所者の社会参加のための保護者に対する相談及び指導
- 3 知的障害者の通所による保護及び更生に必要な支援

入所支援第一係
 係長(事) 小川 雅之

- 1 知的障害者の入所による保護及び更生に必要な支援

入所支援第二係
 係長(事) 野口慶太郎
 担当係長(事) 荒木 麻子
 【主担任:入所者支援業務】

- 1 知的障害者の入所による保護及び更生に必要な支援

施設等運営支援係
 係長(事) 水原 伸浩
 担当係長(事) 佐藤 央一
 (共同生活援助担当)
 担当係長(事) 廣沢 大輔

- 1 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等
- 2 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助
- 3 障害者施設の調査、指導及び調整
- 4 法に基づく介護給付費に係る事務(生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に限る。)
- 5 法に基づく訓練等給付費に係る事務(他の課の主管に属するものを除く。)
- 6 法に基づく地域生活支援事業に係る事務(日中一時支援に係る事務に限る。)

障害施設サービス課
 課長(事) 高橋 昌広

施設管理係
 係長(事) 品田 和紀
 担当係長(事) 赤池 洋一
 (整備推進担当)

- 1 市立の障害者福祉施設の運営管理
- 2 市立の障害者施設の企画及び設置
- 3 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成
- 4 課内他の係の主管に属しないこと

地域施設支援係
 係長(事) 坂井 良輔

- 1 法に基づく地域生活支援事業に係る事務(地域活動支援センターに係る事務に限る。)
- 2 障害者地域活動ホーム
- 3 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業(地域福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- 4 障害者及び障害児の在宅生活の支援(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

地域包括ケア推進課
課長(事) 鴨野寿美夫
＜医療局疾病対策部がん・疾病対策課
地域包括ケア推進担当課長兼務＞

地域包括ケア推進係
係長(事) 津田 善之
＜医療局疾病対策部がん・疾病対策課
地域包括ケア推進担当係長兼務＞

担当係長(事) 小山 直博
(生活支援体制整備担当)

担当係長(医) 清水 智子
(介護予防担当)

担当係長(事) 伊藤 彩子
(高齢者社会参加推進担当)

担当係長(18)
＜区役所福祉保健センター
高齢・障害支援課地域包括ケア
推進担当係長兼務＞

担当係長(事) 河合 昭子

- 1 地域包括ケアの推進
- 2 高齢者の一般介護予防事業
- 3 高齢者の生活支援体制整備事業

高齢在宅支援課
課長(事) 水野 直樹

在宅支援係
係長(事) 郷原 達也
担当係長(事) 阪柳 雅也
担当係長(事) 柏田 和司

担当係長(医) 高野 利恵
(認知症等担当)
担当係長(事) 京増 高志

- 1 在宅の要援護高齢者等の福祉(他の課の主管に属するものを除く。)
- 2 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務(他の課の主管に属するものを除く。)
- 3 高齢者等の包括的支援事業(他の課の主管に属するものを除く。)
- 4 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。)の指定事業者への支援(他の課の主管に属するものを除く。)
- 5 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

高齢施設課
課長(事) 松村 健也
担当課長(事) 北條 雅之
(高齢施設整備担当)

施設運営係
係長(事) 池村 明広
担当係長(事) 細川 周蔵
担当係長(事) 田中 牧子

- 1 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等
- 2 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者(介護予防事業を含む。)の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等
- 3 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等
- 4 生活支援短期入所生活介護
- 5 老人福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の認可等(他の課の主管に属するものを除く。)
- 6 老人福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督(他の課の主管に属するものを除く。)
- 7 老人福祉に係る社会福祉事業(老人福祉施設に係るものを除く。以下この部中「老人福祉事業」という。)の開始、変更及び廃止の許可等(他の課の主管に属するものを除く。)
- 8 老人福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督(他の課の主管に属するものを除く。)
- 9 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助
- 10 市立の老人福祉施設の運営管理(他の課の主管に属するものを除く。)
- 11 有料老人ホームの届出、指導、改善命令等
- 12 サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等(他の局の主管に属するものを除く。)
- 13 他の係の主管に属しないこと

施設整備係
係長(事) 岩瀬 敬二
担当係長(事) 松本 直久

介護保険課
課長(事) 高橋 陽子
＜保険年金人材育成リーダー兼務＞

担当係長(事) 森 充弘
担当係長(事) 長 久博
担当係長(事) 高橋 雅也
担当係長(事) 三浦真紀子
担当係長(事) 田 沼 庄
担当係長(事) 上門 光広
担当係長(事) 片 寄 努

- 1 介護保険の事務の企画及び運営(他の課の主管に属するものを除く。)
- 2 介護保険料の算定
- 3 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整
- 4 介護保険の給付等(区役所の主管に属するものを除く。)
- 5 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付
- 6 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入にかかる事業者の調整
- 7 介護保険に係る統計調査、事業報告等
- 8 介護保険制度の広報
- 9 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡
- 10 介護保険関係職員の研修
- 11 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会
- 12 国民健康保険団体連合会(他の部、課の主管に属するものを除く。)

- 1 市立の老人福祉施設の企画及び設置
- 2 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成
- 3 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等
- 4 よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居(建築局の主管に属するものを除く。)

感染症対策・健康安全室
室長(事)中島隆雄
＜保健所担当理事兼務＞

健康安全部健康安全課、生活衛生課、動物愛護センター、食品衛生課、医療安全課職員は、保健所を兼務。
事務分掌は、○数字で表記されています。

健康安全部

部長(事)水野圭一郎
担当部長(技)市川英毅
(監視等担当)
＜衛生監視員人材育成シニアリーダー兼務＞
担当部長
(健康危機管理担当、健康安全医務監)
＜金沢区福祉保健センター長兼務＞
担当部長(医)富田千秋
(医務担当、医療安全医務監)
担当部長(医)嘉代佐知子
(健康推進担当)
担当部長(医)佐藤真理代
担当部長(事)小川信也
(斎場墓地整備担当)
担当部長(事)原田浩一郎
(感染症対策強化担当)
担当部長(事)竹下幸紀
担当部長(事)近藤武
担当部長(事)小野哲也
(ワクチン接種調整等担当)
担当部長(医)赤松智子
(医務担当)
＜健康安全課長兼務＞

感染症対策・健康安全室健康安全全部健康安全課のワクチン接種調整等担当(係長級)は次ページに記載

介護事業指導課
課長(事)川原博
担当課長
＜高齢施設課高齢施設整備担当課長兼務＞

指導監査係
係長(事)阿相啓吾
担当係長(事)和賀登功大

- 1 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業の指定事業者(以下この中で「指定居宅サービス事業者等」という。)の指導、調整、改善勧告及び改善命令(他の課の主管に属するものを除く。)
- 2 課内他の係の主管に属しないこと

運営支援係
係長(事)大岩真人
担当係長(事)茂垣朋子
担当係長(事)北山智基

- 1 指定居宅サービス事業者等及び第1号事業の指定事業者の指定、指定効力停止、指定取消等に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- 2 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等(他の課の主管に属するものを除く。)

- 1 健康安全に係る施策の企画及び調整
- 2 感染症の予防、医療、発生動向の調査等(横浜市保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに同規則第4条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第6号に掲げる事務を除く。)
- 3 予防接種
- 4 横浜市予防接種事故対策調査会
 - ① 横浜市感染症診査協議会
 - ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく他の行政機関との協議
 - ③ 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可
 - ④ 第4条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第6号、第11号及び第16号に掲げる事務の総括
 - ⑤ 部内他の課の主管に属しないこと

健康安全課

課長
＜健康安全部医務担当部長兼務＞
＜総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼務＞
担当課長(事)木野知裕
＜放射線対策担当兼務＞
担当課長(事)藤川満
担当課長(医)菅野美穂
(健康危機管理担当)
担当課長(医)藤井由貴
担当課長(医)近藤修治
(医務担当)
担当課長(事)橋本育世
(感染症対策強化担当)
担当課長(事)鳥丸雅司
担当課長(事)山村太郎
担当課長(事)吉田聡子
担当課長(事)曾我直樹
担当課長(事)藤塚万里子
担当課長(事)三室直樹
担当課長(事)中村昭夫
担当課長(事)河野正樹
担当課長(事)山本登
担当課長(事)鈴木真実
担当課長(事)河合太一
担当課長(事)吉池玲美
担当課長(事)加藤未歩
担当課長(事)丸山真隆
担当課長(事)奥津直臣
担当課長(事)八木澤勉
(ワクチン接種調整等担当)
担当課長(事)菊池潤
担当課長(事)曾我太一
担当課長(事)田口真希

担当係長(事)楠田裕司
【主担任:庶務業務】
担当係長(医)竹生田美苗
【主担任:結核・エイズ対策業務】
担当係長(事)桑原徹
【主担任:予防接種業務】
担当係長(事)岡村研吾
担当係長(事)阿武良亮
担当係長(技)中川澄太
担当係長(事)菊池匠
担当係長(事)笹木千恵
担当係長(事)狩野佑太
担当係長(事)根本一弘
担当係長(事)長谷川瞬右
担当係長(事)辻義央
担当係長(医)田中真弓
担当係長(事)嶋野雄一
担当係長(事)野口敦子
担当係長(事)小林岳生
担当係長(医)伊藤正子
担当係長(医)末吉広典
＜放射線対策担当兼務＞
担当係長(技)内田憲志
担当係長(技)高橋直矢
担当係長(医)佐藤里恵
担当係長(医)阿部礼以亜
担当係長(医)山本洋美
担当係長(事)田中健雄
担当係長(事)山本宏毅
担当係長(事)藤森健弘
担当係長(事)城内佑
担当係長(事)池畑和輝
(健康危機管理担当)
担当係長(事)古川博映
担当係長(事)神田紗弥加
(感染症対策強化担当)

ワクチン接種調整等担当（係長級）以外の感染症対策・健康安全室健康安全全部健康安全課については前ページに記載

生活衛生課長、環境指導係長、生活衛生係長は、健康安全課健康危機管理担当を兼務

動物愛護センター長、運営企画係長、愛護推進係長動物愛護センター担当係長は、健康安全課健康危機管理担当を兼務

- 担当係長（事）田中 克明
 - 担当係長（事）深谷 章史
 - 担当係長（事）中原 智也
 - 担当係長（事）岸 賢
 - 担当係長（事）坂下 遼
 - 担当係長（事）三原 和真
 - 担当係長（事）米澤 宏彰
 - 担当係長（事）渡邊 隆弘
 - 担当係長（事）小島 拓郎
 - 担当係長（事）橋本 宏
 - 担当係長（事）西海友希代
 - 担当係長（事）橋本 剛
 - 担当係長（事）品田 陽平
 - 担当係長（事）玉井 猛
 - 担当係長（事）中山 拓
 - 担当係長（事）清水 直樹
 - 担当係長（事）竹松 秀人
 - 担当係長（事）平野 智識
 - 担当係長（事）関本 早冬
 - 担当係長（事）中村 巧
 - 担当係長（事）西島 史枝
 - 担当係長（事）工藤 恵子
 - 担当係長（事）榊嶋 健行
 - 担当係長（事）磯貝 俊介
 - 担当係長（事）松崎 善夫
 - 担当係長（事）飯塚信太郎
 - 担当係長（事）横路 恵美
 - 担当係長（事）伊藤 豊
 - 担当係長（事）桑田 雄飛
 - 担当係長（事）吉田 則也
 - 担当係長（事）川村 興文
 - 担当係長（事）鈴木 裕
 - 担当係長（事）西 和輝
 - 担当係長（事）鈴木 昭則
 - 担当係長（事）松本 光夫
 - 担当係長（事）隈 清貴
 - 担当係長（事）竹ノ内真行
 - 担当係長（事）竹上 紘平
 - 担当係長（事）平井 聡
 - 担当係長（事）草野 誠子
 - 担当係長（事）手塚 昌宏
 - 担当係長（事）長門 将幸
 - 担当係長（事）久保田 晶夫
 - 担当係長（技）不破野裕崇
 - 担当係長（事）沖田 耕作
 - 担当係長（事）間宮 重幸
 - 担当係長（事）木和田茉莉
 - 担当係長（事）真田 純
- （ワクチン接種調整等担当）

生活衛生課
課長（技）池田 進
＜総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼務＞
＜衛生監視員人材育成リーダー兼務＞

環境指導係
係長（技）望月 圭太

- 1 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等
- 2 横浜市墓地等設置財務状況審査会
- 3 環境衛生関係団体
- 4 その他生活衛生（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び同規則第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）
 - ① 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく報告の徴収及び立入検査
 - ② 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年2月横浜市条例第5号）に基づく立入調査
 - ③ 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第2号に掲げる事務総括
- ⑤ えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号）に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の設置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の經由事務
- ⑥ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去
- ⑦ 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第1号及び第3号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事務並びに同規則同条同項同号の事務に係る苦情受付及び調査の総括

生活衛生係
係長（技）仲澤 誠人
担当係長（技）尾上 裕
（住宅宿泊事業担当）

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録
- 2 昆虫等の防除（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）
- 3 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出等（文化観光局及び建築局の主管に属するものを除く。）及び同法に係る事務の連絡調整
 - ① 温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の揭示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の經由事務
 - ② 温泉法施行細則（昭和59年3月横浜市規則第11号）に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出
 - ③ 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消し
 - ④ 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年9月横浜市規則第93号）に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出

動物愛護センター
センター長（技）及川 知子
＜衛生監視員人材育成リーダー兼務＞

運営企画係
係長（事）相澤 隆
担当係長（技）松田いぶき
【主担任：動物取扱業務】

- 1 センターの運営管理
- 2 動物の愛護管理及び狂犬病の予防等に係る事業の企画、調整及び啓発
- 3 動物取扱業の登録、監視、指導等
- 4 特定動物の飼養又は保管の許可、監視、指導等
- 5 犬、ねこ等の収容等
- 6 課内他の係の主管に属しないこと
- ① 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第12号から第14号までに掲げる事務の総括

愛護推進係
係長（技）渡邊 卓彌

- 1 犬、ねこ等の保管、返還、譲渡及び啓発
- 2 犬、ねこ等の健康診断、治療その他必要な措置
- 3 犬及びねこの不妊手術及び去勢手術
- 4 狂犬病予防注射
- 5 狂犬病の鑑定
- 6 人と動物の共通感染症等の検査、研究等
- ① 保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第12号から第14号までに掲げる事務の総括（運営企画係の主管に属するものを除く。）

食品衛生課長、
食品衛生係長、食品監視係長、
食品衛生課担当係長は、
健康安全課健康危機管理担当
を兼務

食品衛生課
課長(技)牛頭 文雄
＜総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼務＞
＜衛生監視員人材育成リーダー兼務＞

食品衛生係
係長(技)中条 圭伺

- 1 食品衛生関係団体
- 2 と畜場の設置の許可等
- 3 その他食品衛生(他の係の
主管に属するもの並びに保健
所事務分掌規則第3条食品衛
生課の項及び同規則第4条生
活衛生課の項第6号、第9号
から第11号まで及び第17号に
掲げる事務を除く。)
- 4 食肉衛生検査所及び中央卸
売市場食品衛生検査所
- 5 衛生研究所
- 6 課内他の係の主管に属しな
いこと
- ① 保健所事務分掌規則第4条
生活衛生課の項第9号に掲げ
る事務の総括(食品監視係の
主管に属するものを除く。)
- ② 保健所事務分掌規則第4条
生活衛生課の項第10号に掲げ
る事務の総括

食品監視係
係長(技)柴野 智之
担当係長(技)鈴木 敦郎
【主任任:食品専門監視班】
担当係長(技)林 詳士
【主任任:食品表示】
＜放射線対策担当兼務＞

- 1 食鳥処理の事業の許可、
確認規程の認定等
- 2 食品の輸出に係る主務大臣
への報告
- 3 食品等の回収に係る厚生労
働大臣への報告等に関すること。
- ① 保健所事務分掌規則第4条
生活衛生課の項第9号及び第
17号に掲げる事務の総括
- ② 食品衛生関係営業の監視
及び指導
- ③ 食品等の検査
- ④ 食品表示法(平成25年法律
第70号)の施行に関すること
(横浜市事務分掌規則(昭和
27年10月横浜市規則第68号)
第6条感染症対策・健康安全
室の款健康安全部の項食品衛
生課の部第5号に掲げる事務
を除く。)

医療安全課
課長(事)上田 誠

担当係長(事)大倉 美希
【主任任:課庶務】
担当係長(事)剣持 宏樹
担当係長(事)菅原 潤
＜放射線対策担当兼務＞
担当係長(事)高橋 かつり
担当係長(事)廣部 孝昌
(医療監視等担当)
担当係長(技)水鳥 俊幸
担当係長(事)高瀬 修
担当係長(事)古館 淳
担当係長(医)山本 寛子
(医務担当)

- 1 医療に係る相談等
- 2 医療安全情報の提供
- 3 医療安全研修
- 4 その他医療安全の確保
- 5 医療法(昭和23年法律第205
号)に基づく許可及び認可
- ① 医事及び業事(医療法(昭和
23年法律第205号)に基づく
許可及び認可並びに保健所事務
分掌規則第4条生活衛生課の項
第15号に掲げる事務を除く。)
- ② 保健所事務分掌規則第4条
生活衛生課の項第15号に掲げる
事務の総括

保健事業課
課長(事)秋野 奈緒子
担当課長(医)東 健一
(事業推進担当)
担当課長(事)阿部 響
担当課長(事)山田 洋
担当課長(医)奥田 清子
担当課長(医)岩松 美樹
(健康づくり担当)

担当係長(事)田島 彰
【主任任:室・課庶務】
担当係長(事)坪井 宏哲
【主任任:検診等業務】
担当係長(事)鈴木 英里
【主任任:公害保健等業務】
担当係長(技)田島 隆道
【主任任:放射線業務】
＜放射線対策担当兼務＞
担当係長(事)堀上 智貴
担当係長(事)小林 信言
(難病対策担当)
担当係長(医)矢島 陽子
担当係長(事)山田 和子
(健康づくり担当)
担当係長(医)柴田 亜輝
担当係長(事)和泉 大
担当係長(事)池田 達哉
担当係長(事)山崎 信也
【主任任:よこはま健康スタイル担当】
担当係長(医)中村 周平
担当係長(医)安永 愛
＜医療局疾病対策部がん・疾病対策課
歯科医療担当係長兼務＞

- 1 保健施策に係る企画及び総
合調整
- 2 健康増進(他の部、課の主
管に属するものを除く。)
- 3 栄養改善
- 4 歯科保健(母子保健に係る
ものを除く。)
- 5 献血の推進等
- 6 保健活動推進員
- 7 原子爆弾被爆者の援護(生
活福祉部の主管に属するもの
を除く。)
- 8 難病対策
- 9 その他疾病対策(他の部、
課の主管に属するものを除く。)
- 10 公害健康被害の調査、補償
及び救済
- 11 横浜市公害健康被害認定審
査会及び横浜市公害健康被害
診療報酬審査会
- 12 その他公害保健福祉
- 13 衛生に係る統計及び人口動
態統計
- 14 公益財団法人横浜市総合保
健医療財団
- 15 横浜市スポーツ医学セン
ター及び横浜市総合保健医療
センター
- 16 室内他の課の主管に属しな
いこと

環境施設課
 課長(事)岩澤 健司
 担当課長(事)井波 昭彦
 (斎場整備担当)
 担当課長(技)山根 好行
 (墓地整備計画担当)

施設係
 係長(事)堀籠 隆現
 担当係長(事)山口 真
 担当係長(事)山口 浩生
 担当係長(技)佐々木 哲
 (斎場整備担当)
 担当係長(事)出丸 太一
 (墓地等担当)
 担当係長(事)大胡 祐三
 担当係長(技)吉田 剛
 (墓地整備計画担当)
 担当係長(事)住吉 孝仁

- 1 市営墓地、斎場及び納骨堂の管理運営
- 2 市営墓地、斎場及び納骨堂の整備

斎場

久保山斎場
 場長(事)小林 弘敏
 担当係長(事)鈴木 修二
 担当係長(事)富田 紀行

南部斎場
 場長(事)佐々木恒夫
 担当係長(事)河原 隆久

北部斎場
 場長(事)浅貝 秀幸
 担当係長(事)野口 浩

戸塚斎場
 場長(事)富田 忠
 担当係長(事)金澤里江子

**中央卸売市場本場
 食品衛生検査所**
 所長(技)毛利 一也

担当係長(医)石井 賢雄
 【主任任:庶務・細菌検査業務】
 担当係長(技)松本 裕子
 【主任任:細菌検査業務】
 担当係長(技)池淵 守
 【主任任:理化学検査業務】

- 1 食品衛生法(以下「法」という。)第28条第1項の規定による所管区域内の事業者等からの報告の聴取、所管区域内で取り扱う食品等の臨検検査及び収去並びにこれに伴う試験、研究及び調査
- 2 法第28条第4項の規定による所管区域内で取り扱う食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託
- 3 法第30条第2項の規定による所管区域内の監視指導
- 4 法第58条第1項の規定による所管区域内で取り扱う食品等の回収の届出の受理
- 5 法第59条の規定による所管区域内で取り扱う食品等の廃棄処分及び事業者に対する食品衛生上の危害を除去するための処置の命令
- 6 法第60条及び第61条の規定による所管区域内の営業の禁止又は停止
- 7 法第61条の規定による所管区域内の施設の整備改善命令
- 8 事務処理の特例に関する条例(以下「条例」という。)別表第97項第9号の規定による所管区域内の報告の徴取及び立入検査
- 9 条例別表第97項第11号及び第12号の規定による所管区域内の措置の命令及び業務の停止命令

- 1 墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬
- 2 小動物の焼却(戸塚斎場に
 限る。)

食肉衛生検査所
 所長(技)松野 桂
 副所長(技)待永 直昭

担当係長(技)成田 俊之
 【主任任:庶務・畜検査業務】
 担当係長(技)原 みゆき
 【主任任:畜検査業務】
 担当係長(技)池田 和規
 【主任任:経理・畜検査業務】
 担当係長(技)出頭 克也
 【主任任:と畜検査・食鳥検査業務】

- 1 獣畜類についての試験、検査、研究及び調査
- 2 食肉についての試験、検査、研究及び調査
- 3 獣畜類に関する医薬品についての試験、検査、研究及び調査

- 10 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(以下「政令」という。)第7条第1項第1号から第3号までの規定による所管区域内の食品関連事業者等に係る指示、命令及び公表(同項ただし書の規定による栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの(以下「内閣府令表示事項」という。)に関するものを除く。)
- 11 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による所管区域内の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者からの報告の徴取及び物件の提出(内閣府令表示事項に関するものを除く。)
- 12 政令第7条第1項第6号の規定による所管区域内の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査、質問及び収去(内閣府令表示事項に関するものを除く。)
- 13 政令第7条第1項第7号の規定による所管区域内で取り扱う食品の回収の届出の受理(食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第1条第7号、第8号及び第11号に関するものを除く。)
- 14 政令第7条第1項第8号の規定による所管区域内の食品関連事業者等に係る申出及び調査(内閣府令表示事項に関するものを除く。)
- 15 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定による所管区域内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行(食品衛生に係るも

- 16 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項及び第4項の規定による所管区域内の適合施設の認定及び確認(食品衛生に係るものに限る。)
- 17 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第5項の規定による所管区域内の適合施設の設置者等に対する当該適合施設の改善の要求及び認定の取消し(食品衛生に係るものに限る。)
- 18 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定による所管区域内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行を受けた者又は所管区域内の適合施設の設置者等からの報告の徴取及び物件の提出の要求並びに立入調査及び質問(食品衛生に係るものに限る。)
- 19 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定による所管区域内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行及び所管区域内の適合施設の認定の取消し(食品

保健所長

< 担当理事兼務 >

保健所担当理事

< 感染症対策・健康安全室長兼務 >

健康安全部長

担当部長
(監視等担当)

担当部長
(健康危機管理担当)

担当部長(3)
(医務担当)

担当部長
(感染症対策強化担当)

担当部長(3)
(ワクチン接種調整等担当)

担当部長

福祉保健センター長

センター担当部長

健康安全課長

担当課長(3)
(健康危機管理担当)

担当課長(2)
(医務担当)

担当課長
(感染症対策強化担当)

担当課長(16)
(ワクチン接種調整等担当)

担当課長(3)

生活衛生課長

環境指導係長

生活衛生係長

担当係長
(住宅宿泊事業担当)

動物愛護センター長

運営企画係長

担当係長

愛護推進係長

食品衛生課長

食品衛生係長

食品監視係長

担当係長(2)

医療安全課長

担当係長(4)

担当係長(4)
(医療監視等担当)

担当係長
(医務担当)

福祉保健課長

運営企画係長

担当係長
(事業企画担当)

健康づくり係長

担当係長 ※2

生活衛生課長 ※1

食品衛生係長

環境衛生係長

高齢・障害支援課長

高齢・障害係長

担当係長

担当係長
(地域包括ケア推進担当)

子ども家庭支援課長

担当課長
(学校連携・こども担当)

子ども家庭係長

担当係長

担当係長
(こどもの権利擁護担当)

担当係長 ※3

担当係長(3)

担当係長(11)
(健康危機管理担当)

担当係長
(医務担当)

担当係長(2)
(感染症対策強化担当)

担当係長(48)
(ワクチン接種調整等担当)

担当係長(14)

< 保健所職員は、上記の健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務 >

福祉保健センターは、標準型で表示

※1 栄区・泉区・瀬谷区は1係制、青葉区は2担当係長制

※2 福祉保健課 担当係長 (栄区・泉区・瀬谷区を除く)

※3 子ども家庭支援課 こどもの権利擁護担当係長
(鶴見区・神奈川区・南区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・港北区・青葉区・戸塚区・瀬谷区)

衛生研究所
所 長 (医) 大久保 一郎

管 理 課
課 長 (事) 小 田 淳
担当課長 (技) 泉 俊 明
(精度管理・企画担当)

管 理 係
係 長 (事) 吉山 良之
担当係長 (技) 吉野 友章
【主担任: 精度管理・企画担当業務】

- 1 研究所の人事、文書、予算及び決算
- 2 手数料の徴収、減免及び還付
- 3 試験等の依頼事務
- 4 研究所の維持管理
- 5 統計及び報告
- 6 研究及び研修の企画及び調整
- 7 試験及び検査の信頼性確保
- 8 所内他の課の主管に属しないこと

感染症・疫学情報課
課 長 (医) 横山 涼子

担当係長 (技) 岡本 佳子
【主担任: 疫学情報担当業務】
担当係長 (医) 畔上 栄治
【主担任: 感染症担当業務】

- 1 感染症に関する調査、研究及び研修
- 2 疫学情報の収集、解析及び提供並びに疫学情報に関する研修
- 3 その他保健衛生に関する疫学的調査及び研究

微生物検査研究課
課 長 (医) 仙田 隆一

担当係長 (技) 酒井 敬介
【主担任: 細菌担当業務】
担当係長 (技) 宇宿 秀三
【主担任: ウイルス、医動物担当業務】
担当係長 (技) 太田 嘉

- 1 疫学調査及び研究
- 2 病原体の検査及び研究
- 3 血清学的検査及び研究
- 4 臨床病理学的検査及び研究
- 5 乳肉その他の食品の細菌検査及び研究
- 6 食中毒の試験、検査及び調査、研究
- 7 衛生動物及び寄生虫の試験、検査及び研究
- 8 防疫薬剤の試験及び検査
- 9 食品衛生法による製品検査 (理化学検査研究課の主管に属さないもの)
- 10 生活環境の検査及び研究 (理化学検査研究課の主管に属さないもの)
- 11 上水等の衛生学的試験、検査及び研究 (理化学検査研究課主幹に属さないもの)
- 12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による検体又は病原体の検査
- 13 その他保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究 (理化学検査研究課の主管に属さないもの)

理化学検査研究課
課 長 (医) 鈴木 祐子

担当係長 (技) 保 英 樹
【主担任: 食品添加物、薬事・家庭用品担当業務】
担当係長 (技) 森田 昌弘
【主担任: 微量汚染物担当業務】
担当係長 (医) 磯田 信一
【主担任: 環境化学担当業務】

- 1 食品及び食品添加物の理化学的試験、検査及び研究
- 2 食器、調理器具及び容器包装等の理化学的試験、検査及び研究
- 3 食物アレルギーに関する試験、検査及び研究
- 4 遺伝子組換え食品に関する試験、検査及び研究
- 5 残留農薬及び食品汚染物質に関する試験、検査及び研究
- 6 生活環境の衛生学的試験、検査及び研究
- 7 家庭用品の衛生学的試験、検査及び研究
- 8 医薬品及び化粧品等の試験、検査及び研究
- 9 上水、プール水、浴槽水の衛生学的試験、検査及び研究
- 10 食品衛生法による製品検査
- 11 その他保健衛生に関する理化学的試験、検査、調査及び研究

兼務による局際的な横断組織

【放射線対策担当】

補 職 名
総務局危機管理室危機管理部危機管理課長
政策局シティプロモーション推進室広報課長
市民局区政支援部区連絡調整課長
市民局区政支援部地域施設課長
市民局スポーツ統括室スポーツ振興課担当課長
経済局中央卸売市場本場運営調整課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長
こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部監視等担当部長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部健康安全課健康危機管理担当課長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部健康安全課健康危機管理担当係長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部食品衛生課担当係長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部医療安全課長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部医療安全課医療監視等担当係長
健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部保健事業課担当係長
環境創造局環境保全部環境管理課長
環境創造局公園緑地部公園緑地維持課長
環境創造局下水道施設部下水道施設管理課長
資源循環局政策調整部政策調整課調査等担当課長
資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課長
資源循環局適正処理計画部施設課長
資源循環局適正処理計画部処分地管理課長
道路局道路部維持課長
道路局道路部施設課長
道路局河川部河川企画課長
港湾局政策調整部政策調整課長
水道局浄水部浄水課長
水道局浄水部水質課長
教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課長
教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課担当課長
教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課中学校給食推進担当課長

健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の室及び部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 社会福祉連携推進法人の認定、定款変更、監督等に関すること。
- (8) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の室及び部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 被災者支援に関すること（総務局危機管理室の主管に属するものを除く。）。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) 福祉有償運送に関すること。
- (14) 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- (15) 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会に関すること。
- (16) 地方再犯防止推進計画に関すること。
- (17) その他地域福祉保健に関すること。
- (18) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

生活支援課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。

- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (7) 市立の保護施設の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (8) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (10) 保護統計調査に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 医療券等の審査に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (14) 被保護者の就労支援に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (17) 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会に関すること。
- (18) 寿地区対策に関すること。
- (19) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (20) 生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (21) 部内他の課の主管に属しないこと。

ひきこもり支援課

- (1) ひきこもりに係る相談に関すること（青少年相談センターの主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) ひきこもりに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金（特定障害者に係る特別障害給付金及び年金生活者支援給付金を含む。以下この部中同じ。）の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。

- (3) 重度障害者の医療費助成事業に関する事。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関する事。
- (5) 児童の医療給付等に関する事。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関する事。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関する事。
- (8) その他医療費助成に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)

障害福祉保健部

障害施策推進課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 障害者及び障害児の福祉及び保健の推進に関する事(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関する事(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下この項において「法」という。)に係る事務の企画及び運用に関する事。
- (5) 発達障害者支援法に関する事(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関する事。
- (7) 障害者更生相談所との連絡調整に関する事。
- (8) 横浜市障害者施策推進協議会に関する事。
- (9) 横浜市障害者差別の相談に関する調整委員会に関する事。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、相談支援に係る事務に関する事。
- (11) 法に基づく訓練等給付費に係る事務のうち、自立生活援助に係るものに関する事。
- (12) 法に基づく計画相談支援給付費に係る事務に関する事。
- (13) 自立生活アシスタントに関する事。
- (14) 障害者の居住支援に係る事務に関する事。
- (15) 精神障害者の退院促進支援に関する事。
- (16) 法に基づく地域相談支援給付費に係る事務に関する事。
- (17) 障害支援区分の認定に関する事。
- (18) 部内他の課の主管に属しない事。

精神保健福祉課

- (1) 精神科病院の現地指導に関する事。
- (2) 医療社会事業に関する事。
- (3) その他精神保健及び精神障害者福祉に関する事(他の局、室、部及び課並びにこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。)
- (4) こころの健康相談センターとの連絡調整に関する事。
- (5) 依存症対策の企画及び調整に関する事。
- (6) 横浜市精神保健福祉審議会に関する事。
- (7) 精神障害者の救急医療に関する事(保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項第1号に掲げる事務を除く。)
- (8) 精神科医療に係る相談に関する事。

障害自立支援課

- (1) 特別障害者手当等に関する事。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関する事。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関する事。
- (4) 手話通訳の派遣に関する事。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関する事。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関する事。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関する事。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス及びコミュニケーション支援に係る事務に関する事。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関する事（障害施策推進課の分掌事務第 14 号に係るものを除く。）。
- (12) 特別乗車券に関する事。
- (13) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関する事。
- (14) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関する事。
- (15) 障害者の就労支援に関する事。
- (16) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関する事。
- (17) 障害者の就労支援に係る関係機関、企業等との連絡調整に関する事。
- (18) その他障害者個人に対する給付に関する事（他の局、部及び課並びにこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (19) その他障害者団体に関する事（他の局、室、部及び課の主管に属するものを除く。）。

障害施設サービス課

- (1) 市立の障害者施設に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市立の障害者施設の整備に関する事。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関する事。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関する事。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務（自立生活援助に係るものを除く。）に関する事。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事。
- (10) 障害者地域活動ホームに関する事。
- (11) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事。
- (12) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関する事（他の局、部及び課の主管に

属するものを除く。)

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (4) 老人クラブに関すること。
- (5) 老人福祉センター等に関すること。
- (6) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (7) その他高齢者の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (2) 高齢者の一般介護予防事業に関すること。
- (3) 高齢者の生活支援体制整備事業に関すること。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (3) 高齢者等の包括的支援事業に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (4) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。)の指定事業者への支援に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (5) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者(いずれも予防給付に係るものを含む。)の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (11) よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居に関すること（建築局の主管に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付等に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業の指定事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

感染症対策・健康安全室

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第6号に掲げる事務を除く。）。

- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (5) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第 4 条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）。)
- (6) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく届出等（文化観光局及び建築局の主管に属するものを除く。）及び同法に係る事務の連絡調整に関すること。
- (7) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第 3 条生活衛生課の項及び第 4 条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務を除く。）。)

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) 食品の輸出に係る主務大臣への報告に関すること。
- (5) 食品等の回収に係る厚生労働大臣への報告等に関すること。
- (6) その他食品衛生に関すること（保健所事務分掌規則第 3 条食品衛生課の項並びに第 4 条生活衛生課の項第 6 号、第 9 号から第 11 号まで及び第 17 号に掲げる事務を除く。）。)
- (7) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関すること。
- (8) 衛生研究所に関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可に関すること。

保健事業課

- (1) 保健施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 健康増進に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。)
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること（母子保健に係るものを除く。）。)
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。

- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。
- (16) 室内他の課の主管に属しないこと。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び納骨堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び納骨堂の整備に関すること。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 福祉保健センター福祉保健課の (3) 及び (4) 並びに福祉保健センター生活衛生課の (6) 、 (11) 及び (16) に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則（昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号）に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号）に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の設置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 23 年 2 月横浜市条例第 5 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び除去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 56 号）に基づく公表に関すること。
- (10) 福祉保健センター生活衛生課の (1) から (5) まで、(7) 及び (8) に掲げる事務の総括に関すること。

動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 44 号）第 2 条第 1 号から第 11 号までの規定に基づく事務に関すること。

- (2) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関する事（横浜市動物愛護センター条例第 2 条第 3 号から第 5 号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。）。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の（12）から（14）までに掲げる事務の統括に関する事。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関する事。
- (2) 食品等の検査に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の（9）、（10）及び（17）に掲げる事務の統括に関する事。
- (4) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に関する事（横浜市事務分掌規則（昭和 27 年 10 月横浜市規則第 68 号）第 6 条感染症対策・健康安全室の款健康安全部の項食品衛生課の部第 5 号に掲げる事務を除く。）。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関する事（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに福祉保健センター生活衛生課の（15）に掲げる事務を除く。）。
- (2) 医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）に基づく調査票等の受理及び送付に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の（15）に掲げる事務の統括に関する事。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関する事。
- (2) 人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）に基づく調査票の審査及び提出に関する事。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに健康安全部健康安全課の（1）及び（2）並びに福祉保健センター生活衛生課の（5）及び（6）に掲げる事務を除く。）に関する事。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関する事。
- (5) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関する事。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号）に基づく事務に関する事。
- (7) 食品表示法に基づく栄養成分及び熱量等の表示事項に係る指示等に関する事。
- (8) センター内他の課の主管に属しない事。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関する事。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関する事。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関する事。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する事(事業者の登録に関する事務を除く。)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。次号において同じ。)に関する事。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため並びに消毒その他の措置を実施するために必要な調査等に関する事(同法に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の感染源に係る調査等であつて、環境衛生、動物の愛護及び管理並びに食品衛生に係るものに限る。)
- (7) 居住衛生に関する事。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関する事。
- (9) 食品衛生関係営業に関する事。
- (10) 食中毒の予防に関する事。
- (11) 食中毒の発生措置に関する事。
- (12) 狂犬病予防に関する事。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及び猫の引取り並びに動物の収容に関する事。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関する事。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)に基づく調査票の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び貸与業、再生医療等製品の販売業並びに毒物劇物販売業に関する事。
- (16) 健康危機管理に関する事。
- (17) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)に基づく事務(食品の輸出に係る主務大臣への報告に関する事務を除く。)に関する事(食品衛生に係るものに限る。)

高齢・障害支援課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関する事(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)

こども家庭支援課

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

予算・決算

1 令和4年度一般会計歳入決算状況

(単位：円)

科 目	予 算 現 額	調 定 額 (A)	収 入 済 額 (B)	差 引 (A)-(B)	収 入 率 (%) (B)/(A)	差 引 の 内 訳	
						不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
分担金及び負担金	6,110,872,000	12,057,215,072	5,836,922,235	6,220,292,837	48.4%	440,909,506	5,779,383,331
使用料及び手数料	1,458,988,000	1,294,163,657	1,268,808,307	25,355,350	98.0%	31,509	25,323,841
国庫支出金	207,717,241,199	188,674,020,841	188,674,020,841	0	100%	0	0
県支出金	48,074,945,000	42,586,994,242	42,586,994,242	0	100%	0	0
財産収入	87,806,000	91,640,766	91,640,766	0	100%	0	0
寄附金	67,814,000	84,414,429	84,414,429	0	100%	0	0
繰入金	28,332,000	25,345,000	25,345,000	0	100%	0	0
諸収入	2,170,948,000	3,222,391,837	2,234,021,586	988,370,251	69.3%	109,644,961	878,725,290
市債	4,606,000,000	4,457,000,000	4,457,000,000	0	100%	0	0
合 計	270,322,946,199	252,493,185,844	245,259,167,406	7,234,018,438	97.1%	550,585,976	6,683,432,462

- ※ 収入率は、原則として小数第1位で表示（小数第2位を四捨五入）しています。
 ただし、収入率が100%の場合は、『100.0%』ではなく『100%』と表示しています。
 ※ 令和5年度機構改革のため、医療局移管事業分は決算額から除いています

2 令和4年度一般会計歳出決算状況

(単位：円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (%) (B)/(A)	差 引 (A)-(B)	左 の 内 訳	
					繰越額	不用額
健康福祉費	404,508,014,316	379,936,064,204	93.9%	24,571,950,112	249,010,000	24,322,940,112
社会福祉費	97,342,554,040	79,040,686,848	81.2%	18,301,867,192	0	18,301,867,192
社会福祉総務費	28,207,105,302	28,110,744,909	99.7%	96,360,393	0	96,360,393
社会福祉事業振興費	6,637,185,698	6,289,355,400	94.8%	347,830,298	0	347,830,298
国民年金費	199,475,000	145,534,309	73.0%	53,940,691	0	53,940,691
ひとり親家庭等医療費	1,681,732,000	1,598,337,104	95.0%	83,394,896	0	83,394,896
小児医療費	10,469,784,000	10,387,694,764	99.2%	82,089,236	0	82,089,236
臨時特別給付金給付費	50,147,272,040	32,509,020,362	64.8%	17,638,251,678	0	17,638,251,678
障害者福祉費	129,081,994,000	126,754,326,901	98.2%	2,327,667,099	0	2,327,667,099
障害者福祉費	106,982,714,541	106,004,695,790	99.1%	978,018,751	0	978,018,751
こころの健康相談センター等運営費	618,657,000	557,272,050	90.1%	61,384,950	0	61,384,950
障害者手当費	1,162,940,459	1,162,940,459	100%	0	0	0
重度障害者医療費	16,539,963,000	15,518,188,085	93.8%	1,021,774,915	0	1,021,774,915
障害者福祉施設運営費	640,250,000	534,199,539	83.4%	106,050,461	0	106,050,461
リハビリテーションセンター等運営費	3,137,469,000	2,977,030,978	94.9%	160,438,022	0	160,438,022
老人福祉費	21,782,403,000	19,900,081,730	91.4%	1,882,321,270	221,195,000	1,661,126,270
老人措置費	8,863,930,223	7,667,892,001	86.5%	1,196,038,222	0	1,196,038,222
老人福祉費	12,643,388,000	11,957,104,952	94.6%	686,283,048	221,195,000	465,088,048
老人福祉施設運営費	275,084,777	275,084,777	100%	0	0	0
生活援護費	137,320,916,703	135,961,435,964	99.0%	1,359,480,739	0	1,359,480,739
生活保護費	135,364,916,703	134,280,561,801	99.2%	1,084,354,902	0	1,084,354,902
援護対策費	1,956,000,000	1,680,874,163	85.9%	275,125,837	0	275,125,837
健康福祉施設整備費	7,682,055,226	7,277,145,996	94.7%	404,909,230	27,815,000	377,094,230
健康福祉施設整備費	7,682,055,226	7,277,145,996	94.7%	404,909,230	27,815,000	377,094,230
公衆衛生費	8,906,020,561	8,723,259,955	97.9%	182,760,606	0	182,760,606
健康診査費	871,468,861	824,995,582	94.7%	46,473,279	0	46,473,279
健康づくり費	960,003,000	907,948,212	94.6%	52,054,788	0	52,054,788
地域保健推進費	6,536,349,700	6,531,010,133	99.9%	5,339,567	0	5,339,567
公害・石綿健康被害対策事業費	538,199,000	459,306,028	85.3%	78,892,972	0	78,892,972
環境衛生費	2,392,070,786	2,279,126,810	95.3%	112,943,976	0	112,943,976
葬務費	2,392,070,786	2,279,126,810	95.3%	112,943,976	0	112,943,976
諸 支 出 金	123,250,388,000	123,244,909,203	100.0%	5,478,797	0	5,478,797
特別会計繰出金	123,250,388,000	123,244,909,203	100.0%	5,478,797	0	5,478,797
国民健康保険事業費会計繰出金	27,900,500,000	27,900,500,000	100%	0	0	0
介護保険事業費会計繰出金	49,071,624,000	49,067,771,175	100.0%	3,852,825	0	3,852,825
後期高齢者医療事業費会計繰出金	38,263,634,000	38,263,634,000	100%	0	0	0
公害被害者救済事業費会計繰出金	11,125,000	9,499,028	85.4%	1,625,972	0	1,625,972
水道事業会計繰出金	783,364,000	783,364,000	100%	0	0	0
自動車事業会計繰出金	5,293,079,000	5,293,079,000	100%	0	0	0
高速鉄道事業会計繰出金	1,927,062,000	1,927,062,000	100%	0	0	0
合 計	527,758,402,316	503,180,973,407	95.3%	24,577,428,909	249,010,000	24,328,418,909

※ 執行率は、原則として小数第1位で表示（小数第2位を四捨五入）しています。
 ただし、執行率が100%の場合は、『100.0%』ではなく『100%』と表示しています。

※ 令和5年度機構改革のため、医療局移管事業分は決算額から除いています

3 令和4年度特別会計決算状況

(単位：円)

	予算現額	収入済額	支出済額	収入支出差引 過△不足額
国民健康保険事業費会計	322,664,481,000	332,891,362,351	317,186,211,147	15,705,151,204
介護保険事業費会計	322,916,111,000	327,077,529,017	312,605,198,796	14,472,330,221
後期高齢者医療事業費会計	88,650,056,000	87,045,542,563	86,622,743,029	422,799,534
公害被害者救済事業費会計	35,071,000	43,445,226	21,552,227	21,892,999
新墓園事業費会計	1,875,776,000	1,245,751,946	1,245,722,036	29,910

1 地域福祉保健推進事業

福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。

1 地域福祉保健計画の策定・推進

(1) 事業内容

横浜市では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、地域福祉保健計画を策定・推進しています。

(2) 計画の策定・推進状況

市では、平成16年度から市計画を策定し、令和4年度から第5期市計画（令和6年度～10年度）の策定に向け、策定・推進委員会等を開催しています。また、第4期市計画（令和元年度～5年度）では、区を支援する研修などに取り組んでいます。

各区では、区域全体を対象とした区計画と、より身近な地域である地区別計画からなる「区地域福祉保健計画」を策定・推進しています。令和4年度は、第4期区計画・地区別計画（令和3年度～7年度）を推進し、区の特性を活かした地域の支え合いやつながりづくりといった、様々な地域福祉保健活動に取り組んでいます。

<令和4年度実績>

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会開催数 2回

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会開催数 2回

(3) 地域福祉保健計画との関連事業

ア ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業

民生委員及び地域包括支援センターに対して、在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者等の個人情報を提供し、必要な人に対する相談や見守り活動等につなげる取組を実施しました。令和4年度は、18区263地区で実施し、うち、13区150地区では75歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者にも対象を拡大しました。

イ 災害時要援護者支援事業

災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対し、地域の自主的な取組により安否確認等支援ができる体制づくりを、区と連携して推進しました。

実施地区数（単位町内会） 2,727地区（令和3年度）

2 地域ケアプラザの整備・運営

(1) 事業内容

市民の誰もが、住み慣れた地域において健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設として、地域ケアプラザを中学校区程度に1か所整備していきます。

なお、平成18年度から、すべての地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに、介護保険制度の中に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等や、介護予防ケアプランの作成等を行っています。

(2) 施設の機能

ア 地域のボランティア等福祉・保健活動の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供

イ 福祉・保健等に関する相談・助言・調整

ウ 福祉・保健サービス（一部施設を除く。）

例) 高齢者デイサービス

健康状態の確認、入浴、食事、機能訓練、送迎

エ ケアプラン・介護予防ケアプランの作成

オ 支援困難な方への対応や関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援など

(3) 利用日等

ア 開館時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日・祝日等 午前9時から午後5時まで

イ 相談時間(令和4年10月から)

月曜日～土曜日 午前9時から午後6時まで

日曜日・祝日等 午前9時から午後5時まで

ウ 休館日

施設点検日(月1回)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

(4) 令和4年度実績

ア 整備(4か所)

名 称	場 所	整 備 内 容
都田地域ケアプラザ	都筑区東方町 655 番 4	工事、初度調弁
西柴地域ケアプラザ	金沢区柴町 343 番地 5	工事、初度調弁
保土ヶ谷地域ケアプラザ	保土ヶ谷区岩井町 143 番 2	工事、初度調弁
上永谷駅前地域ケアプラザ	港南区丸山台一丁目 9 番地の 5	工事

イ 運営(144か所)

利用者数 2,383,810 人

うち デイサービス延利用人員 832,732 人

(デイサービス契約人員 8,951 人)

ウ 地域ケアプラザ職員等向け研修

地域ケアプラザ等に勤務する職員を対象に、個別・地域の課題解決、ネットワーク構築に関する知識・技術の習得等、ケースワーク・コーディネートを高めるための研修を実施しました。

講座数 6 講座 参加人数 712 人(参加延べ人数)

3 福祉保健活動拠点の運営

(1) 事業内容

地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等の場の提供及び支援並びにボランティアに関する情報提供・育成支援・紹介等を行う施設として、福祉保健活動拠点を各区に1か所設置しています。

(2) 施設内容

団体交流室、対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室、多目的研修室、事務室等

(3) 利用日等

ア 開館時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日・祝日等 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

施設点検日（月1回）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

(4) 令和4年度実績

ア 運営主体（指定管理者）

各区社会福祉協議会

イ 利用状況

名 称	開 所 日	利用延べ件数
鶴見区福祉保健活動拠点	平成11年10月18日	3,361
神奈川区福祉保健活動拠点	平成11年5月1日	2,021
西区福祉保健活動拠点	平成20年1月1日	2,630
中区福祉保健活動拠点	平成16年11月1日	1,785
南区福祉保健活動拠点	平成16年7月1日	2,148
港南区福祉保健活動拠点	平成14年11月25日	5,854
保土ヶ谷区福祉保健活動拠点	平成11年10月25日	3,242
旭区福祉保健活動拠点	平成14年2月1日	2,006
磯子区福祉保健活動拠点	平成13年2月15日	1,360
金沢区福祉保健活動拠点	平成11年5月1日	2,373
港北区福祉保健活動拠点	平成11年5月1日	2,131
緑区福祉保健活動拠点	平成10年12月1日	1,673
青葉区福祉保健活動拠点	平成17年4月4日	2,753
都筑区福祉保健活動拠点	平成15年12月22日	1,245
戸塚区福祉保健活動拠点	平成11年12月6日	3,029
栄区福祉保健活動拠点	平成13年3月1日	1,396
泉区福祉保健活動拠点	平成14年3月11日	2,244
瀬谷区福祉保健活動拠点	平成14年11月1日	1,355
合 計		42,606

4 民生委員・児童委員

(1) 事業内容

本市民生委員制度は、大正9年4月に制定された「横浜市方面委員規定」により、48名の方面委員を委嘱したことに始まり、戦後の法改正で、「民生委員・児童委員」と名称が改められ、本市福祉行政の推進に大きな役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員は、地域活動や訪問活動などを通じた地域の福祉ニーズの把握、福祉保健センター等関係機関との連絡・協力など、地域に生活する市民の立場で、地域福祉増進のための幅広い活動を行っています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童委員と連携して、関係機関・団体等との連絡・調整などを行っています。

(2) 民生委員・児童委員数（主任児童委員を含む）

（令和4年度）

	定数	現 員			地区民生委員児童委員協議会数
		男	女	計	
鶴見	339(34)	86(7)	240(26)	326(33)	17
神奈川	318(36)	47(1)	236(32)	283(33)	18
西	135(12)	27(1)	92(11)	119(12)	6
中	191(26)	33(2)	137(18)	170(20)	13
南	282(33)	61(1)	198(31)	259(32)	16
港南	291(30)	42(1)	224(27)	266(28)	15
保土ヶ谷	301(46)	45(1)	223(40)	268(41)	23
旭	333(40)	51(2)	237(29)	288(31)	20
磯子	234(20)	44(1)	159(15)	203(16)	10
金沢	280(32)	38(0)	199(30)	237(30)	16
港北	422(46)	82(1)	311(45)	393(46)	23
緑	227(23)	39(0)	175(22)	214(22)	11
青葉	329(32)	45(0)	260(29)	305(29)	16
都筑	186(20)	49(3)	121(14)	170(17)	10
戸塚	341(38)	73(0)	250(35)	323(35)	19
栄	163(14)	39(0)	111(14)	150(14)	7
泉	192(24)	54(1)	120(20)	174(21)	12
瀬谷	171(24)	35(0)	118(23)	153(23)	12
計	4,735(530)	890(22)	3,411(461)	4,301(483)	264

※（ ）内は、主任児童委員で内数

(3) 民生委員・児童委員の活動状況

（令和4年度）

項 目		年間取扱件数	比率 (%)	1人当たり年間取扱件数
相談・支援件数	高齢者に関すること	64,380	67.6	16.9 ※1
	障害者に関すること	3,758	3.9	1.0 ※1
	子どもに関すること	14,700	15.4	3.4
	その他	12,448	13.1	2.9
	計	95,286	—	—
その他の活動件数	調査・実態把握	42,893	9.4	10.0
	行事・事業・会議への参加協力	97,947	21.5	22.8
	地域福祉活動・自主活動	183,443	40.2	42.7
	民児協運営・研修	127,358	27.9	29.6
	証明事務	3,341	0.7	0.9 ※1
	要保護児童の発見通告・仲介	802	0.2	0.2
計	455,784	※2	—	

※1：1人当たり年間取扱件数のうち、「高齢者に関すること」、「障害者に関すること」、「証明事務」については、原則として主任児童委員は取り扱わないため、これらの項目については、主任児童委員を除いた民生委員・児童委員の現員数（3,818人）を基に算出した。

※2：比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

(4) 研修

市の民生委員・児童委員、主任児童委員で構成する研修委員会において、対象者別の研修を企画・実施しました。

5 高齢者・障害者権利擁護事業

(1) 事業内容

判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、権利擁護に関わる相談や定期訪問・金銭管理サービス等を実施する「横浜生活あんしんセンター」の運営を補助しました。

令和2年4月に、横浜市における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目的とし、中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発、市民後見人の養成・支援などを行っています。

(2) 横浜生活あんしんセンター運営事業（令和4年度）

ア 相談調整事業

(ア) 内容

高齢者や障害者の権利擁護に関わる一般相談及び弁護士、社会福祉士による専門相談

(イ) 相談実績

96,643件

イ 権利擁護事業

利用者数 1,140人

(ア) 定期訪問・金銭管理サービス事業（契約に基づき実施・有料）

a 内容

定期的な訪問・預貯金の出納代行、公共料金・生活諸費の支払いの代行等

b 契約実績（利用者数のうち(ア)の契約者数）

1,139人

(イ) 財産関係書類等預かりサービス事業（契約に基づき実施・有料）

a 内容

預貯金通帳、有価証券、証書の保管（金融機関の貸金庫に保管）

b 契約実績（利用者数のうち(イ)の契約者数）

175人

ウ 法定後見・任意後見業務（契約等に基づき実施・有料）

(ア) 内容

成年後見制度に対応し、法人として後見業務を行う。

(イ) 実績

a 任意後見契約 契約締結済 4件

b 法定後見 後見人就任件数 36件

(3) 中核機関運営事業

ア 協議会の設置

(ア) 内容

令和2年度から「市協議会」を設置し、市域の課題、関係機関の連携強化の検討や市内の権利擁護の取組状況の評価等を行っています。さらに本市の規模を考慮し、より身近な地域における連携の仕組みとして市内全18区に「区協議会」を設置しました。

(イ) 開催実績

市協議会（2回）、広報相談部会（2回）、利用促進・不正防止部会（2回）

区協議会（67回）

イ 中核機関

(ア) 内容

市協議会の事務局機能を持つ他、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、制度の利用促進に向け「チーム」や「区協議会」を支援する取組を行います。

(イ) 実績

市民や関係機関からの相談件数(2,900件)、成年後見人等候補者調整会議の調整件数(21件)、市民後見人等受任調整会議（R4.11から成年後見人等候補者調整会議へ統合）(8件)、市民後見人バンク登録者数(78名)、市民向け講習会の実施(2回、146名参加)等

(4) 実施主体

(2)について、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会に委託

(ア～ウの業務を社会福祉法人横浜市社会福祉協議会より各区社会福祉協議会に委託)
 (3)について、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に委託

6 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の運営

(1) 事業内容

福祉保健活動の推進に必要な人材の育成・確保のため、福祉保健活動等の従事者・市民に対し、研修・情報提供等を行うとともに、交流の場・機会を提供しています。

(2) 施設概要

ア 所在地

港南区上大岡西一丁目6番1号（ゆめおおおかオフィスタワー 4階～5階の一部、9階～12階）

イ 施設内容

研修室・討議室、和室、介護・調理実習室、情報資料室

ウ 運営主体（指定管理者、第4期指定期間：平成30年4月～令和5年3月）

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

エ 開所日

平成9年10月1日

(3) 事業実施状況（令和4年度）

ア 研修室等の貸出し

利用件数	14,352件
稼働率	45.0%

イ 福祉保健に関する研修

分類	件数（件）	日数（日）	受講者数（人）
組織力向上コース	30	44	1,158
専門力向上コース	23	24	1,084
地域力向上コース	6	7	252
資格関連コース	4	73	737
民生委員児童委員・主任児童委員コース	6	6	1,677

ウ 情報資料室の運営

(ア) 資料等の収集・整備

種類	令和4年度収集・整備数（点）	累計（点） （R4年度末時点）
図書・資料・合冊製本	634	23,417
逐次刊行物	728	24,351
視聴覚資料	10	539
合計	1,372	48,307

(イ) 利用状況

閲覧者数：8,268人、貸出数：7,965件、新規登録者数275人（R4年度末総登録者数13,474人）

エ 研究団体の支援

登録団体：1団体

オ 福祉人材の確保・就業支援事業

(ア) 就職説明会の開催

(イ) 人材確保支援セミナーの開催

(ウ) ホームページにおける人材募集動画の配信

(エ) 福祉保健交流スペース「ウェルじゃん」の運営（福祉に関する情報の提供等）

カ 福利厚生事業

福祉保健従事者等のための「こころの相談室」

相談日数146日、利用件数126件

7 横浜市社会福祉センターの運営

(1) 事業内容

市民の福祉意識を高め主体的な福祉活動を推進するため、社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動の場を提供するとともに、ボランティア支援などの社会福祉に関する相談や支援を行っています。

(2) 施設概要

ア 所在地

中区桜木町1丁目1番地（横浜市健康福祉総合センター内）

イ 施設内容

ホール、会議室、軽運動室、ボランティアセンター、相談室、憩いの広間

ウ 運営主体（指定管理者、第4期指定期間：平成30年4月～令和5年3月）

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

エ 開所年月

昭和56年4月

(3) 事業実施状況（令和4年度）

ア ホール・会議室等の貸出し

	ホール	会議室	軽運動室	計
利用件数	450件	4,802件	801件	6,053件
稼働率	49.0%	74.6%	87.2%	73.2%

イ ボランティアセンター諸室利用件数

ボランティアコーナー	点字製作室	録音室	ボランティアスペース	ボランティアルーム	計
574件	442件	399件	388件	482件	2,285件

ウ その他の取組

(ア) 稼働率向上に向けた取組

事前に操作説明会を実施した上で施設利用予約システムの運用を開始しました。

(イ) 新たなニーズ・課題に対応したボランティア事業の展開

地域の居場所や社会参加のきっかけとしてボランティア活動を希望する方について、専門相談を行っている機関と連携して、相談対応及びコーディネートを行いました。

(ウ) 市民・ボランティア団体等の交流に関する事業

企業の地域貢献活動の支援や精神保健ボランティア活動等の支援・交流を実施しました。

8 ごみ問題を抱えている人への支援事業

(1) 事業内容

家の内外にごみ等を溜め込み、悪臭や害虫の発生など周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」問題に対し、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例に基づき、当事者に寄り添った福祉的な支援を通じて、不良な生活環境の解消や発生の防止を図ります。

(2) 事業実施状況

問題の解決にあたっては、単にごみを片付けるだけでなく、その背景に、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民及び関係機関と連携しながら取り組みました。

また、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、資源循環局と協力して、片付けを支援しました。

(3) 事業実績（令和4年度）

近隣に影響がある不良な生活環境57件に対し支援等を行い、20件が解消しました。また、条例に基づく排出支援は、19回実施しました。

	近隣に影響がある不良な生活環境の件数	近隣への影響が解消した件数	排出支援実施回数
全市合計	57件	20件	19回

(4) 研修等

福祉的支援に重点を置いた取組を推進するため、市職員及び福祉保健関係者等を対象に研修を実施しました。※各区で開催した研修も含まれます。

市職員を対象とした研修	20回
関係機関等を対象とした研修	6回

9 横浜市再犯防止推進計画の策定・推進

(1) 事業内容

助けを必要としながらも孤立した状況にある犯罪をした者等が、自分らしく健やかに暮らすための支援のあり方を明らかにするとともに、刑事司法関係機関等との連携協力関係を築くことで、支援を必要とする人たちを切れ目なく支援につなげていくため、横浜市再犯防止推進計画を令和2年3月に策定し、推進しています。

(2) 事業実施状況（令和4年度）

ア 横浜市更生支援ネットワーク会議の開催

学識経験者や更生保護に取り組む組織・団体の方からなる懇談会形式で「横浜市更生支援ネットワーク会議」を開催し、計画の進捗状況についての情報共有や各種施策の実施等について、意見聴取しました。

横浜市更生支援ネットワーク会議 開催回数 2回

イ 研修の実施

市職員向けに事例検討型の研修等を実施しました。

ウ 啓発・周知

市庁舎デジタルサイネージを活用して「社会を明るくする運動強調月間」について市民周知を行いました。

2 福祉のまちづくり推進事業

「福祉のまちづくり」とは、誰もが互いに理解し助け合う環境と、高齢者・障害者や子育て中の方など全ての人が安全・円滑に施設を利用できる環境を整えることにより、地域で安心して生活でき、自分の意思で自由に様々な活動に参加できる社会をつくることです。

昭和52年には「福祉の都市環境づくり推進指針」を定め、市民、事業者の理解と協力のもと、建物、道路、駅舎、公園等の整備を図るなど40年以上にわたり「福祉のまちづくり」を進めてきました。

具体的な施策としては、誰もが安心して交通機関を利用できるようにするため、平成2年度に、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置費を補助する制度を設けるとともに、平成3年度からは、車椅子のまま乗降できるリフト付き路線バスの導入、平成9年度からは、車椅子利用者をはじめ誰にでも乗りやすいノンステップバスを市営バスに導入し、さらに平成10年度から補助制度を設け、民営バス事業者にもノンステップバスの導入促進を図ってきました。

これらの成果や課題を踏まえ、福祉のまちづくりを総合的に進めるため平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、市民・事業者・市の協働により福祉のまちづくりを推進するため、基本的な事項を審議する「横浜市福祉のまちづくり推進会議」を設置するとともに、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しています。また、整備基準等を規定した同条例施行規則を平成10年1月に制定し、従来は「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」で行っていた協議を条例に基づく事前協議として義務付けました。

その後、国では「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）」が平成14年に改正され、ハートビル法に基づきバリアフリーに関する条例を市が制定できるようになり、平成16年に「横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（以下「ハートビル条例」という。）」が制定されました。平成18年には、公共交通機関等のバリアフリーに関する法律と改正ハートビル法が一本化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、これに伴い、ハートビル条例も「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）」と名称を改めました。

このように、本市では背景の異なる建築物のバリアフリーに関する2つの条例が存在していましたが、横浜市としてより一体的に建築物のバリアフリーを進め、また、市民・事業者にとってより分かりやすい条例とするため、平成24年12月に建築物バリアフリー条例と一本化を図る等を含め、横浜市福祉のまちづくり条例を改正しました。

1 横浜市福祉のまちづくり条例に基づく協議等状況

令和4年度までの実績	協議件数		
	官庁	民間	計
	2,033	12,761	14,794

令和4年度の実績 (令和5年3月末現在)	協議件数		
	官庁	民間	計
建築物	63	445	508
道路	3	0	3
公園	1	0	1
鉄道の駅	5	17	22
軌道の停留所	0	0	0
港湾旅客施設	0	0	0
バスターミナル等	0	2	2
計	72	464	536

2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

(1) 事業内容

高齢者、障害者、子育て中の方などの公共交通機関の利用環境の改善のため、移動の拠点となる鉄道駅舎を対象とした鉄道駅舎エレベーター等設置事業を実施しています。

(2) 実績（令和4年度）

事業者から申請がなかったため、実績なし

3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

(1) 事業内容

車椅子使用者、高齢者、障害者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所を持つバス事業者に対し、ノンステップバスの導入に係る経費の一部を補助しています。

(2) 実績（令和4年度）

ノンステップバス補助台数 2台

4 横浜市福祉のまちづくり推進指針に基づく事業

(1) 心のバリアフリー啓発

主に小学校4年生を対象としたこども用リーフレットについて、現行推進指針の要素を反映し、時代に見合った内容とするため、見直しに着手しました。

(2) 市職員等に対する研修

市職員・民間建築士を対象に白杖体験、車椅子体験や講義を通し、福祉のまちづくりの視点を学ぶ研修を2回実施し、計39名が受講しました。

(3) 誰もが使いやすい建築物等の整備推進

建築士及び建築関係業務従事者（建築主を含む）等を対象に、福祉のまちづくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に対する理解を深めるための講座を開催し、計44名が受講しました。

3 生活保護事業

1 概況

(1) 生活保護制度とは

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度です。

(2) 本市の保護動向

令和 5 年 3 月時点の保護受給状況は、55,557 世帯（対前年同月比 100.5%）、69,008 人（同 99.9%）、保護率 1.83%（人口に占める保護受給者の割合）です。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和 2 年 4 月から 6 月には、生活保護の相談・申請件数が急増し、それに伴い生活保護受給世帯数も増加しました。それ以降は、住居確保給付金や社会福祉協議会における緊急小口資金、総合支援資金等の支援策が拡充されたこと等の効果もあり、受給世帯数は大きく増加することはなく、微増傾向で推移してきました。

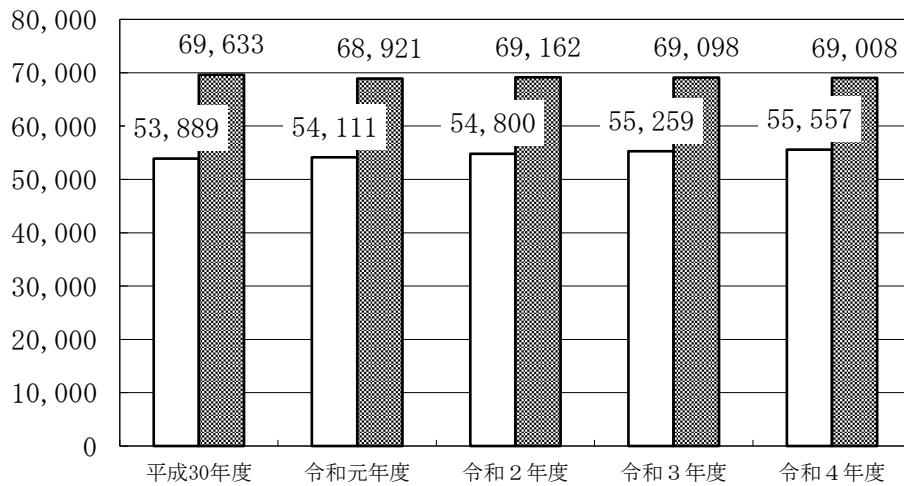
(3) 被保護者数の推移

(各年度3月分)

年 度	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
平成30年度	1,692,222	3,738,419	53,889	69,633	3.18	1.86
令和元年度	1,713,760	3,748,386	54,111	68,921	3.16	1.84
令和2年度	1,731,071	3,757,630	54,800	69,162	3.17	1.84
令和3年度	1,764,011	3,766,056	55,259	69,098	3.13	1.83
令和4年度	1,781,461	3,765,271	55,557	69,008	3.12	1.83

被保護者数の推移

(世帯, 人) □系列1 ■系列2



(4) 被保護者数の月別推移

(令和4年度)

年 月	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
令和4年4月	1,772,142	3,768,363	55,145	68,681	3.11	1.82
4年5月	1,777,482	3,773,214	55,293	68,761	3.11	1.82
4年6月	1,779,834	3,774,369	55,347	68,782	3.11	1.82
4年7月	1,780,633	3,773,673	55,364	68,753	3.11	1.82
4年8月	1,781,296	3,773,607	55,433	68,808	3.11	1.82
4年9月	1,781,423	3,772,887	55,430	68,805	3.11	1.82
4年10月	1,781,879	3,771,961	55,452	68,840	3.11	1.83
4年11月	1,782,805	3,772,421	55,606	69,040	3.12	1.83
4年12月	1,783,097	3,771,640	55,559	68,966	3.12	1.83
5年1月	1,782,399	3,769,595	55,523	68,927	3.12	1.83
5年2月	1,781,426	3,766,999	55,457	68,825	3.11	1.83
5年3月	1,781,461	3,765,271	55,557	69,008	3.12	1.83

(停止中を含む)

(5) 福祉保健センター別被保護者数

(令和5年3月分)

福祉保健センター	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
鶴 見	146,465	294,761	5,232	6,609	3.57	2.24
神奈川	131,898	248,387	3,202	3,807	2.43	1.53
西	58,310	105,626	1,479	1,723	2.54	1.63
中	86,310	150,935	8,130	8,705	9.42	5.77
南	105,795	197,221	6,216	7,410	5.88	3.76
港 南	96,931	213,979	2,547	3,354	2.63	1.57
保土ヶ谷	100,039	205,563	3,102	3,935	3.10	1.91
旭	107,713	242,044	3,583	4,729	3.33	1.95
磯 子	79,494	165,413	2,447	3,078	3.08	1.86
金 沢	90,306	195,467	1,820	2,431	2.02	1.24
港 北	179,180	361,786	2,917	3,456	1.63	0.96
緑	80,801	182,458	2,206	2,990	2.73	1.64
青 葉	135,099	310,067	1,964	2,494	1.45	0.80
都 筑	87,464	215,005	1,196	1,561	1.37	0.73
戸 塚	124,333	283,152	3,034	3,976	2.44	1.40
栄	53,956	120,721	1,299	1,680	2.41	1.39
泉	63,863	151,214	2,346	3,061	3.67	2.02
瀬 谷	53,504	121,472	2,837	4,009	5.30	3.30
総 計	1,781,461	3,765,271	55,557	69,008	3.12	1.83

(停止中を含む)

(6) 福祉保健センター別の扶助別被保護世帯

(令和5年3月分)

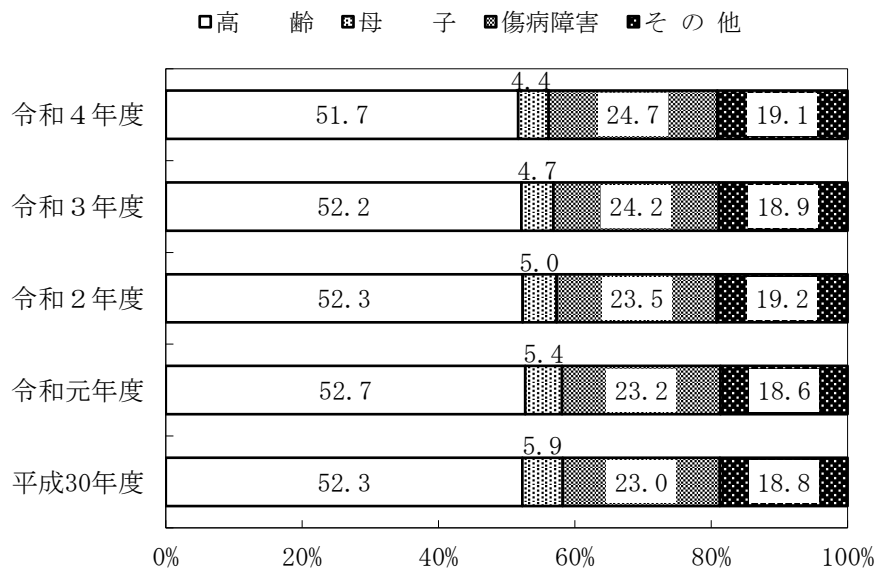
福祉保健センター	保護 実世帯数	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
鶴見	5,242	4,630	4,736	286	1,247	4,845	0	162	22
神奈川	3,083	2,650	2,700	95	803	2,880	1	57	16
西	1,502	1,334	1,328	39	337	1,407	0	21	10
中	8,196	7,482	7,652	114	1,728	7,239	0	50	61
南	6,172	5,518	5,650	235	1,300	5,767	0	127	27
港南	2,513	2,237	2,227	168	577	2,371	0	82	16
保土ヶ谷	3,051	2,729	2,761	145	733	2,855	0	86	17
旭	3,633	3,202	3,246	219	880	3,364	0	127	22
磯子	2,392	2,129	2,138	110	577	2,221	0	72	14
金沢	1,803	1,594	1,602	130	416	1,658	0	78	6
港北	2,901	2,571	2,604	98	627	2,630	0	57	17
緑	2,153	1,868	1,958	152	536	2,047	0	92	17
青葉	1,935	1,698	1,775	88	438	1,801	0	66	9
都筑	1,181	1,036	1,083	85	322	1,109	0	59	7
戸塚	2,988	2,678	2,660	171	776	2,809	0	110	26
栄	1,286	1,110	1,154	56	313	1,210	0	39	4
泉	2,347	2,102	2,129	140	665	2,222	0	82	8
瀬谷	2,780	2,458	2,575	220	720	2,642	0	150	14
総計	55,158	49,026	49,978	2,551	12,995	51,077	1	1,517	313

(7) 世帯類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	単身世帯			2人以上の世帯				合 計
	高 齢	傷病障害	そ の 他	高 齢	母 子	傷病障害	そ の 他	
平成30年度	25,711	10,708	6,715	2,406	3,195	1,674	3,372	53,781
令和元年度	26,095	10,955	6,785	2,377	2,923	1,600	3,281	54,016
令和2年度	26,270	11,245	7,182	2,350	2,729	1,606	3,315	54,697
令和3年度	26,428	11,769	7,218	2,348	2,592	1,604	3,199	55,158
令和4年度	26,399	12,156	7,438	2,270	2,463	1,565	3,164	55,455

被保護世帯の世帯類型別比率



(8) 労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	働いている 者がいない 世帯	合 計
	常用勤労者	日雇労働者	内職者	その他就業者			
平成30年度	7,226	329	727	651	1,365	43,483	53,781
令和元年度	7,078	279	708	654	1,278	44,019	54,016
令和2年度	6,666	234	743	621	1,201	45,232	54,697
令和3年度	6,628	256	722	631	1,176	45,745	55,158
令和4年度	6,714	264	768	652	1,150	45,907	55,455

(9) 開始・廃止件数の推移

(各年度延)

年 度	開 始		廃 止	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
平成30年度	7,640	9,766	7,758	9,596
令和元年度	7,754	9,691	7,613	9,490
令和2年度	8,107	10,082	7,356	8,796
令和3年度	8,208	10,329	7,828	9,350
令和4年度	8,664	10,694	8,369	9,783

(10) 生活保護費支出状況

(令和4年度) (単位:円)

	総額	扶 助 の 内 容					
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他
総計	128,918,055,813	38,054,809,251	28,297,323,745	316,187,873	3,504,058,658	56,337,964,074	2,407,712,212
健康福祉局	58,859,695,135	0	0	0	3,486,092,865	55,373,602,270	0
鶴見	6,880,904,010	3,657,380,187	2,867,628,551	34,858,843	2,510,383	80,513,541	238,012,505
神奈川	3,772,721,541	2,013,130,535	1,532,903,809	11,273,555	1,259,896	53,854,155	160,299,591
西	1,933,519,325	1,058,513,450	761,423,914	5,151,606	436,224	24,985,332	83,008,799
中	11,196,461,741	5,853,057,259	4,884,821,190	12,750,020	2,101,255	100,865,523	342,866,494
南	8,230,867,505	4,382,323,182	3,425,547,591	28,167,080	1,891,770	105,037,402	287,900,480
港南	3,043,215,295	1,694,620,811	1,138,466,287	20,769,862	544,777	50,290,187	138,523,371
保土ヶ谷	3,739,073,534	2,153,600,706	1,404,591,871	16,263,079	432,404	53,683,222	110,502,252
旭	4,307,543,342	2,429,335,229	1,627,891,227	28,078,229	819,499	69,994,698	151,424,460
磯子	3,035,682,351	1,665,047,072	1,183,516,419	13,379,071	346,672	45,374,672	128,018,445
金沢	2,145,061,748	1,183,923,593	833,324,017	15,836,141	716,709	29,377,330	81,883,958
港北	3,736,016,586	2,000,209,702	1,562,528,832	11,887,320	1,418,074	57,724,871	102,247,787
緑	2,628,118,974	1,427,226,648	1,046,992,873	19,122,538	1,028,044	43,196,768	90,552,103
青葉	2,477,498,296	1,269,292,981	1,103,385,125	11,199,369	405,870	33,688,553	59,526,398
都筑	1,387,399,920	761,996,326	549,513,937	9,658,523	799,827	28,985,516	36,445,791
戸塚	3,678,791,788	2,109,266,441	1,360,025,496	23,188,172	1,009,340	58,599,195	126,703,144
栄	1,566,248,080	811,384,799	661,607,611	6,715,950	398,189	22,795,097	63,346,434
泉	2,763,487,196	1,580,031,091	1,023,885,215	19,270,792	846,697	47,148,183	92,305,218
瀬谷	3,535,749,446	2,004,469,239	1,329,269,780	28,617,723	1,000,163	58,247,559	114,144,982
区計	70,058,360,678	38,054,809,251	28,297,323,745	316,187,873	17,965,793	964,361,804	2,407,712,212

2 保護施設

生活保護法による保護施設は救護施設3か所、更生施設3か所、医療保護施設2か所で、その状況は次のとおりです。

(1) 生活保護法による保護施設の入所状況

(令和5年3月末現在)

	施設名	設置主体	所在地	定員	現在員	被保護者数
救護施設	横浜市浦舟園	横浜市	南区浦舟町 3-46	100	97	97
	清明の郷	(福)横浜社会福祉協会	南区中村町 5-315	190	188	188
	岡野福祉会館	(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会	西区岡野 2-15-6	130	126	126
更生施設	横浜市中心浩生館	横浜市	南区中村町 3-211	68	42	42
	甲突寮	(福)幼年保護会	磯子区丸山 1-19-20	50	33	33
	民衆館	(福)横浜愛隣会	南区睦町 1-27	68	55	55
医療保護施設	済生会神奈川県病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川区富家町 6-6	—	—	—
	済生会若草病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	金沢区平潟町 12-1	—	—	—

3 法外援護事業

被保護者に対して市費による法律外援護として令和4年度は、次のとおり扶助しました。

(1) 被保護者援護費

(令和4年度) (金額単位:円)

項 目	人 員	金 額	内 容
日用品セット支給	54	65,340	緊急入院時日用品セット支給
肌 着 支 給	275	467,940	緊急入院時肌着支給
計		533,280	

※人員は年間延べ人数による。

(2) 民間保護施設

(令和4年度) (金額単位:円)

項 目	対象施設数	金 額	内 容
職員雇用費	1	91,560	国の定める措置費の職員配置基準を超えて、職員を雇用するための加算配置経費や、産休等代替職員を雇用するための経費
職員処遇改善費	0	0	職員の平均勤続年数に応じた昇給財源の確保に必要な経費
県所管施設に対する負担	1	42,156	神奈川県所管施設へ横浜市が措置している入所者の法外扶助を負担(神奈川県と横浜市で相互に負担)
計		133,716	

4 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援

○生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援に取り組みました。

1 自立相談支援（18区実施分）

相談を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的な支援を行うとともに、個々の課題に対して、切れ目なく継続的な支援を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、住居確保給付金や社会福祉協議会が実施する特例貸付の制度改正が繰り返されたことにより、相談数が高い数値で推移しました。

（令和4年度：件数）

新規相談	延べ相談	支援申込	支援プラン作成 (再プラン含む)
9,954	21,106	2,841	3,684

2 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、賃貸住宅の家賃相当分の給付金を有期で支給するとともに、就労支援等を実施し、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、制度改正が繰り返されたことにより、相談数及び申請数が高い数値で推移しました。

（令和4年度：件数）

相談	3,183
申請	806

3 就労準備支援

心身の状況等により、就労経験が乏しい方や、長期の無業状態にある方など直ちに求職活動を始めることが困難な方に対して、就労体験の場を提供し、一般就労に向けた準備を支援する事業です。具体的には、事前講座や職場実習などを通して、意欲喚起や基礎能力の形成など、日常生活・社会生活の自立に向けた支援を行いました。

（令和4年度）

新規利用申込者数	91人
実習参加者数	85人
うち前年度から継続	28人
うち新規開始	57人

4 家計改善相談支援

家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報提供や専門的な助言・支援等を行うことにより、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む家計管理の力を高め、早期に生活を再建することを目的とする事業です。具体的には、家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）、滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を実施しました。

(令和4年度)

利用者数	732人
うち新規利用者数	456人

5 子どもの学習支援

貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援及び、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を行う「寄り添い型学習支援事業」を18区で実施しました。

(令和4年度：人数)

	登録者数※	延べ利用者数
生活保護受給者	689	18,963
その他	340	10,893
計	1,029	29,586

※登録者数：令和5年3月末時点

6 就労訓練事業

何らかの課題により一般就労に結びつきにくい方を対象に、職場経験の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。事業の実施主体としては、横浜市による認定を受けた企業、NPO法人、社会福祉法人等による自主事業として実施されており、幅広い事業者の理解と協力により支えられている制度です。

(令和4年度)

(1) 利用者支援

新規利用申込者数	37人
訓練実施者数	40人
うち前年度から継続	15人
うち新規開始	25人

(2) 事業所支援

事業書認定数	78
うち新規認定数	2

7 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の特例貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立、または、円滑な生活保護の受給へつなげることを目的として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しました。(令和4年で事業終了)

(令和4年度：件数)

	令和4年度		
	初回支給	再支給	合計
申請件数	3,185	2,571	5,756
支給決定件数	2,751	2,543	5,294

○ひきこもり支援

ひきこもり支援の推進及び中高年のひきこもり状態にある方やその家族に対する支援策の充実のため、令和4年4月にひきこもり支援課を設置しました。

1 当事者・家族支援

全年齢を対象とした市民向けのひきこもり相談専用ダイヤルや、中高年向けのひきこもり相談窓口において、個別の相談支援を行いました。

令和4年度※	件数
新規相談	471

※相談業務は、令和4年5月25日から開始

2 支援者養成・後方支援

ひきこもり支援に対する共通理解を促進するため、支援者を対象とした研修を実施しました。

ひきこもり支援について検討・協議を行う連絡協議会の開催を通じたネットワークの構築や、地域の関係機関へのスーパーバイザー派遣を行いました。

3 情報発信・啓発

広告等を活用したひきこもり相談専用ダイヤルの周知や、市民向け講演会の開催など、広報・啓発を行いました。

5 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から半世紀以上経過し、その間、昭和61年4月に公的年金制度の全面改正による基礎年金の導入や、平成9年1月の基礎年金番号制の開始などが行なわれ、本格的な国民皆年金制度への進展が図られてきました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。

特に、市民一人ひとりの年金受給権の確保と給付額が向上するよう、また、制度基盤がより強固なものとなるよう、被保険者を的確に把握し、適用した被保険者を収納に結びつけていくことが重要なポイントとなります。

平成12年度の地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担の見直しが行なわれ、機関委任事務が廃止となり、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。平成22年1月には、社会保険庁に代わり日本年金機構が設立され、市区町村と役割分担しながら業務にあたっています。

現在、年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化の進捗が深刻な課題となるなかで、老後の生活基盤となる年金制度が100年以上に渡り持続可能であるために、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが必要不可欠です。このため、平成16年度の公的年金制度改正によって、保険料の上昇を極力抑え、将来水準を固定することや、給付水準を自動的に調整する仕組みの導入などが行われています。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金又は共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在、広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付されていましたが、令和元年10月から届出勧奨を行うことなく資格取得の処理が行われるようになりました。

本市の令和5年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(令和5年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	31,776	514	32,290	1,323	0	1,323
神奈川区	27,073	510	27,583	1,176	4	1,180
西区	12,112	253	12,365	606	0	606
中区	22,414	411	22,825	982	0	982
南区	26,837	374	27,211	1,022	1	1,023
港南区	22,237	484	22,721	1,306	2	1,308
保土ヶ谷区	23,839	448	24,287	1,468	4	1,472
旭区	25,908	552	26,460	1,364	6	1,370
磯子区	17,833	357	18,190	935	0	935
金沢区	20,454	510	20,964	1,236	1	1,237
港北区	37,379	918	38,297	2,106	1	2,107
緑区	19,383	405	19,788	918	6	924
青葉区	34,989	1,063	36,052	2,488	7	2,495
都筑区	23,727	527	24,254	1,302	13	1,315
戸塚区	28,201	629	28,830	2,336	15	2,351
栄区	12,347	322	12,669	989	7	996
泉区	16,208	335	16,543	1,114	7	1,121
瀬谷区	14,844	225	15,069	652	3	655
横浜市計	417,561	8,837	426,398	23,323	77	23,400

2 免除等事務

(1) 法定免除、申請免除・納付猶予、学生納付特例

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切に免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、対象者の拡大が図られました。さらに、平成26年度から、申請可能期間が拡大（原則、2年1か月前まで遡って申請可能）されました。

直近では、平成28年7月から、若年者納付猶予が対象を50歳未満までに拡大した納付猶予に改正されています。

令和5年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(令和5年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	納付猶予	計B	
鶴見区	31,776	2,779	4,378	374	237	118	3,526	1,311	12,723	40.0
神奈川区	27,073	2,221	3,591	208	152	81	3,462	924	10,639	39.3
西区	12,112	870	1,945	109	77	46	1,267	321	4,635	38.3
中区	22,414	2,602	4,307	198	136	80	1,726	658	9,707	43.3
南区	26,837	3,153	4,917	323	178	117	2,412	843	11,943	44.5
港南区	22,237	2,464	2,707	222	132	80	2,740	951	9,296	41.8
保土ヶ谷区	23,839	2,626	3,281	243	160	75	3,252	992	10,629	44.6
旭区	25,908	3,072	3,198	255	152	86	3,123	1,239	11,125	42.9
磯子区	17,833	1,817	2,501	201	119	89	1,911	772	7,410	41.6
金沢区	20,454	2,048	2,304	178	122	72	3,019	916	8,659	42.3
港北区	37,379	2,532	4,161	282	228	133	5,020	1,306	13,662	36.5
緑区	19,383	1,918	2,234	195	136	79	2,697	877	8,136	42.0
青葉区	34,989	1,972	3,507	253	161	117	5,949	1,379	13,338	38.1
都筑区	23,727	1,520	2,697	202	137	86	4,049	1,096	9,787	41.2
戸塚区	28,201	2,957	3,263	253	166	83	3,927	1,232	11,881	42.1
栄区	12,347	1,423	1,478	138	81	51	1,659	550	5,380	43.6
泉区	16,208	2,079	2,013	206	98	70	2,061	743	7,270	44.9
瀬谷区	14,844	2,202	2,182	175	118	70	1,692	744	7,183	48.4
横浜市計	417,561	40,255	54,664	4,015	2,590	1,533	53,492	16,854	173,403	41.5

(2) 産前産後期間の保険料免除制度

また、次世代育成支援の観点から、平成31年2月1日以降に国民年金第1号被保険者が出産を行った場合、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度が開始されました。産前産後期間の免除制度は、保険料免除された期間も保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

令和5年3月31日現在の産前産後期間の免除制度適用状況は表3のとおりです。

表3 産前産後期間の免除制度適用状況

(令和5年3月31日現在)

種別 区名	第1号被保険者 (任意除く) A	産前産後期間の 免除制度適用者 B	免除率 (%) B / A
鶴見区	31,776	15	0.05
神奈川区	27,073	11	0.04
西区	12,112	3	0.02
中区	22,414	10	0.04
南区	26,837	13	0.05
港南区	22,237	10	0.04
保土ヶ谷区	23,839	6	0.03
旭区	25,908	14	0.05
磯子区	17,833	12	0.07
金沢区	20,454	5	0.02
港北区	37,379	24	0.06
緑区	19,383	9	0.05
青葉区	34,989	16	0.05
都筑区	23,727	7	0.03
戸塚区	28,201	21	0.07
栄区	12,347	7	0.06
泉区	16,208	8	0.05
瀬谷区	14,844	13	0.09
横浜市計	417,561	204	0.05

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

令和5年3月31日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表4及び表5のとおりです。

表4 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（令和5年3月31日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	257	206	32	495	25	0	0	0	520
神奈川区	200	231	12	443	20	0	0	0	463
西区	136	90	6	232	8	0	0	0	240
中区	204	152	15	371	12	0	0	0	383
南区	248	196	13	457	27	0	0	0	484
港南区	157	224	10	391	17	0	0	0	408
保土ヶ谷区	199	228	20	447	24	0	0	0	471
旭区	202	282	12	496	19	0	0	0	515
磯子区	148	198	10	356	10	0	0	0	366
金沢区	190	252	12	454	19	0	0	0	473
港北区	333	337	31	701	24	0	0	0	725
緑区	104	144	2	250	11	0	0	0	261
青葉区	179	356	5	540	20	0	0	0	560
都筑区	106	132	3	241	9	0	0	0	250
戸塚区	197	262	11	470	20	0	0	0	490
栄区	91	125	4	220	11	0	0	0	231
泉区	101	136	3	240	21	0	0	0	261
瀬谷区	85	136	2	223	13	0	0	0	236
横浜市計	3,137	3,687	203	7,027	310	0	0	0	7,337

表5 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（令和5年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	57,169	1,646	450	15	59,280	28
神奈川区	48,697	1,506	273	12	50,488	27
西区	18,562	586	99	6	19,253	12
中区	30,838	1,072	214	11	32,135	21
南区	48,356	1,572	281	6	50,215	27
港南区	58,287	1,697	315	13	60,312	35
保土ヶ谷区	50,264	1,399	243	12	51,918	29
旭区	67,425	1,781	312	17	69,535	45
磯子区	42,924	1,109	222	8	44,263	21
金沢区	56,449	1,453	300	8	58,210	29
港北区	65,416	1,871	388	20	67,695	52
緑区	41,642	1,219	274	8	43,143	21
青葉区	65,051	1,553	398	9	67,011	37
都筑区	36,529	1,041	291	12	37,873	21
戸塚区	68,489	1,929	398	14	70,830	32
栄区	35,441	877	190	8	36,516	14
泉区	40,912	1,141	214	9	42,276	25
瀬谷区	31,794	1,097	167	11	33,069	14
横浜市計	864,245	24,549	5,029	199	894,022	490

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなわれるため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

令和5年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表6のとおりです。

表6 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数

(令和5年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	1	1,949	0	9	1,959
神奈川区	2	1,766	0	9	1,777
西区	0	591	0	5	596
中区	8	1,379	0	5	1,392
南区	2	1,708	0	12	1,722
港南区	2	1,984	0	24	2,010
保土ヶ谷区	0	2,048	0	12	2,060
旭区	0	2,479	0	19	2,498
磯子区	2	1,408	0	20	1,430
金沢区	1	1,730	0	16	1,747
港北区	2	2,100	0	19	2,121
緑区	1	1,541	0	19	1,561
青葉区	1	1,732	0	18	1,751
都筑区	1	1,520	0	8	1,529
戸塚区	0	2,389	0	19	2,408
栄区	1	1,126	0	5	1,132
泉区	1	1,652	0	9	1,662
瀬谷区	2	1,348	0	2	1,352
横浜市計	27	30,450	0	230	30,707

4 その他（年金生活者支援給付金制度）

年金生活者支援給付金制度は、低所得高齢者・障害者等への消費税率の引上げ等に対する福祉的給付として、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得金額等が一定の基準を満たす老齢基礎年金、障害基礎年金または遺族基礎年金の受給権者に対し、国が給付金を支給する制度で、令和元年10月から開始されました。

令和5年3月31日現在の本市の年金生活者支援給付金の受給者数は、表7のとおりです。

表7 年金生活者支援給付金受給者数

(令和5年3月31日現在)

種別 区名	老齢（補足的老齢） 年金生活者支援給付金	障害年金生活者 支援給付金	遺族年金生活者 支援給付金	合計
鶴見区	9,169	3,327	163	12,659
神奈川区	7,713	3,053	108	10,874
西区	3,273	1,082	38	4,393
中区	6,295	2,274	76	8,645
南区	8,855	3,057	110	12,022
港南区	9,008	3,438	118	12,564
保土ヶ谷区	8,339	3,250	94	11,683
旭区	10,829	4,048	119	14,996
磯子区	6,831	2,367	86	9,284
金沢区	7,883	2,982	112	10,977
港北区	9,441	3,664	134	13,239
緑区	6,273	2,613	98	8,984
青葉区	8,930	3,020	140	12,090
都筑区	5,009	2,369	104	7,482
戸塚区	10,297	4,056	154	14,507
栄区	4,994	1,870	71	6,935
泉区	6,704	2,634	87	9,425
瀬谷区	5,696	2,321	64	8,081
横浜市計	135,539	51,425	1,876	188,840

6 国民健康保険事業

1 概況

我が国は、すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、医療供給体制の整備を進めるとともに国民皆保険制度を採用し、横浜市国民健康保険は、国民皆保険体制となった昭和36年4月に事業を開始しました。

事業開始後、国民健康保険をはじめ各医療保険においては、高齢者の医療費を中心に年々歳出が増加する一方、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みなどから、深刻な財政の逼迫状況が続いていました。

とりわけ、国民健康保険は、高齢者や低所得者が多いという構造的な課題があることから、財政基盤は他の医療保険制度と比べ脆弱であり、医療保険制度の抜本改革を行う必要性が生じてきました。

このような状況に対処するため、昭和58年2月に老人保健法が、昭和59年10月に退職者医療制度が創設され、医療保険制度間の財政調整により年齢格差の是正がなされました。

平成12年度からは介護保険制度が施行され、これに伴い介護保険における第2号被保険者については、医療保険分に介護納付金分の保険料を上乗せし一体的に徴収されることとなりました。

平成14年7月に医療保険制度全般の見直しが図られ、平成14年10月から一部負担金については、3歳未満は2割、70歳以上の高齢者は1割または一定以上の所得のある者については2割とするとともに、平成15年4月からは、被用者保険の一部負担金についても3割となりました。

平成17年12月、国は国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療制度改革大綱を策定しました。そこで、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現という基本的な考え方のもと、平成18年6月に一連の法改正を行い、順次制度改正を実施してきました。

この中では、①都道府県における医療費適正化計画の策定（20年度）、②生活習慣病予防のための各保険者による特定健康診査等の実施（20年度～）、③保険給付内容の見直し（18年度～）、④75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設（20年度）などがありました。

平成22年12月、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革を一体的に行うとする、いわゆる「社会保障と税の一体改革」の検討が始まりました。

平成25年12月には、国民健康保険に対する財政支援の拡充、国民健康保険の運営について都道府県が担うことを基本とするなどの事項について検討し、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立、平成30年4月に施行され、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるなどの新制度が開始されました。

一方、本市国民健康保険会計においては、神奈川県との連携や情報共有を推進しながら国保財政の健全な運営に継続的に取り組んできました。

令和4年度決算では、現年度収納率の向上や保険者努力支援交付金の獲得により、単年度収支で約18億円の黒字となり、基金残高を含めた累積収支では約207億円の黒字となっています。

今後も、1人あたり医療費の増大や被保険者数の減少等が見込まれることから、繰越金等の計画的な活用により、被保険者の保険料負担を極力緩和するとともに、引き続き、収納率向上対策や医療費適正化等に取り組む、国民健康保険制度の安定的な運営を行っていきます。

保 險	保険給付の種類	療養の給付 入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費 出産育児一時金 1件 42万円 葬祭費 1件 5万円 障害児育児手当金 1級 80万円、2級 60万円、3級 30万円、4級 10万円 ※ 時限措置として、令和2年度から新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を実施
	給付割合	世帯主・世帯員ともに7割（就学前児童は8割、70歳以上は8割又は7割）
給 付	事業給付の範囲	診 療 薬剤または治療材料の支給 処置、手術その他の治療 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
保 險	賦課総額	【医療分】 保険料の基礎賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第13条に基づき、同条第1号に掲げる額（療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、医療分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額及び特定健康診査等に要する費用の額等）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金、国民健康保険保険給付費等交付金等）の見込額を控除した額。 【支援分】 保険料の後期高齢者支援金等賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第16条の2に基づき、同条第1号に掲げる額（支援分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金等）の見込額を控除した額。 【介護分】 保険料の介護納付金賦課総額は、横浜市国民健康保険条例第16条の7に基づき、同条第1号に掲げる額（介護分に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額）の見込額から、同条第2号に掲げる額（国民健康保険法第72条の4第1項の規定による繰入金等）の見込額を控除した額。
	賦課割合	医療分・支援分・介護分ともに ・所得割 60% ・均等割 40%
料	保険料率	【医療分】 ・所得割 7.51% ・均等割 被保険者1人あたり35,120円 ・保険料最高限度額 650,000円 【介護分】 ・所得割 2.90% ・均等割 被保険者1人あたり14,980円 ・保険料最高限度額 170,000円 【支援分】 ・所得割 2.26% ・均等割 被保険者1人あたり10,600円 ・保険料最高限度額 200,000円

徴収方法	<p>【普通徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による支払（原則） <p>徴収回数 6月から年10回払、振替日は各納期月の29日 （金融機関等の休業日にあたる場合は、前営業日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書による支払（金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア） <p>徴収回数 6月から年10回払、納期限は各納期月末 （金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日）</p> <p>【特別徴収（年金からの天引き）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の1～4の全てに該当している世帯は、原則、特別徴収となる <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の被保険者全員が65歳以上74歳未満 2 世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年額18万円以上受給している 3 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている 4 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の2分の1を超えない <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月の年金支払日に年金から天引き <p>徴収回数 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）</p>
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・重症化リスク者適正受診勧奨事業（生活習慣病重症化予防対策・重複頻回対策） ・糖尿病性腎症重症化予防事業（個別保健指導プログラム） ・後発医薬品差額通知 ・医療費通知 ・広報冊子等の発行

2 被保険者

令和4年度末の被保険者数は620,887人で、前年度末に比べ33,935人減少し、国保世帯数は438,680世帯で、16,974世帯減少しています。また、横浜市の人口に対する加入率は16.47%、世帯加入率は24.50%となっています。70歳以上74歳以下の被保険者数は、159,530人で、前年度末と比較をすると14,508人減少、被保険者数全体に対する割合は25.69%となっています。

区別の被保険者加入状況をみると、中区の20.63%が最高で、都筑区の13.79%が最低となっており、国民健康保険の加入率にも市内各区の特色が表れています。

被保険者の事由別異動状況をみると、他市町村との転入・転出及び社会保険の加入・離脱による異動が多くみられますが、これは都市における国保異動の特徴といえます。

なお、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の被保険者が国民健康保険の被保険者資格を喪失したため、平成20年度末の被保険者数及び国保世帯数については、共に大幅な減少となっています。

年度別加入状況

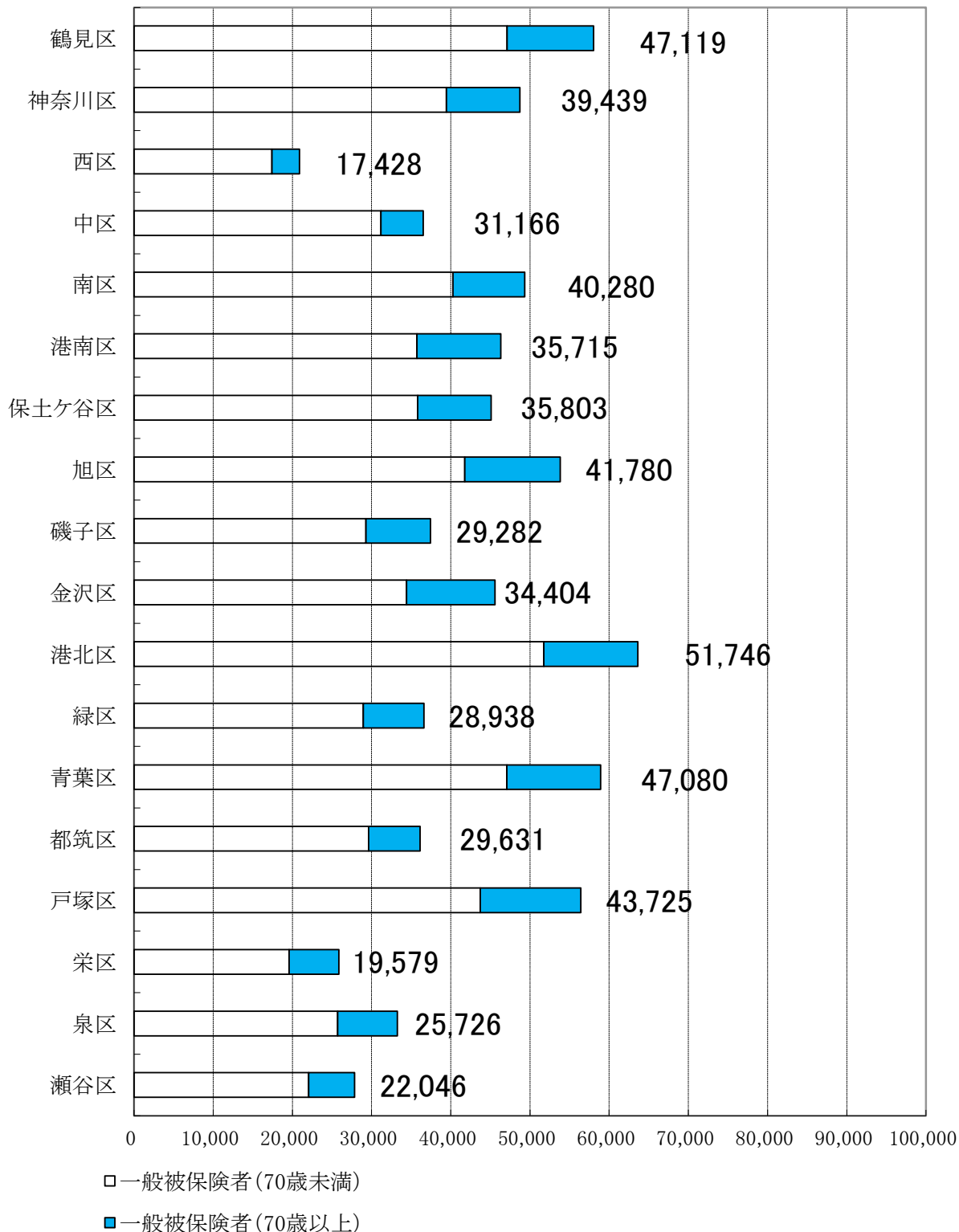
(各年度末)

項目 年度	横浜市 人口	被保険 者数	前年比	被保険者 加入率%	横浜市 世帯数	被保険者 世帯数	前年比	世帯加入率 %
H2	3,222,047	779,896	100.28	24.20	1,171,789	378,627	102.62	32.31
H3	3,250,600	785,235	100.68	24.16	1,198,471	389,849	102.96	32.58
H4	3,269,988	798,061	101.63	24.41	1,218,498	403,090	103.40	33.08
H5	3,238,929	814,955	102.12	24.82	1,234,099	421,568	104.58	34.16
H6	3,307,433	825,067	101.24	24.95	1,261,508	450,593	106.89	35.72
H7	3,300,073	850,773	103.12	25.78	1,261,302	469,452	104.19	37.22
H8	3,321,940	888,610	104.45	26.75	1,285,749	470,437	100.21	36.59
H9	3,346,317	921,103	103.66	27.53	1,309,340	490,930	104.36	37.49
H10	3,373,777	963,971	104.65	28.57	1,334,624	517,589	105.43	38.78
H11	3,400,149	1,001,636	103.91	29.46	1,359,184	540,675	104.46	39.78
H12	3,435,554	1,039,924	103.82	30.27	1,379,228	565,802	104.65	41.02
H13	3,470,790	1,079,533	103.81	31.10	1,412,547	592,640	104.74	41.96
H14	3,507,157	1,122,278	103.96	32.00	1,444,360	620,154	104.64	42.94
H15	3,538,352	1,148,547	102.34	32.46	1,472,236	639,735	103.16	43.45
H16	3,562,281	1,165,514	101.48	32.72	1,495,207	654,578	102.32	43.78
H17	3,586,628	1,174,580	100.78	32.75	1,489,266	668,261	102.09	44.87
H18	3,609,078	1,177,415	100.24	32.62	1,514,847	678,091	101.47	44.76
H19	3,635,033	1,174,768	99.78	32.32	1,542,127	684,152	100.89	44.36
H20	3,659,010	932,380	79.37	25.48	1,566,960	555,260	81.16	35.44
H21	3,672,985	933,220	100.09	25.41	1,582,149	559,792	100.82	35.38
H22	3,686,481	932,556	99.93	25.30	1,587,531	561,631	100.03	35.38
H23	3,688,624	926,198	99.32	25.11	1,598,341	561,150	99.91	35.11
H24	3,693,788	912,325	99.50	24.70	1,609,747	556,999	99.26	34.60
H25	3,702,093	887,737	97.30	23.98	1,623,606	549,793	98.71	33.86
H26	3,712,170	860,303	96.91	23.18	1,638,946	540,152	98.25	32.96
H27	3,725,042	828,321	96.28	22.24	1,652,584	527,876	97.73	31.94
H28	3,728,124	782,199	94.43	20.98	1,665,516	507,605	96.16	30.48
H29	3,731,706	740,077	94.61	19.83	1,680,768	489,248	96.38	29.11
H30	3,741,317	707,634	95.62	18.91	1,700,306	475,439	97.18	27.96
R元	3,753,771	684,097	96.67	18.22	1,723,409	466,379	98.09	27.06
R2	3,775,319	674,944	98.66	17.87	1,762,612	464,218	99.53	26.33
R3	3,768,363	654,822	97.02	17.38	1,772,142	455,654	98.16	25.71
R4	3,768,664	620,887	94.81	16.47	1,790,597	438,680	96.27	24.49

(注) 横浜市人口及び世帯数は、政策局統計情報課「人口ニュース」による。

被保険者区別加入状況

(令和5年3月31日現在)
(人)



被保険者事由別異動状況

(令和4年度)

	増 加								減 少								差 引 増 減 A - B	
	出 生	転 入		社 会 保 険 離 脱	生 活 保 護 廃 止	世 帯 変 更	そ の 他	計 A	死 亡	転 出		社 会 保 険 加 入	生 活 保 護 開 始	世 帯 変 更	後 期 高 齢 加 入	そ の 他		計 B
		市 外	区 間							市 外	区 間							
世帯 ※1	10	22,597	7,829	48,542	1,657	7,143	26,068	113,846	6,118	18,581	7,616	58,254	3,576	3,431	26,442	6,796	130,814	△ 16,968
人員 ※2	1,652	29,329	10,268	97,201	2,175	12,214	5,824	158,663	4,589	23,620	10,222	83,701	4,432	12,062	30,387	23,592	192,605	△ 33,942

※1 世帯：新たに世帯として加入または喪失した件数

※2 人員：加入または喪失した人数

※3 その他（世帯）：擬制世帯主（みなす世帯主）の加入など

3 保険給付

(1) 療養の給付

療養の給付は、被保険者の疾病及び負傷に対して、診察、薬剤、手術その他の治療、病院又は診療所への入院等の医療サービスを給付するもので、保険給付の中心をなすものです。

法定給付割合は7割ですが、70歳以上の方については8割（ただし一定以上所得者は7割）、就学前児童については8割となっています。

医療費基礎事項実績

(令和4年度)

	当 初 予 算(A)	決 算(B)	差引(A)－(B)
総 費 用 額	254,504,452,000 円	252,887,147,804 円	△1,617,304,196 円
一 般 分	254,502,623,000 円	252,886,275,960 円	△1,616,347,040 円
退 職 者 分	1,829,000 円	871,844 円	△957,156 円
保 険 者 負 担 額	214,463,534,000 円	213,167,903,087 円	1,295,630,913 円
一 般 分	214,461,972,000 円	213,167,323,646 円	1,294,648,354 円
退 職 者 分	1,562,000 円	579,441 円	982,559 円
被 保 険 者 数	647,246 人	645,039 人	△2,207 人
一 般 分	647,245 人	645,039 人	△2,206 人
退 職 者 分	1 人	0 人	△1 人
受 診 率	1,827.15/100 人	1,826.59 件/100 人	△0.56 件/100 人
一 般 分	1,827.15/100 人	1,826.59 件/100 人	△0.56 件/100 人
退 職 者 分	2,900.00 件/100 人	0.00 件/100 人	△2,900.00 件/100 人
1 件あたり費用額	21,520 円	21,463 円	△57 円
一 般 分	21,520 円	21,463 円	△57 円
退 職 者 分	63,069 円	0 円	△63,069 円
1 人あたり費用額	393,211 円	392,049 円	△1,162 円
一 般 分	393,209 円	392,048 円	△1,161 円
退 職 者 分	1,829,000 円	0 円	△1,829,000 円

※ 保険者負担額には、出産育児一時金、葬祭費、障害時育児一時金、傷病手当金も含まれます。

※ 受診率とは、被保険者100人あたりの受診件数です。

療養の給付の状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
元	7,722,424	253,630,788,230	185,617,536,812	60,989,367,738	0	7,023,883,680
2	6,803,766	240,783,656,569	176,669,030,420	57,300,431,009	0	6,814,195,140
3	7,234,137	254,704,199,288	187,207,345,334	59,842,376,979	0	7,654,476,975
4	7,149,627	249,528,840,039	183,368,715,006	58,358,187,909	0	7,801,937,124

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
元	4,696	148,181,280	103,367,277	40,145,729	0	4,668,274
2	54	15,785,393	11,062,700	3,634,879	0	1,087,814
3	7	11,013,969	7,724,303	2,461,479	0	828,187
4	-1	738,964	517,955	147,765	0	73,244

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

療養の給付の状況（診療別）一般分

(令和4年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般	入院	123,748	1,774,653	82,677,531,030	14.34	668,112	128,174
診療	入院外	5,729,211	8,686,820	91,289,349,710	1.52	15,934	141,525
	歯科診療	1,371,445	2,278,810	18,915,573,580	1.66	13,792	29,325
	薬剤支給	4,238,507	(4,920,591)	50,031,585,030	—	—	—
	食事療養	(115,805)	(4,567,911)	3,030,360,169	—	—	—
	訪問看護	41,028	298,248	3,584,440,520	7.27	87,366	5,557
合計		11,503,939	13,038,531	249,528,840,039	1.79	34,345	386,843

療養の給付の状況（診療別）退職分

(令和4年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般	入院	1	31	997,560	31.00	997,560	—
診療	入院外	-1	-1	-297,790	1.00	297,790	—
	歯科診療	—	—	-1,200	—	—	—
	薬剤支給	—	—	-10,940	—	—	—
	食事療養	(1)	(92)	51,334	—	—	—
	訪問看護	—	—	—	—	—	—
合計		—	30	738,964	—	—	—

※ 「薬剤支給日数」欄の()内は、処方箋の枚数

受診率及び1件あたり日数、費用額、1人あたり費用額の算出にあたっては、件数、日数は薬剤・食事療養分を含まない。

(2) 療養費等

療養費は、緊急その他やむを得ない理由により保険が使えずに医療機関を受診した場合、治療用装具を装着した場合、柔道整復師等の施術を受けた場合等に、療養の給付に代えて支給する現金給付です。

令和4年度の全被保険者に対する支給額（保険者負担金）を診療別にみると、柔道整復約10億1,678万円、針灸マッサージ約5億8,379万円、その他約3億3,976万円となっています。

療養費の支給状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
元	300,678	3,135,238,566	2,303,489,851	659,676,618	0	172,072,097
2	244,660	2,674,371,226	1,968,095,737	549,100,122	0	157,175,367
3	254,861	2,766,893,031	2,033,421,183	572,640,761	0	160,831,087
4	246,320	2,644,233,784	1,940,329,809	541,827,685	0	162,076,290

※ 支払義務額ベース

※ 移送費、食事・生活療養費を含む。

療養費の支給状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
元	176	1,901,343	1,330,918	399,947	0	170,478
2	12	71,666	50,165	21,501	0	0
3	-1	-1,220	-854	-366	0	0
4	0	0	0	0	0	0

※ 支払義務額ベース

※ 移送費、食事・生活療養費を含む。

(3) 高額療養費

高額療養費は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度です。

高額療養費の支給状況

年度	一般分		退職分	
	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)	件数 (件)	高額療養費支給額 (円)
元	570,196	26,042,536,681	231	19,649,921
2	549,772	25,573,215,204	24	3,608,384
3	587,112	27,148,639,766	11	2,946,160
4	574,962	26,263,735,824	0	-31,530

※ 支払義務額ベース

(4) 高額介護合算療養費

同一世帯における「国民健康保険の自己負担額」と「介護保険の自己負担額」の1年間の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給状況

年 度	一 般 分		退 職 分	
	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)
元	882	16,413,037	0	0
2	1,047	19,299,254	0	0
3	1,086	21,772,635	0	0
4	1,153	24,703,692	0	0

※ 支払義務額ベース

(5) その他の給付

被保険者が出産したときに出産育児一時金として42万円、被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。また、任意給付として出生した赤ちゃんに先天性の障害や異常が発現したとき、その程度に応じて障害児育児手当金が支給されます。

令和2年度からは、時限措置として、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を行っています。

その他の給付の支給状況

年 度	出産育児一時金		葬 祭 費		傷病手当金		障害児育児手当金	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
元	2,546	976,696,547	3,879	193,950,000	—	—	6	3,800,000
2	2,123	822,030,111	3,835	191,750,000	86	8,687,184	10	7,300,000
3	2,043	790,509,861	4,224	211,200,000	407	23,280,864	4	3,200,000
4	1,874	717,482,387	4,145	207,250,000	1,308	49,508,018	2	1,600,000

※ 支払義務額ベース

一部負担金減免

(令和4年度)

区 分	項 目	件 数	給付改善分 (円)	備 考
	全 体	1,178 (0)	8,517,368 (0)	療養費免除分を含む
	(再掲東日本大震災分)	1,171 (0)	6,582,038 (0)	

※ () 内は退職分の再掲

4 保健事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣を改善することで生活習慣病の発症と重症化を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき実施しました。

ア 特定健康診査

(ア) 対象者

①当該年度4月1日現在の横浜市国民健康保険の被保険者で翌年3月31日までに40歳～75歳の誕生日を迎える者（国の基準による対象者）

②当該年度4月2日以降に横浜市国民健康保険の被保険者になった者で、翌年3月31日までに40～75歳の誕生日を迎える者（横浜市独自の対象者）

(イ) 自己負担額

無料

(ロ) 実施機関

横浜市医師会会員医療機関他（約1,200機関）

(ハ) 受診者数等

112,653人（受診率26.0%）

イ 特定保健指導

(ア) 対象者

特定健康診査の結果、国の基準により、生活習慣の改善が必要とされた者

(イ) 自己負担額

無料

(ロ) 実施機関

本市国民健康保険特定保健指導業務受託事業者（33事業者）

(ハ) 終了者数等

1,105人（終了率8.5%）

(2) 重症化リスク者適正受診勧奨事業（生活習慣病重症化予防対策・重複頻回対策）

健診・レセプトデータを活用し、血圧、血糖、脂質の生活習慣病による重症化リスクがある者や重複投薬等により健康リスクがある者に対して、適正受診を促す勧奨通知を送付しました。さらに、特に重度の重複投薬に該当する者に対して、電話・面談指導を実施しました。

事業開始 令和3年度

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業（個別保健指導プログラム）

令和3年度特定健康診査の結果、HbA1c7.0%以上でかつeGFR60（ml/分/1.73m²）未満であり特定保健指導対象外である者に対して、6か月間の個別保健指導の事業を実施しました。

事業開始 平成29年度

(4) 後発医薬品差額通知

継続的に服用する生活習慣病にかかる医薬品を対象に、先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の差額（一部負担金の差額）を案内する通知を、2か月に一度発送を行いました。

令和4年度は、116,278人に差額通知を発送しました。

事業開始 平成23年度

(5) 医療費通知

健康に対する被保険者の認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、令和4年度は449,211世帯に受診医療費の額等を通知しました。

事業開始 昭和55年度

5 保険料

令和4年度は、現年度分約720億264万円、滞納繰越分約18億1,748万円、合計約738億2,012万円の収納がありました。

医療分は、法定給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）等を基礎賦課総額とし、支援分は、後期高齢者支援金等の一部に充てるための額を後期高齢者支援金等賦課総額とし、介護分（40歳以上65歳未満の被保険者）は、介護納付金の一部に充てるための額を介護納付金賦課総額として、それぞれ賦課しています。

横浜市では、被保険者の保険料負担を軽減するため、賦課総額の算定にあたり、毎年多額の市費を繰り入れています。

保険料賦課・収納状況

(令和4年度) (単位：千円)

		調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収納率%
一 般 分	現年度分	74,888,321	72,002,645	0	2,885,676	96.15%
	滞納繰越分	4,088,750	1,817,483	1,231,469	1,039,799	44.45%
	計	78,977,071	73,820,128	1,231,469	3,925,475	93.47%
退 職 分	現年度分	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	31	1	25	4	4.68%
	計	31	1	25	4	4.68%
合 計	現年度分	74,888,321	72,002,645	0	2,885,676	96.15%
	滞納繰越分	4,088,781	1,817,484	1,231,494	1,039,803	44.45%
	計	78,977,102	73,820,129	1,231,494	3,925,479	93.47%

7 福祉医療事業

1 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有する医療保険加入者で次のいずれかに該当する方
ア ひとり親家庭等の父、母又は養育者
イ ひとり親家庭等の父、母又は養育者に扶養されている18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害の状態にある場合、高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで）
※所得制限あり
- (2) 医療証の交付
対象となる方に「**親**福祉医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（令和4年度）
対象者 36,568人
- (6) 医療費支給状況（令和4年度）
件数 537,691件
金額 1,533,310,868円

2 小児医療費助成事業

小児の健やかな育成及びその家庭の生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有し、医療保険に加入している中学校卒業までの小児
ただし、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業に該当する小児を除きます。
また、3歳以上については所得制限を導入しています。
- (2) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
以下の表のとおり、年齢等により、助成の範囲・方法に違いがあります。

年齢	0歳	1歳・2歳	3歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生
助成対象	入院・通院			
所得制限	なし		あり	
助成内容	全額助成	・保護者の所得が基準額未満の場合は全額助成 ・保護者の所得が基準額以上の場合は、通院1回500円までの負担。 ※入院、院外薬局の薬代は全額助成	全額助成	通院1回500円までの負担 ※入院、院外薬局の薬代は全額助成 ※保護者の市民税が非課税の場合は全額助成

- (3) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。

(4) 所得制限

扶養親族等の数	入院・通院の所得制限限度額
0人	540万円
1人	578万円
2人	616万円
3人	654万円
4人以上	(1人増すごとに38万円加算)

(5) 対象者数（令和4年度）

0歳・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,335人
1歳～中学3年生・・・・・・・・ 284,406人

(6) 医療費支給状況（令和4年度）

件数 4,585,545件
金額 8,892,278,297円

3 小児慢性特定疾病医療給付

児童福祉法に基づき、小児の慢性疾患の治療研究を推進し、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、次の疾患群に属する疾患に罹患している18歳未満（20歳未満まで延長可）の方

- ア 悪性新生物（小児がん）
- イ 慢性腎疾患
- ウ 慢性呼吸器疾患
- エ 慢性心疾患
- オ 内分泌疾患
- カ 膠原病
- キ 糖尿病
- ク 先天性代謝異常
- ケ 血液疾患
- コ 免疫疾患
- サ 神経・筋疾患
- シ 慢性消化器疾患
- ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- セ 皮膚疾患群
- ソ 骨系統疾患
- タ 脈管系疾患

※平成27年1月1日から、法制化に伴い、小児慢性特定疾患医療給付事業から小児慢性特定疾病医療給付事業となり、自己負担割合の減（就学児以上は3割から2割へ）、自己負担上限額の改正（26年12月31日までの既認定者は3年間の経過措置あり）などがありました。令和4年度現在、16疾患群788疾病となっています。

(2) 受給者証の交付

申請に基づき、小児慢性特定疾病医療の給付を決定したとき、「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(4) 給付の方法

医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をし、受診券を医療機関の窓口等で使用しなかった場合は、受給者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。（所得に応じて自己負担あり）

- (5) 有効期間
最長 1 年間
- (6) 受給者数（令和 4 年度）
3,014 人
- (7) 支給金額（令和 4 年度）
829,671,024 円

4 育成医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体上の障害を有する児童又はこれを放置すると将来において障害を残すと認められる児童で、手術等によって確実な治療効果が見込まれる場合に医療を給付します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有し、生まれつき又は病気などにより身体に下記の障害のある 18 歳未満のお子さんで、指定医療機関で治療を受ける方
 - ア 肢体不自由によるもの（先天性股関節脱臼など）
 - イ 視覚障害によるもの（眼瞼欠損など）
 - ウ 聴覚、平衡機能障害によるもの（外耳奇形など）
 - エ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの（口蓋裂など）
 - オ 内臓障害によるもの（食道閉鎖など）
（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）
 - カ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの
- (2) 受給者証の交付
申請に基づき、自立支援医療費育成医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（育成医療）受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。
ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。
（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 受給者数（令和 4 年度）
199 人
- (5) 支給金額（令和 4 年度）
8,479,673 円

5 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的として、結核児童に対する療育の給付等を実施します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有する結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要し、医師が入院の必要を認めた方
- (2) 療育券の交付
申請に基づき、療育の給付を決定したとき、「療育券」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）、一定範囲の学習用品・日用品
- (4) 給付の方法
指定医療機関において「療育券」を提示し療育の給付を受けた自己負担分及び学習用品・日用品について、現物給付します。ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (5) 受給者数（令和 4 年度）
0 人
- (6) 支給金額（令和 4 年度）
0 円

6 未熟児養育医療給付

母子保健法の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療給付を実施します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有し、体重が 2,000g 以下又は身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関に入院した乳児（0 歳児）
- (2) 未熟児養育医療券の交付
申請に基づき、未熟児養育医療の給付を決定したとき、「養育医療券」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (4) 給付の方法
医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をします。
- (5) 受給者数（令和 4 年度）
534 人
- (6) 支給金額（令和 4 年度）
163,066,937 円

7 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者
市内に住所を有する被用者保険加入者又は横浜市国民健康保険加入者若しくは横浜市の後期高齢者医療制度加入者で、次のいずれかに該当する方
ア 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所有する方
イ 知能指数 35 以下の方
ウ 3 級の身体障害者手帳を所有し、知能指数 50 以下の方
エ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を所有する方（ただし、入院費用は除く。）[平成 25 年 10 月から]
- (2) 医療証の交付
対象となる方に、「横浜市重度障害者医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（令和 4 年度）
対象者 55,850 人
- (6) 医療費支給状況（令和 4 年度）
件数 1,836,259 件
金額 10,577,683,704 円

8 更生医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体障害者に対して、障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療を給付します。

- (1) 給付の対象者
市内に住所を有し、18 歳以上で次のア・イの両方を満たす方
ア 身体障害者手帳を持っている方
イ 都道府県・政令市・中核市により指定を受けた医療機関において、身体障害者手帳に書かれている障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療（例：角膜手術、人工関節置換術、心臓手術、人工透析療法、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法、抗 HIV 療法・肝臓移植術など）を受ける方

- (2) 受給者証の交付
申請に基づき更生医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（更生医療）受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲
保険診療の一部負担金が1割負担になります。
ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。
(生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。)
- (4) 受給者数（令和4年度）
2,147人
- (5) 支給金額（令和4年度）
4,606,010,501円

8 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施し、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とするものです。都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村が連携して運営する医療制度で、平成20年4月に創設されました。

1 資格

(1) 対象者

75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者数（令和4年度末）

横浜市合計…500,177人

鶴見区	31,301	保土ヶ谷区	29,357	青葉区	36,593
神奈川区	27,636	旭区	40,741	都筑区	20,404
西区	10,506	磯子区	25,257	泉区	24,344
中区	16,294	金沢区	32,457	栄区	22,365
南区	27,352	港北区	37,477	戸塚区	40,029
港南区	35,072	緑区	23,896	瀬谷区	19,096

2 保険料

(1) 算定

被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。均等割と所得割の配分割合は、各都道府県の所得水準で決まります。令和4年度及び5年度の算定基準は次のとおりです。なお、保険料率等は2年ごとに見直しを行います。

ア 賦課限度額（年間）

660,000円

イ 保険料率

均等割額 43,100円 所得割率 8.78%

ウ 低所得者及び元被扶養者の保険料軽減

低所得者 → 世帯の所得に応じて、均等割額を軽減（軽減割合：7割・5割・2割）

元被扶養者 → 均等割額を5割軽減（所得割額の賦課なし）

		原則（本則）
低所得者	均等割額	7割・5割・2割軽減
	所得割額	軽減制度なし
元被扶養者	均等割額	加入から2年間 5割軽減
	所得割額	賦課なし

(2) 収納状況（令和4年度）

ア 現年度分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別収納率 (%)			還付未済額 (千円)
				特別徴収	口座振替	納付書	
当初予算	50,070,207	49,789,814	99.44	—	—	—	—
決算	48,498,698	48,255,116	99.50	100	99.82	96.97	96,728

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	99.15	保土ヶ谷区	99.35	青葉区	99.61
神奈川区	99.29	旭区	99.67	都筑区	99.45
西区	99.55	磯子区	99.57	泉区	99.73
中区	98.91	金沢区	99.65	栄区	99.75
南区	99.09	港北区	99.53	戸塚区	99.53
港南区	99.57	緑区	99.65	瀬谷区	99.67

※還付未済を含む。

イ 滞納繰越分

(7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別 収納率 (%)	不納欠損額 (千円)	還付未済額 (千円)
				納付書		
当初予算	—	138,565	—	—	—	—
決算	298,151	82,349	27.62	27.62	74,209	931

(イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	21.02	保土ヶ谷区	27.72	青葉区	31.47
神奈川区	23.06	旭区	41.10	都筑区	43.71
西区	18.72	磯子区	27.59	泉区	37.42
中区	27.32	金沢区	27.88	栄区	57.09
南区	30.46	港北区	31.74	戸塚区	22.70
港南区	21.07	緑区	24.92	瀬谷区	21.17

※還付未済を含む。

3 給付

(1) 自己負担割合

入院・外来ともかかった総医療費の1割。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担。現役並み所得者以外で一定以上の所得がある方は2割。

(2) 高額療養費の支給

1か月（同じ月内）の医療費の一部負担金（自己負担額）が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が月間の高額療養費として払い戻されます。

高額療養費は、まず個人単位で外来分を合算して【表1】のAの限度額を適用し、次に入院分を合わせて世帯単位で【表1】のBの限度額を適用して計算します。

なお、月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生月は、自己負担限度額を本来額の2分の1に減額します。

【表 1】自己負担割合及び自己負担限度額（令和 4 年 10 月診療分以降）

所得区分	自己負担割合 (注 1)	A 外来(個人単位)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (注 2)	3 割 (注 1)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 140,100 円	
現役並み所得者Ⅱ (注 3)	3 割 (注 1)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 93,000 円	
現役並み所得者Ⅰ (注 4)	3 割 (注 1)	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1 % ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 44,400 円	
一般Ⅱ	2 割 (注 5)	①18,000 円 ②6,000 円 + (総医療費 - 30,000 円) × 10 % いずれか低い方を適用 (注 6) (注 7) [年間上限 144,000 円]	57,600 円 ※過去 12 か月に限度額を超えた支給を 3 回以上受けた場合、4 回目以降は 44,400 円
一般Ⅰ	1 割	18,000 円 [年間上限 144,000 円]	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ) (注 8)	1 割	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ) (注 9)	1 割	8,000 円	15,000 円

(注 1) 3 割の判定基準：

市民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。
ただし、昭和 20 年 1 月 2 日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書き所得（前年の総所得金額等から 43 万円を控除した額）の合計額が 210 万円以下の場合には、自己負担割合が 1 割または 2 割になります。
また、次の①又は②の要件に該当するときに、区役所窓口申請し広域連合に認定されると、自己負担割合が 1 割または 2 割になる場合があります。

- ① 同一世帯に被保険者が二人以上いる場合、被保険者全員の収入の合計額が 520 万円未満
- ② 同一世帯に被保険者が一人で、次のア・イのいずれかに該当するとき
 - ア 被保険者本人の収入額が 383 万円未満
 - イ 被保険者本人の収入額が 383 万円以上であっても、同じ世帯の 70～74 歳の方を含めた収入の合計額が 520 万円未満

(注 2) 市民税の課税所得が 690 万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(注 3) 市民税の課税所得が 380 万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(注 4) 市民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者

(注 5) 2 割の判定基準：

「現役並み所得者」には該当せず、次の①、②の両方に該当する被保険者。

- ① 世帯内の被保険者のうち課税所得が 28 万円以上の方がいる。
- ② 世帯内の被保険者の「年金収入」 + 「その他の合計所得金額」の合計が以下に該当する。
 - ・単身世帯：200 万円以上
 - ・複数世帯：世帯合計が 320 万円以上

(注6) 総医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算。

(注7) 外来自己負担額の②は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの激変緩和措置。

(注8) 同一世帯の方全員が、市民税非課税である被保険者（低所得者Ⅰ以外の方）。

(注9) 同一世帯の方全員が、市民税非課税で、かつ、その世帯全員の各所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算）となる被保険者。

(3) 入院時食事療養費・生活療養費

入院したときは、食事代等の負担があります。

なお、所得区分が「区分Ⅱ」及び「区分Ⅰ」に該当する方は、食事代等が軽減されます。入院の際には、区役所窓口で申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

ア 一般の病院：食事療養標準負担額を負担します。

所得区分		自己負担額	食費（1食あたり）
現役並み所得者		3割	460円
一般Ⅱ		2割	
一般Ⅰ		1割	
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		3割～1割	260円
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	90日までの入院*1	1割	210円
	91日以上入院*1*2		160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）			

*1 当該月を含めた過去12か月間で、「区分Ⅱ」の判定を受けている機関の入院日数。

*2 75歳になられた方や転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となる。

イ 療養病床：生活療養標準負担額（食費と居住費）を負担します。

所得区分	自己負担額	医療の必要性の低い者		医療の必要性の高い者		指定難病患者	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
現役並み所得者	3割	460円	370円	460円	370円	260円	0円
一般Ⅱ	2割	(420円)		(420円)			
一般Ⅰ		*4)		*4)			
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	90日までの入院*1	210円	370円	210円	370円	210円	0円
	91日以上入院*1*2			160円		160円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		130円					
うち、高齢福祉年金受給者		100円	0円	100円	0円	100円	
うち、境界層該当者*3							

*1 当該月を含めた過去12か月間で、「区分Ⅱ」の判定を受けている機関の入院日数。

*2 75歳になられた方や転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となる。

*3 食費および居住費について1食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を必要としない状態となる者。

*4 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。

9 障害福祉事業

障害福祉事業は、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき策定した「第4期横浜市障害者プラン」に沿って、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標として、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、様々な施策・事業を行っています。

平成18年4月の「障害者自立支援法」施行により障害福祉サービスの体系が再編された後、平成24年10月には「障害者虐待防止法」、平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行されました。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」は、令和3年6月に改正されるなど、多くの制度改革が行われました。このような中で、障害のある人たちの地域生活を支えるため、居宅介護や移動支援、相談支援、就労支援、地域生活支援、施設の運営支援等施策や事業の充実に努めています。

1 障害福祉の機関・その他障害福祉関連業務

(1) 福祉保健センター

知的障害者、身体障害者、精神障害者等の相談にあたるとともに、各種支援施策の窓口として福祉サービスの給付の事務を行いました。

ア 相談支援を利用している障害者等の人数

(令和4年度：人数)

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	41,111	71,772	5,994	50,919	27,463	3,971	1,019	2,452
障害児	976	1,553	611	9,664	585	3,232	0	4
計	42,087	73,325	6,605	60,583	28,048	7,203	1,019	2,456

イ 支援内容

(令和4年度：件数)

福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
200,354	14,196	51,857	26,467	5,329	30,171	58,829	73,007	48,196

社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
51,397	5,082	24,922	589,807

ウ 精神保健福祉相談・訪問

精神保健福祉法に基づき、各区福祉保健センターで地域の精神保健福祉に関する相談を受け、心の病の予防、早期発見、治療への導入、社会復帰を目的とした相談や訪問を行いました。

(令和4年度：件数)

	相談		訪問	
	年間実件数	延件数	年間実件数	延件数
計	17,202	78,599	2,033	4,774

(2) 障害者更生相談所

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所の機能を有し、主に18歳以上の身体障害者・知的障害者を対象として、次の事業を行いました。

ア 主要業務

- (ア) 義肢や補聴器など補装具の要否・適合判定
- (イ) 自立支援医療（更生医療）の判定
- (ウ) 療育手帳（愛の手帳）の判定
- (エ) 身体障害者・知的障害者の医学的判定、心理学的判定、職業能力・適性判定

イ 来所者数（令和4年度）

区分	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	計
人数	523	555	4,587	2,059	7,724

ウ 相談件数（令和4年度）

	身障手帳	療育手帳	補装具	療育相談	更生医療	総合判定	その他	計
件数	11	1,084	2,046	709	1,291	10	1,482	6,633
比率	0.2	16.3	30.8	10.7	19.5	0.2	22.3	100.0

エ 判定件数（令和4年度）

	療育手帳	補装具	更生医療	総合判定	計
件数	1,034	2,832	1,303	11	5,180

(3) こころの健康相談センター

精神保健福祉法に基づく、こころの健康の保持増進や精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関として、次の事業を行いました。

ア 主要業務

- (ア) 普及啓発、調査研究
- (イ) 精神保健福祉相談に関する業務
- (ウ) 精神医療審査会に関する業務
- (エ) 自立支援医療（精神通院医療）に関する業務
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳に関する業務
- (カ) 自殺対策事業
- (キ) 依存症対策事業
- (ク) 精神障害者入院医療援護金助成事業
- (ケ) 措置入院者退院後支援事業

イ こころの健康相談センター事業

年 度	技術援助		人材育成（主催、共催）	
	福祉保健センター	その他の機関	研修開催回数	参加者数
令和4年度	88	124	44	4,886

こころの電話相談 (件数)
7,368

※人材育成について、eラーニング研修を含みます。

ウ 措置入院者の退院後支援事業

年 度	退院後支援計画 作成意向確認	
	計画作成 申込有	計画作成 申込無
令和4年度	174	68

年 度	退院後支援計画 作成件数
令和4年度	58

エ 自殺対策事業

年 度	市民向け講演会		自死遺族支援	
	開催回数	参加者数	ホットライン 相談件数	遺族の集い 参加者数
令和4年度	1	74	76	70

オ 依存症対策事業

年 度	相談件数 (延べ)	家族教室・ 夜間セミナー		回復支援 プログラム	
		開催 回数	参加者数 (延べ)	開催 回数	参加者数 (延べ)
令和4年度	1,219	12	302	16	113

(4) 障害者施策推進協議会

本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡を要する事項について調査審議を行いました。

(5) 精神保健福祉審議会等

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について審議・報告などを行いました。

2 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に障害のある人から手帳交付の申請がされた場合、障害の程度を法に定められた基準と照らし合わせ障害の程度を認定し、身体障害者手帳の交付をしています。

対象となるのは、視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害です。

障害の程度は、1級を最重度として7級までに分類され、そのうち1級から6級までに手帳が交付されます。

本市で身体障害者手帳を所持している人は、令和5年3月末現在 97,869人で、市の人口の約2.6%でした。

(2) 愛の手帳（療育手帳）

知的障害児（者）に対して一貫した相談・援助を行うとともに、各種の援助制度を利用しやすくするために「愛の手帳」を交付しています。令和5年3月末現在、手帳所持者数は36,283人でした。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

各種の支援策を講じやすくし、社会復帰及び社会参加の促進を図るため、障害の程度に応じて精神障害者保健福祉手帳を交付しています。令和5年3月末現在、手帳所持者数は46,975人でした。

身体障害者手帳等級別所持者数

(令和5年3月31日現在)

障 害 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	2,117 (63)	2,314 (18)	388 (10)	526 (12)	986 (11)	212 (0)	6,543 (114)
聴覚・平衡機能障害	253 (3)	2,230 (134)	1,104 (67)	2,431 (18)	21 (0)	3,151 (72)	9,190 (294)
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害	7 (0)	77 (0)	553 (2)	416 (5)	—	—	1,053 (7)
肢 体 不 自 由	8,877 (616)	9,978 (344)	8,187 (216)	12,250 (140)	3,255 (66)	2,195 (35)	44,742 (1,417)
心 臓 機 能 障 害	13,973 (101)	157 (2)	2,541 (111)	2,604 (26)	—	—	19,275 (240)
じ ん 臓 機 能 障 害	9,145 (19)	9 (0)	30 (0)	28 (0)	—	—	9,212 (19)
呼 吸 器 機 能 障 害	389 (15)	20 (0)	468 (3)	240 (2)	—	—	1,117 (20)
ぼうこう・直腸機能 障 害	11 (4)	18 (2)	265 (28)	5,014 (13)	—	—	5,308 (47)
小 腸 機 能 障 害	18 (2)	7 (2)	20 (8)	49 (0)	—	—	94 (12)
免 疫 機 能 障 害	156 (0)	375 (1)	273 (0)	254 (0)	—	—	1,058 (1)
肝 臓 機 能 障 害	230 (47)	21 (0)	10 (0)	16 (0)	—	—	277 (47)
計	35,176 (870)	15,206 (503)	13,839 (445)	23,828 (216)	4,262 (77)	5,558 (107)	97,869 (2,218)

※ () 内の数字は18歳未満の再掲です。

療育手帳交付状況

(令和5年3月31日現在)

障 害 者 \ 等 級	最 重 度	重 度	中 度	軽 度	合 計
総 数	5,864	5,614	7,342	17,463	36,283

身体障害者手帳所持者数 (区別)

(令和5年3月31日現在)

区 別	人 口	手 帳 所 持 者 数	手帳所持者の割合 (%)
横 浜 市	3,768,664	97,869(2,218)	2.60
鶴 見	295,504	7,555(154)	2.56
神 奈 川	248,789	5,980(137)	2.40
西	106,062	2,238(43)	2.11
中	151,052	4,499(78)	2.98
南	198,121	6,049(121)	3.05
港 南	214,034	6,029(140)	2.82
保 土 ケ 谷	205,791	5,752(118)	2.80
旭	241,950	7,225(169)	2.99
磯 子	165,416	4,729(102)	2.86
金 沢	195,348	5,683(94)	2.91
港 北	362,626	7,294(189)	2.01
緑	182,670	4,909(129)	2.69
青 葉	309,909	6,224(183)	2.01
都 筑	214,808	4,426(143)	2.06
戸 塚	283,155	7,164(178)	2.53
栄	120,713	3,495(85)	2.90
泉	151,180	4,637(86)	3.07
瀬 谷	121,536	3,981(69)	3.28

※ ()内の数字は18歳未満の再掲です。

※ 人口は令和5年4月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(令和5年3月31日現在)

等級 区	1級	2級	3級	合計
横浜市	4,424	26,963	15,588	46,975
鶴見	284	1,810	1,247	3,341
神奈川	248	1,680	922	2,850
西	119	663	440	1,222
中	263	1,585	902	2,750
南	290	2,025	1,265	3,580
港南	271	1,936	1,000	3,207
保土ヶ谷	281	1,628	958	2,867
旭	367	1,846	1,028	3,241
磯子	192	1,220	678	2,090
金沢	223	1,371	739	2,333
港北	270	1,918	1,225	3,413
緑	184	1,289	739	2,212
青葉	224	1,499	988	2,711
都筑	155	939	637	1,731
戸塚	415	2,215	1,132	3,762
栄	170	874	509	1,553
泉	223	1,183	634	2,040
瀬谷	245	1,282	545	2,072

福祉保健センター基礎把握数

症状性を含む器質性 精神障害	精神作用物質使用による 精神及び行動の障害	統合失調症、統合失調症 型障害及び妄想性障害	気分（感情）障害	気分 身体表現性障害 関連障害及び 身体表現性障害	神経症性障害、ストレス 関連障害及び 身体表現性障害	生理的障害及び身体的要 因に関連した行動症候群	成人の人格及び 行動の障害	知的障害（精神遅滞）	心理的発達の障害	小児（児童）期及び青年 期に通常発症する 行動及び情緒の障害	挿間性及び発作性障害	ICDコード不明
6,747	4,080	21,991	40,630	11,311	793	1,896	1,061	5,579	3,436	4,983	4,946	

※この数字は各区福祉保健センターが相談等により把握している人数であり、正確な数字ではありません。
取り扱いについてはご注意をお願いします。

3 相談・指導

(1) 相談・指導事業

身体障害者社会参加訓練

事業名	委託団体	事業内容
ろうあ者日曜教室	横浜市障害者社会参加推進センター	聴覚障害者の社会生活に必要な知識の習得や情報提供などの教室
音声機能障害者発声訓練教室	〃	音声機能障害者のための発声訓練教室
盲人社会・家庭等生活訓練	〃	視覚障害者の家庭生活に必要な訓練及び社会生活に必要な知識を習得するための教室等
オストメイト健康教室	〃	人工肛門・人工膀胱造設者のための体験懇談会等
中途失聴者コミュニケーション教室	〃	中途失聴者や難聴者のための手話・読話等を習得するための教室
車椅子ライフセミナー	〃	脊髄損傷者等の日常生活に必要な知識などを習得するための講演会等（冊子作成に変更）
腎不全者料理教室	〃	人工透析者や家族のための栄養相談及び料理教室（冊子作成に変更）
補装具着用訓練事業	〃	補装具に関する知識の習得や装着訓練（中止）
呼吸器機能障害者生活訓練教室	〃	呼吸器機能障害者の日常生活の対処法の習得などの医療講演会（冊子作成に変更）
脳性マヒ者等ふれあいセミナー	〃	脳性マヒ者と健常者との交流を図るための研修会
中途失明者緊急生活訓練	（福）横浜訓盲院	中途失明者への助言・指導、感覚訓練、点字指導、歩行訓練等

(2) 相談員の設置

ア 身体障害者相談員

身体障害者の福祉に関し、家族や当事者等からの各種相談に応じ、福祉サービス等について福祉保健センター等の関係機関との連携にあたる相談員として、委嘱しています。

イ 聴覚障害者相談員

聴覚障害者の各種相談に応じ、関係機関との連絡のもとにその解決を図る相談員を障害者スポーツ文化センター横浜ラポールに設置しています。

ウ 知的障害者相談員

知的障害者の福祉に関し、家族や当事者等からの各種相談に応じ、福祉サービス等について福祉保健センター等の関係機関との連携にあたる相談員として、委嘱しています。

エ 精神障害者相談員

精神障害者の福祉に関し、家族や当事者等からの各種相談に応じ、福祉サービス等について福祉保健センター等の関係機関との連携にあたる相談員として、委嘱しています。

(3) 相談支援事業の委託

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援の専門職員を配置し、広範な情報提供を行うとともに、一般的な相談、緊急時の対応や行動障害等個別的な相談に対応しています。

ア 基幹相談支援センター18か所（令和4年度）

名称	所在地	運営主体
鶴見区基幹相談支援センター (つるみ地域活動ホーム幹)	鶴見区豊岡町 3-4 リコービル 1階	(福) 大樹
神奈川区基幹相談支援センター (かながわ地域活動ホームほのぼの)	神奈川区反町 1-7-3 ARSビル 3階	(福) 若竹大寿会
西区基幹相談支援センター (地域活動ホーム ガッツ・ビーと西)	西区中央 1-18-22-103	(福) 横浜共生会
中区基幹相談支援センター (中区障害者地域活動ホーム)	中区新山下 3-1-29	(福) みはらし
南区基幹相談支援センター (地域活動ホームどんとこい・みなみ)	南区中村町 4-270-3	(福) 横浜共生会
港南区基幹相談支援センター (港南中央地域活動ホームそよかぜの家)	港南区港南中央通 1-12	(福) そよかぜの丘
保土ヶ谷区基幹相談支援センター (ほどがや地域活動ホームゆめ)	保土ヶ谷区天王町 1-17-3 コーポメイプル 1階	(福) ほどがや
旭区基幹相談支援センター (地域活動ホームサポートセンター連)	旭区二俣川 2-58-2 第1清水 ハーモニビル 3階	(福) 訪問の家
磯子区基幹相談支援センター (いそご地域活動ホームいぶき)	磯子区杉田 5-32-8-1階	(福) 光友会
金沢区基幹相談支援センター (金沢地域活動ホームりんごの森)	金沢区能見台通 9番 30 能見 台SKビル 1階	(福) すみなす会
港北区基幹相談支援センター (しんよこはま地域活動ホーム)	港北区新羽町 1240-1 5階	(福) 横浜共生会
緑区基幹相談支援センター (みどり地域活動ホームあおぞら)	緑区中山 3-16-1	(福) ル・プリ
青葉区基幹相談支援センター (あおば地域活動ホームすてっぷ)	青葉区青葉台 2-8-22	(福) ル・プリ
都筑区基幹相談支援センター (つづき地域活動ホームくさぶえ)	都筑区牛久保東 1-33-1	(福) 同愛会
戸塚区基幹相談支援センター (東戸塚地域活動ホームひかり)	戸塚区川上町 4-9	(福) ひかり
栄区基幹相談支援センター (地域活動ホームサポートセンター径)	栄区桂町 711 さかえ次世代交流 ステーション内	(福) 訪問の家
泉区基幹相談支援センター (泉地域活動ホームかがやき)	泉区中田北 3-6-55	(福) いずみ苗場の会
瀬谷区基幹相談支援センター (せや活動ホーム太陽)	瀬谷区三ツ境 13-1 黒沼ビル 1階	(福) 瀬谷はーと

イ 障害者入所施設等 6か所（令和4年度）

名称	所在地	運営主体
横浜医療福祉センター港南	港南区港南台 4-6-20	(福) 十愛療育会
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町 1696	(福) 同愛会
青葉メゾン	青葉区奈良町 1757-3	(福) ル・プリ
花みずき	港北区新吉田町 6001-1	(福) 横浜共生会
光の丘	旭区白根 7-10-6	(福) 白根学園
十愛病院	戸塚区品濃町 1140	(公財) 十愛会

ウ 発達障害者支援センター（令和4年度）

名称	所在地	運営主体
横浜市発達障害者支援センター	中区羽衣町 2-4-4 エバース第8 関内ビル5階	(福) 横浜やまびこの里

(4) 障害者自立生活アシスタント事業

単身等で生活する知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者が地域生活を継続できるよう、障害者支援に関して専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」が障害の特性を踏まえた生活力、社会適応力を高める為の具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援等を行ないました。

令和4年度

実施施設

36か所(知的障害者対象：17か所、精神障害者対象：18か所 高次脳機能障害者対象：1か所)

利用者数

知的障害者対象施設 401人 精神障害者(高次脳機能障害含む)対象施設 373人

(5) 発達障害者支援体制整備事業

横浜市発達障害検討委員会 [平成17年10月設置：委員数 10名]

本市における発達障害児・者の支援体制について、現状の把握と方向性の審議・検討を行いました。

4年度は2回開催しました。

(6) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通に支援が必要な重度の障害がある方が入院した際に、医療機関のスタッフとご本人との円滑なコミュニケーションをサポートするため、コミュニケーション支援員を入院先に派遣しました。

年度	登録数	派遣件数	総派遣時間	総派遣費用
令和4年度	314 (人)	2 (件)	300 (時間)	522,000 (円)

4 地域生活支援

(1) 障害者地域活動ホームの運営

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」の運営について助成を行いました。

管理運営費等助成

(令和4年度)

		機能強化型	社会福祉法人型
運営か所数		23 か所	18 か所
日中活動(延べ利用者数)		146,134 人	168,706 人
生活 支援 事業	ショートステイ (延べ宿泊数)	688 泊	11,697 泊
	一時ケア	4,894 回	86,699 時間
	余暇活動支援	601 回	250 回
	おもちゃ文庫	754 回	18,768 人

(2) 精神障害者生活支援センターの運営

地域で生活する統合失調症をはじめとした精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る精神障害者生活支援センターの運営について助成を行いました。

利用実績等一覧

(令和4年度)

	A型(指定管理方式)	B型(補助金方式)
運営か所数(か所)	9	9
登録者数(人)	7,602	5,398
延べ利用者数(人)	99,679	84,218
一日あたり利用者数(人/か所)	36	30
面接相談(件)	5,181	5,230
電話相談(件)	47,040	37,817
訪問・同行(件)	2,700	7,382

(3) 地域活動支援センター(障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型)への助成

障害者が身近な地域で生産活動や創作的活動を通して、社会参加を図る場である地域活動支援センターの設置・運営について、助成を行いました。

(年度末数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域活動支援センター (障害者地域作業所型)	75 か所 1,192 人	76 か所 1,162 人	75 か所 1,110 人
地域活動支援センター (精神障害者地域作業所型)	61 か所 1,040 人	62 か所 1,055 人	62 か所 1,055 人

(4) 障害者グループホームへの助成

障害者が地域の中で自立生活を実現していく場である障害者グループホームの設置・運営について、助成を行いました。

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者グループホーム	837	873	915
障害者グループホーム (運営委員会型)	4	2	0

(5) 横浜市精神障害者退院サポート事業

生活支援センターに退院サポート事業担当の職員を配置し、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援を行いました。

ア 協働活動

精神科病院の入院患者や病院職員に向けて、地域移行に関する啓発活動などプログラムを実施

実施場所	入院患者向け	病院職員向け	その他
実施回数	7	22	1

イ 個別支援

精神科病院からの退院に際して、環境設定や手続きに支援が必要な方に、個別に支援を実施

総支援対象者数	支援中止	支援継続	退院	退院先					疾病名	
				自宅	アパート設定	GH	生活訓練施設	その他	統合失調症	その他
185	8	101	76	10	13	13	32	8	150	35

(6) 障害者総合支援法による事業への移行支援事業

地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）の事業者が、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業に移行するために必要となる経費を助成する事業です。

(移行前のか所数) (令和4年度)

	助成対象か所	
移行支援準備金	地域活動支援センター障害者地域作業所型（身・知）	1か所
	地域活動支援センター精神障害者地域作業所型（精）	1か所
設備整備費	地域活動支援センター障害者地域作業所型（身・知）	1か所
	地域活動支援センター精神障害者地域作業所型（精）	1か所

5 手当・年金

国民年金法に定める障害基礎年金（「国民年金事業」の項参照）ほか、次の手当・年金を給付しました。

各種手当支給状況 (令和4年度)

	障害児 福祉手当	特別障害者 手当	経過的 福祉手当
延べ 支給件数 (件)	19,278	31,044	719
支給総額 (千円)	286,363	847,743	10,681

(1) 障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対し、その障害によって生ずる負担を軽減する一助として法律に基づき手当を支給しています。

ア 対象者

日常生活において常時介護を要する重度障害児。身障手帳1級及び2級程度の一部、IQがおおむね20以下の知的障害児及びこれらと同程度の障害児（本人及び扶養義務者について所得制限あり）

イ 手当額（令和4年度）

月額14,850円

(2) 特別障害者手当

在宅の重度障害者に対し、その障害によって生ずる負担を軽減する一助として法律に基づき手当を支給しています。

ア 対象者

日常生活において常時特別の介護を要する重度障害者。身障手帳1・2級程度の障害及び知的障害（おおむねIQ20以下等）が重複しているか、これと同程度の障害、疾病等がある者（本人及び扶養義務者について所得制限あり）

イ 手当額（令和4年度）

月額27,300円

(3) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の相互扶助の精神を基調とし、本市が独立行政法人福祉医療機構と保険契約を結び、この契約に基づき本市は毎月加入者から掛金を徴収し、加入者が死亡又は著しい障害を有する状態となった後に残された障害者に年金を支給しています。1人の心身障害者につき2口まで加入できます。

ア 加入者数と掛金月額

（令和5年3月31日現在）（金額単位：円）

加入時の年齢	平成19年度以前加入者		平成20年度以後加入者	
	掛金月額	加入口数	掛金月額	加入口数
35歳未満	5,600	38	9,300	7
35歳以上40歳未満	6,900	93	11,400	20
40歳以上45歳未満	8,700	168	14,300	37
45歳以上50歳未満	10,600	213	17,300	38
50歳以上55歳未満	11,600	83	18,800	41
55歳以上60歳未満	12,800	89	20,700	20
60歳以上65歳未満	14,500	93	23,300	15
計	—	777	—	178

イ 給付内容

(単位：円)

種別	金額		備考		
年金	1口加入(月額)	20,000	加入者が死亡又は著しい障害を有する状態になった場合		
	2口加入(月額)	40,000			
弔慰金 ※	加入年月	加入時期	平成19年度以前加入	平成20年度以降加入	障害者が死亡した場合 (2口加入の場合は該当額の倍額)
	1年以上5年未満継続加入		30,000	50,000	
	5年以上20年未満継続加入		75,000	125,000	
	20年以上継続加入		150,000	250,000	
脱退一時金 ※	5年以上10年未満継続加入		45,000	75,000	掛金の負担が困難なため、やむを得ず脱退した場合 (2口加入の場合は該当額の倍額)
	10年以上20年未満継続加入		75,000	125,000	
	20年以上継続加入		150,000	250,000	
特別弔慰金	納入した保険料相当額の範囲内		告知義務違反、加入後1年以内の自殺により年金が給付されなかった場合		

※平成20年度以降の事由発生について

給付状況

年金 884口 (令和5年3月31日現在)

弔慰金 7口 脱退一時金 1口 (令和4年度執行分のみ)

6 各種援護施策

(1) 医療

ア 公費負担

(ア) 措置患者入院医療費公費負担事業

精神保健福祉法第29条に基づき措置入院した患者の入院医療費について、公費による負担を行いました(保険適用分を除く。)

令和4年度 679件

(イ) 自立支援医療(精神通院医療)公費負担事業

精神障害者の通院医療費について、公費による負担を行いました。(医療保険優先)

令和4年度 695,736件

(ロ) 精神障害者入院医療援護金助成事業

精神保健福祉法に基づき入院している精神障害者のうち助成要件を満たす者に対して、1か月当たり1万円を助成しました。

令和4年度 16,032件

イ 精神科救急医療対策事業

(ア) 精神保健福祉法に規定された申請・通報・届出等に基づき、自傷他害行為に至るおそれのある精神障害者又はその疑いのある者を診察し、入院措置等を行いました。

申請・通報・届出等件数

年 度	時間帯	申請・通報・届出等件数	
			うち診察件数
令和4年度	平日	313	77
	夜間休日	446	180
	合計	759	257

- (4) 夜間・休日に精神科救急医療情報窓口を開設し、精神障害者の家族等からの相談に対して病院紹介等を行いました。

令和4年度相談件数 3,470件 病院紹介件数 227件

ウ 精神医療適正化対策事業

(7) 精神医療審査会

市内の精神科病院等から提出される医療保護入院届、医療保護入院者定期病状報告、措置入院者定期病状報告又は入院患者等からの退院又は処遇の改善請求について、入院又は処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を年49回開催しました。

年 度	審査総数	各種届出書審査	退院等請求審査
令和4年度	6,405	6,305	100

(4) 精神科病院実地指導

市内の精神科病院等28病院を対象に、入院患者の処遇状況や病院の運営状況について立入調査、指導を行いました。

(ウ) 精神科病院実地審査

横浜市長の権限により措置を行った措置入院患者及び市内の精神科病院等の医療保護入院患者を対象に、入院の要否と処遇について精神保健指定医による診察を行いました。

年 度	審査総数	措置入院患者数	医療保護入院患者数	任意入院患者数
令和4年度	54	10	44	0

エ 23価肺炎球菌ワクチン接種費助成事業（任意接種）

5歳以上の身体障害者手帳（内部機能障害）所持者を対象に、23価肺炎球菌ワクチン接種費の一部助成（3,000円）を行いました。（平成26年10月から制度改正により、定期接種の対象者を除く。）

令和4年度 接種者（クーポン券利用者）数 80名

(2) 補装具・日常生活用具など

ア 補装具費の支給（製作・修理）

身体障害者の障害部位・欠損機能を補うため、義肢・装具・車いす・補聴器等の用具の交付・修理費用を支給しました。

令和4年度	交付		修理	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額
障害児・者	4,126 件	607,520,146 円	3,251 件	177,121,919 円

イ 日常生活用具の給付・貸与

重度の障害者の日常をより円滑に、また便利にするため、特殊寝台・盲人用時計・吸引器・移動用リフト等の用具を給付しました。

令和4年度	件数	公費負担額
障害児・者	91,564 件	953,378,359 円

ウ 重度障害者あんしん電話設置事業

ひとり暮らしまたはそれに準ずる重度障害者に対して、緊急時、ペンダント型発信機を押すことで近隣の協力者及び消防局に通報できる電話を設置しました。

令和5年3月31日現在 41件

エ 身体障害者補助犬定期検診等医療費給付

重度の視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者に給付された補助犬に対し、定期検診及び疾病に関する施療を行い、補助犬を最良の状態に保つことにより、在宅身体障害者の自立と社会参加を促進しました。

令和5年3月31日現在 医療証発行頭数 35頭（盲導犬28頭、介助犬3頭、聴導犬4頭）

(3) 住環境整備の助成

重度障害者が日常生活を容易に過ごせるよう、自宅の玄関・台所・浴室・便所等を改造するための費用を、120万円を限度に助成しました。また、移動リフター・段差解消機等の自立支援機器の設置費用を助成しました。

助成実績 (令和4年度)

助成内容	延べ件数(件)	公費負担額(円)
住宅改造費	43	25,532,688
機器購入費	72	31,045,720
機器取付費	50	6,270,575

(4) ヘルパー派遣と緊急一時保護

ア 手話通訳者・要約筆記者等の派遣

(ア) 手話通訳者・要約筆記者

聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者が、社会生活上必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣しました。

令和4年度 派遣人数 手話通訳者 10,376人 要約筆記者 1,024人

(イ) 盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に、コミュニケーション支援及び移動時等の介助を行うための盲ろう者通訳・介助員を派遣しました。また、失語症により意思疎通を図ることが困難な方に、外出の同行及び外出先でのコミュニケーション支援を行うための失語症者向け意思疎通支援者を派遣しました（本事業は神奈川県が主体を担い、本市、川崎市、相模原市、横須賀市からの負担金により実施されています）。

イ 障害者ホームヘルプ事業

身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者の在宅生活の支援を行うため、ホームヘルプサービスを提供しました。

利用時間：3,432,736時間（令和4年度総利用時間）

(ア) 居宅介護

- ・身体介護：入浴、排泄、食事等の介助
- ・家事援助：調理、洗濯、掃除等の介助
- ・通院等介助（身体介護を伴う・伴わない、乗降介助）：通院、官公署、指定相談事業所への移動の介助、又は車での乗降介助

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者及び行動障害を有する者に対する居宅介護、外出支援等の包括的支援

(ウ) 同行援護

- 視覚障害によって移動に著しい障害を有する障害児・者への外出支援
- (エ) 行動援護
知的障害及び精神障害によって行動に著しい困難がある障害児・者への外出支援
- (オ) 重度障害者等包括支援
常時介助を要する重度障害児・者に対する障害福祉サービスの包括的支援

ウ 障害者ガイドヘルプ事業、ガイドボランティア事業

単独では外出が困難な視覚障害児・者、肢体不自由児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、難病患者等が外出する際に、ガイドヘルプサービスの提供を行いました。また、付添い支援を行ったガイドボランティアに対し、奨励金を支払いました。

- (ア) ガイドヘルプ事業 (令和4年度)
利用時間：620,937時間(年間総利用時間)
- (イ) ガイドボランティア支援状況 (令和4年度)

種別	件数
一般・余暇	7,068
通学・通所	35,341
集団見守り	8,761
計	51,170

エ 障害者ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業

障害者ガイドヘルパー等の人材確保を図るために、ガイドヘルパー等養成研修を修了し、市内の移動支援事業所等で活動したヘルパーに対して2万円を限度に研修受講料を助成しました。

助成対象実績：106人 助成実績：2,095,000円(令和4年度)

オ ガイドヘルパースキルアップ研修

ガイドヘルパーを対象に、各業務内容にあわせたスキルアップ研修を実施しました。

<令和4年度研修内容>

サービス提供責任者向け研修：責任者としての役割・サービス提供の基本視点等に関する研修を前・後編、各2回ずつ実施。

ヘルパー現任者向け研修：ケア業務のスキルアップ研修。身体障害・知的障害・精神障害分野に分け各2回ずつ実施。(各2回、計6回)

カ 重度訪問介護利用者大学修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供しました。

令和4年度 4名(2,485時間)

キ 障害児・者短期入所事業

一時的な施設等の利用が必要な障害児・者に対し、介護等生活上必要な支援を実施しました。

(令和4年度)

	実施日数等
短期入所事業	76,300日
日中一時支援事業	6,807回
緊急一時保護制度	0日

- (5) 障害者入浴サービス
居宅において入浴が困難な常時寝たきり状態にある重度の身体障害者に、入浴の機会を提供しました。
- ア 訪問入浴
移動入浴車により障害者宅を訪問し、簡易浴槽を用いて入浴の機会を提供しました。
令和4年度 31,247回(386,387,856円)
- イ 施設入浴
障害者に対し、寝台車両等で送迎を行い、特別養護老人ホーム等の特殊浴槽において入浴の機会を提供しました。
令和4年度 41回(476,010円)
- (6) 移動情報センター運営等事業
移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じ、各サービス事業者等の情報提供や紹介・あっせんを行う窓口を運営しました。
令和4年度 相談数 2,172件 調整数 28,632件
- (7) 福祉特別乗車券の交付
70歳未満で市内在住の1級から4級までの身体障害者、IQ75以下の知的障害者(愛の手帳A1～B2所持者)及び1級から3級までの精神障害者に、バス・市営地下鉄等の乗車時に運賃が無料になる乗車券を交付しました。
令和4年度 58,717人(交付人数)
- (8) 施設の通所交通費助成
市内在住の身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、精神科デイ・ケア又は障害者地域作業所等に通所する人に対し、本人及び送迎介助者の交通費を助成しました。
- (9) 自動車運転免許取得助成等
- ア 自動車運転訓練費の助成
1級から4級までの身体障害者及び知的障害者、精神障害者(平成22年度から)が各都道府県公安委員会の指定した教習所で運転技能を習得する場合にその費用(技能教習に要した額の3分の2、限度額は10万円)を助成しました。
自動車運転訓練費助成状況
令和4年度 12,479,400円(135件)
- イ 自動車改造費の助成
1級から3級の上肢・下肢・体幹機能障害者が自ら運転する自動車のアクセル・ブレーキ・ハンドル等の改造費や福祉車両購入費の一部を20万円を限度として助成しました。
また、平成22年度より1級から3級の下肢・体幹機能障害者の移動のために介護者が運転する場合の改造費や福祉車両購入費の一部も20万円を限度に助成しています。
自動車改造費助成状況
令和4年度 4,547,900円(26件)【本人】
6,636,900円(39件)【介護者】
- (10) 重度障害者タクシー料金の助成
市内在住の重度障害者のうち、福祉特別乗車券又は敬老特別乗車証等の交付を受けていない人に対し、タクシー料金の一部を助成するタクシー利用券を交付しました。
交付枚数は年間84枚までです。
なお、人工透析に週3回以上通う腎臓機能障害者に対しては年間168枚まで交付しました。
令和4年度 29,338冊(交付冊数)

(11) 障害者自動車燃料費の助成

市内在住の重度障害者のうち、福祉特別乗車券、敬老特別乗車証等又は福祉タクシー利用券の交付を受けていない人に対し、自動車燃料費の一部を助成する障害者自動車燃料券を交付しました。

交付枚数は年間 24 枚までです。

なお、人工透析に週 3 回以上通う腎臓機能障害者に対しては年間 48 枚まで交付しました。

令和 4 年度 11,823 冊 (交付冊数)

(12) ハンディキャブ事業

公共の交通機関を単独で利用するのが困難な重度の障害者で車椅子利用の人に対し、車椅子のまま乗車できるリフト付車両 (ハンディキャブ) を提供しました。

ア 運行事業

専用の運転手付ハンディキャブを低額の利用料で提供しました。

令和 4 年度 3,879 件

イ 貸出事業

ハンディキャブの車両の貸出のみ提供しました。

令和 4 年度 111 件

ウ 運転ボランティア紹介

貸出事業に対し運転ボランティアを紹介しました。

令和 4 年度 58 件

(13) タクシー事業者福祉車両導入促進事業

車椅子のまま乗車可能なユニバーサルデザインタクシー車両の購入費用の一部をタクシー事業者に助成しました。

令和 4 年度 49 台 (導入車両台数)

(14) 障害者社会参加推進センター事業

横浜市身体障害者団体連合会に「横浜市障害者社会参加推進センター」の運営事業を委託し、障害者自らが社会参加促進施策を実施することにより、障害者の自立と社会参加の推進を図りました。

ア 障害者社会参加推進協議会運営事業

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らが社会参加促進事業を実施し、もって地域における自立生活と社会参加の推進を図るため、横浜市障害者社会参加推進協議会を設置・運営しています。

イ 各種相談・研修事業

(ア) 横浜市ピア相談センター事業

・ピア相談

障害者本人やその家族が相談員として、同じような環境、悩みや経験をいかして、障害者やその家族からの生活における困り事の相談に応じました。

相談件数 1,060 件 (身体障害 65 件、知的障害 35 件、精神障害 938 件、薬物依存症 22 件)

・ピア相談員研修

ピア相談員の知識向上等のため、ピア相談員研修を行いました。

令和 4 年度 開催回数 3 回、参加人数 73 名

(イ) 「聞こえと補聴器」講座

会話や電話の音が聞き取りづらい、補聴器が合わないなど、聞こえに不安を抱えている方やその家族のための講座を 3 回行いました。(延べ参加人数 113 人)

ウ 啓発普及事業

障害理解啓発のため、講演会等を実施しました。

- ・普及啓発動画等を通じた広報
- ・講演会（障害者週間に実施）参加人数 281 人

(15) 集団援助活動（グループワーク活動）

区福祉保健センターでは、精神障害者の社会復帰を図るため、回復途上にある精神障害者を対象とした生活教室や、精神障害者やアルコール依存症者等の家族を対象とした家族教室を実施しました。

（令和4年度）

生活教室		精神障害者 家族教室		アルコール 家族教室		その他	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
463	3,713	25	389	40	261	4	23

(16) 団体等育成・支援

区福祉保健センターでは、精神障害者の家族会や地域作業所・グループホーム運営団体、市民団体等の支援を行いました。

（令和4年度）

家族会支援		作業所・グループホーム等団体支援		その他の活動（断酒会等）	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
73	967	48	495	8	288

(17) 精神保健福祉関連の普及啓発等

区福祉保健センターでは、心の健康や精神障害に対する正しい理解の促進を図るため、市民を対象とした講演会や講座等を実施しました。

令和4年度の開催回数は54回、参加人数は1,238名でした。

(18) 精神障害者の家族支援事業

精神障害者とその家族が適切な関係を保ちつつ地域で安心して生活を継続できることを目的に、精神障害者の家族への支援を行いました。

ア 緊急滞在場所の設置

精神障害者の状態の悪化等により同居が一時的に困難になった家族に対し、緊急滞在場所を提供しました。

	元年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績
利用人数	5人	3人	0人	5人
延利用日数	19日	26日	0日	42日

イ 家族の学ぶ場の実施

精神障害者の家族を対象として、精神疾患と精神障害者への対応について理解を深める家族学習会を実施しました。

	元年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績
実施回数	4回	1回	1回	2回
延べ開催日数	19日	5日	5日	10日
延べ受講者数	108人	50人	46人	79人

7 団体育成

障害のある人々に対する福祉サービスをより幅広く展開するため、各種団体に事業の補助・委託を行いあわせて団体の指導・育成を図りました。

(1) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター

事業名	内 容
販路拡大事業	障害者地域作業所の自主製品を広く市民に購入していただくため、カタログによる通信販売の実施
家庭援護事業	障害児者のいる家庭への家庭奉仕員を派遣する経費の助成
研修事業	障害者福祉の総合的な研修の実施
団体活動支援事業	市域の障害児者団体が実施する事業費の一部の助成
地域活動支援事業	障害者福祉に関する相談活動や、当事者・地域啓発支援事業の実施、グループホームの緊急時の支援経費の助成
療育検診事業	進行性筋萎縮症者等に対する定期健診や機能回復訓練の実施
啓発活動事業	実施事業等の市民への周知等、理解促進活動の実施
調査研究事業	障害者福祉に関する各種調査研究の実施
人権擁護事業	障害児者の人権確立のための啓発活動や相談、モニター活動の実施
助成団体監査事業	助成団体による健全な運営のための指導及び外部専門員を加えた監査の実施
賠償責任保険事業	障害者地域作業所等で生じた損害賠償を補償するため、賠償責任保険に加入

(2) 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 (令和4年度) (金額単位：千円)

事業名	補助金額	内 容
精神障害者地域作業所自主製品販路拡大等助成事業	2,400	地域活動支援センター等の自主製品の販路拡大を目的とした事業の企画・運営に要する経費を助成
精神障害者社会復帰関係施設職員等研修助成事業	4,000	地域活動支援センター等社会復帰関係施設の職員を対象に実施する研修の企画・運営に要する経費を助成

(3) 知的障害者関係団体への補助 (令和4年度) (金額単位：円)

団体名	補助金額	実施事業内容
(公財) 横浜市知的障害者育成会	658,000	相談事業、就労支援事業等
横浜市心身障害児者を守る会連盟	300,000	福祉大会、スポーツ・レクリエーション事業等

(4) 身体障害者関係団体への補助 (令和4年度) (金額単位: 千円)

団 体 名		補助金額	実 施 事 業 内 容
(公社) 横浜市身体障害者団体連合会		3,500	啓発、研修会等
浜身連加 盟団体 内訳	横浜市肢体障害者福祉協会	400	〃
	(特非) 横浜市視覚障害者福祉協会	450	〃
	(一社) 横浜市聴覚障害者協会	400	〃
	横浜市車椅子の会	300	〃
	横浜市脳性マヒ者協会	350	〃
	横浜市腎友会	350	〃
	横浜市オストミー協会	350	〃
	横浜市港笛会	250	〃
	横浜市中途失聴・難聴者協会	400	〃
	横浜市もみじ会	250	〃

(5) 精神障害者関係団体への補助 (令和4年度) (金額単位: 千円)

団 体 名	補助金額	実 施 事 業 内 容
(特非) 横浜市精神障害者家族連合会	2,162	啓発、相談支援、就労支援等

(6) 通訳者養成 (令和4年度) (金額単位: 千円)

事 業 名	受講者数 (延べ数)	委託費	事 業 内 容
手話奉仕員養成事業	3,332	2,712	手話奉仕員の養成講習 (入門・基礎)
手話通訳者養成事業 (I)	620	1,418	手話通訳者 (I) の養成講習
手話通訳者養成事業 (II)	441	1,353	手話通訳者 (II) の養成講習
手話通訳者養成事業 (III)	151	559	手話通訳者 (III) の養成講習
手話通訳者登録試験	32	600	横浜市手話通訳者の登録試験
要約筆記者養成事業	762	4,000	要約筆記者の養成、登録試験の実施等

(7) 障害者団体各種大会への補助金

(令和4年度)

大会名	趣 旨	補 助 先	開 催 日	場 所	参加者	補助金
横浜市身体障害者福祉の集い	横浜市における身体障害者問題の討議と各種功労者の表彰	(公社)横浜市身体障害者団体連合会	令和4年7月10日	横浜ラポール	170人	239,126円
政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会ならびに親善スポーツ大会	政令指定都市身体障害者福祉団体による大都市における共通問題の討議及びスポーツ大会を通じた親交	(公社)横浜市身体障害者団体連合会	書面開催 ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面にて提案議題の表決、情報交換を行った。	千葉市	なし	0円
横浜市ふれあいスポーツ大会	知的障害者のスポーツを通じた健康促進と相互理解	横浜市心身障害児者を守る会連盟	令和4年5月22日	横浜ラポール グラウンド	105人	1,909,000円
横浜市身体障害者運動会	身体障害者のスポーツを通じた健康促進と相互理解	(公社)横浜市身体障害者団体連合会	令和4年10月23日	横浜ラポール	177人	754,517円
神奈川県ゆうあいピック大会	知的障害者の県域スポーツ大会	(一社)神奈川県障がい者スポーツ協会	令和4年7月2日～10月16日	神奈川県立スポーツセンター等	1,119人	340,000円

8 文化・スポーツ・レクリエーション

(1) 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール

スポーツや文化活動を通して、障害者一人ひとりの健康づくりや社会参加並びに健常者との交流を促進するための中核施設です。

- ・開館日数 345日
- ・施設利用者数 延べ247,550人1日平均 718人

施設名	施設種別	規 模	令和4年度 運営費(千円)	開 設 年月日	所 在 地 運営主体
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	身体障害者福祉センター (A型)	SRC地上3階・地下1階 延床面積28,817.74㎡	965,081	平成4年8月28日	港北区鳥山町1752 (福)横浜市リハビリテーション事業団

(2) 障害者スポーツ文化センターラポール上大岡

スポーツや文化活動を通して、障害者一人ひとりの健康づくりや社会参加並びに健常者との交流を促進するための中核施設です。

- ・開館日数 306日
- ・施設利用者数 延べ23,655人1日平均 77人

施設名	施設種別	規 模	令和4年度 運営費(千円)	開 設 年月日	所 在 地 運営主体
障害者スポーツ 文化センター ラポール上大岡	法定施設では ありません。	ゆめおおおかオフィ スタワー6階～8階 延床面積2935.29㎡	230,278	令和2年 1月10日	港南区上大岡西1-6-1 (福)横浜市リハビリテーション 事業団

(3) 障害者のスポーツ活動推進事業

ア リハビリテーション・スポーツ事業

各種相談を通じて、障害の状況に応じた適切な教室や個別指導を実施し、体力づくりの支援とスポーツ活動への導入を図りました。

運動・スポーツに関する初期相談、リハビリテーション・スポーツ教室等（参加人数 延べ 3,064人）

イ スポーツ・レクリエーション推進事業

(ア) サッカー教室、水泳教室等（参加人数 延べ7,092人）

(イ) 障害者スポーツ指導員及びボランティア養成研修会（参加人数 延べ581人）

(ウ) スポーツフェスタの日、サッカーの日、パラボウリングの日等（参加人数 延べ158人）

ウ スポーツ大会 ハマピック（横浜市障害者スポーツ大会）

(ア) 個人競技 実施競技：アーチェリー、フライングディスク、卓球（STT含む）、ボウリング、ボッチャ、水泳、陸上競技

実施回数 8回 参加人数 延べ733人

(イ) 団体競技 実施競技：バレーボール（男子） 実施回数 1回 参加人数 28人

エ 地域支援事業

障害者が地域の身近な施設でスポーツ等が行えるよう、各区スポーツセンター地区センター、地域ケアプラザ等でスポーツ教室や研修、指導等を実施しました。

スポーツ教室、フォローアップ教室等（実施回数 255回、参加人数 延べ 2,062人）

(4) 障害者の文化活動推進事業

ア 文化企画事業

(ア) 横浜ラポール芸術市場

障害者の文化活動の発表の場として開催しました。

（参加人数 2,112人）

(イ) 交流事業（自主・共催企画事業、ラポールファクトリー事業など）

フォーラム、演劇会、音楽会等を開催しました。

（実施回数 55回 参加人数 3,553人）

(ウ) 文化教室・ワークショップ

絵画、陶芸等の様々な教室やワークショップを開催しました。

（実施回数 58回 参加人数 1,655人）

イ おもちゃ図書館事業

おもちゃ図書館の運営を通して、おもちゃ等を媒介にした遊びの場の提供、個人や団体を対象にしたおもちゃ等の貸出、地域のボランティアや保護者を対象にした研修会の実施、おもちゃ展の開催等の事業を実施しました。

また、地域の障害児を援助する目的で、出張・移動おもちゃ図書館やおもちゃ病院などを実施しました。（図書館利用者数：個人1,232人、団体635団体）

ウ 情報ネットワーク事業

パソコン等の情報端末を通して、障害者の社会参加のための情報収集・提供やコミュニケーションの支援を行いました。

(情報バリアフリー支援講座等参加人数：42人)

エ 地域支援事業

市内の施設で地域における障害児・者の文化活動を推進しました。

(実施回数6回)

9 横浜市総合リハビリテーションセンター

横浜市の障害福祉施策の中核的施設として、福祉保健センター等の関係機関や社会福祉施設とも連携しながら、相談・評価・治療・訓練・指導等、障害の発見から社会的自立に至るまでの総合的なリハビリテーションを実施する施設です。

(1) 概要

ア 運営主体 (指定管理者)

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

(指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

イ 所在地

港北区鳥山町1770

ウ 設置施設

- (ア) 医療型児童発達支援センター (定員40名)
- (イ) 福祉型児童発達支援センター (知的) (定員30名)
- (ロ) 福祉型児童発達支援センター (難聴) (定員30名)
- (エ) 児童発達支援事業所 (定員48名)
- (オ) 障害者支援施設 (定員施設入所支援及び自立訓練 (機能訓練) 30名)
- (カ) 就労支援施設 (定員 就労移行支援 30名・職能訓練コース 10名)
- (キ) 補装具製作施設
- (ク) 診療所 (入院19床)

エ 委託事業

- (ア) 住環境整備事業
- (イ) 介護実習・普及センター運営事業
- (ロ) 地域リハビリテーションサービス事業
- (エ) 職能評価開発事業
- (オ) 企画開発研究事業
- (カ) 高次脳機能障害支援センター運営事業

(2) 総合相談実施状況

同センターの相談窓口は、障害者更生相談所が中心となり、各種相談業務を実施しました。実施状況は、障害者更生相談所参照。

(3) 施設利用状況

ア 児童発達支援センター、児童発達支援事業所年齢別利用児数 (令和4年度)

種別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
医療型児童発達支援センター	0	0	0	5	7	5	17
児童発達支援センター(知的)	0	0	0	20	17	26	63
児童発達支援センター(聴覚)	1	6	4	11	9	11	42
児童発達支援事業所	0	0	0	0	19	36	55

(年齢は令和4年度当初の年齢)

イ 障害者支援施設年齢別利用者数 (令和4年度)

種別	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
機能訓練	2	2	6	18	30	58

※ 機能訓練の利用者数に施設入所支援の実績を含みます。

ウ 就労支援施設年齢別利用者数 (令和4年度)

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
2	5	3	16	38	64

エ 補装具製作施設

令和4年度 製作0件 修理件数 124件

オ 診療所

令和4年度 受診者数 延 13,192人

(4) 委託事業実施状況

ア 住環境整備事業

障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、建築士等の専門スタッフを派遣し、住宅改造に関する助言、支援を行いました。

令和4年度 評価訪問・調査訪問 46件

イ 介護実習・普及センター運営事業

介護に関する専門相談や情報提供、介護機器の紹介等を行いました。

令和4年度 研修への専門職派遣実績 73講座・延 109人

ウ 地域リハビリテーションサービス事業

(ア) 在宅リハビリテーション

在宅生活をするうえでの指導・評価・訓練等が必要な重度障害児・者の家庭に専門職員を派遣し、障害状況や生活環境の評価や必要とされる専門的技術支援を行いました。

令和4年度 評価訪問人数 1,319人

訪問指導人数 1,926人

(イ) 療育相談

早期発見・早期療育を図るため、乳幼児健診において専門的な評価・診断が必要とされた乳幼児を対象に、福祉保健センターと合同で医師等専門職員による療育相談を実施しました。

療育相談実施人数 (令和4年度)

4か月児	1歳6か月児	計
93	8	101

(ウ) 関係機関技術支援

地域におけるリハビリテーション資源を充実し、適切なりハビリテーションが提供できるよう、また、関係機関とのネットワークづくりを図るため、関係機関や施設への技術支援を行いました。

実施箇所数及び回数 (令和4年度)

	機能訓練事業	成人施設・地域作業所	保育所・幼稚園	その他	計
箇所数	15	62	111	9	197
回数	51	148	147	12	358

エ 職能評価開発事業

就労を目指す障害者を支援するため、職業相談、職能評価、職能訓練コースでの能力開発等を実施しました。職能訓練コースは、平成20年7月から障害者自立支援法に規定する就労移行支援事業に準ずる支援を提供する施設に変わりました。

(ア) 職業相談・職能判定

令和4年度 延464件

(イ) 職能訓練コース年齢別利用者数 (令和4年度)

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
0	0	2	9	12	23

オ 企画開発研究事業

(ア) 福祉機器等の研究開発

リハビリテーションに関する技術及び各種福祉機器の研究開発を行いました。

(イ) 臨床工学サービス事業

研究開発により得た技術的成果を障害者の生活支援に取り入れるため、情報提供・機器の適合評価・製作・加工等を行いました。

(令和4年度)

項目	取扱件数	製作件数
住宅改造	178	0
住宅用移乗・移動機器	145	0
移動機器	45	0
姿勢保持装置	7	1
コンピュータ・コミュニケーション機器	99	0
環境制御装置	12	0
スポーツ・レクリエーション機器	0	0
その他	59	0
合計	545	1

(ウ) 研修・啓発

リハビリテーション関係職員への各種研修の開催、情報誌の発行等を実施しました。

カ 高次脳機能障害支援センター運営事業

高次脳機能外来を中心に診断・評価を行い、地域生活までの一貫した支援に取り組みました。また、横浜市内の高次脳機能障害者の支援の中核施設として、関係機関への技術支援や家族支援、市民啓発や広報啓発活動等を実施しました。

中途障害者地域活動センター訪問件数及び高次脳機能障害専門相談 (令和4年度)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
訪問件数	17	14	21	18	8	20	23	18	13	12	15	14	193
個別相談件数	22	14	32	23	11	27	28	24	14	12	16	21	244
その他相談件数	0	2	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	9

10 福祉機器支援センター

福祉機器や住宅改造、介護に関する専門相談・情報提供・展示・試用体験等を行うとともに、在宅リハビリテーション等の拠点としての役割を担いました。

(1) 概要

施設名	所在地	運営主体 (指定管理者)
横浜市中山福祉機器支援センター	緑区中山2-1-1	(福) 横浜市リハビリテーション事業団 (指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)
横浜市反町福祉機器支援センター	神奈川区反町1-8-4	
横浜市泥亀福祉機器支援センター	金沢区泥亀1-21-5	

(2) 利用状況

(令和4年度)

施設名	来館者数	相談件数		
		一般相談	専門相談	合計
横浜市中山福祉機器支援センター	1,743	197	24	221
横浜市反町福祉機器支援センター	1,190	314	13	327
横浜市泥亀福祉機器支援センター	1,784	681	8	689
合計	4,717	1,192	45	1,237

11 本市施設の概要

(1) 松風学園

松風学園は、知的障害者を対象に、障害者総合支援法による日中活動（農園芸や創作活動など）の支援（生活介護）、生活支援（施設入所支援）、在宅障害者とその家族の支援（短期入所）を行っています。

ア 年齢別状況

(令和5年3月31日現在)

区分	定員	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
施設入所支援	51	0	5	11	8	9	11	44
生活介護	59	0	6	14	9	12	11	52

イ 入・退所状況 (令和4年度)

区 分	入所人員	退所人員
入 所	0	1
通 所	0	0

(2) つたのは学園・中山みどり園

つたのは学園・中山みどり園は、知的障害者が地域社会でより自立した生活を営めるよう、通所による諸活動及び専門的な支援を行う施設で、障害者総合支援法に基づく生活介護事業並びに日中一時支援事業（つたのは学園のみ）及び自立訓練事業（中山みどり園のみ）を提供しています。対象は原則として18歳以上（15歳以上も可）となっています。

ア 年齢別状況 (令和5年3月31日現在)

施設名	サービス	定員	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
つたのは学園	生活介護	50	4	29	3	6	6	3	51
中山みどり園	生活介護	34	0	4	9	23	1	2	39
	自立訓練	6	0	0	0	1	0	0	1

イ 入・退所状況 (令和4年度)

施設名	入所人員	退所人員
つたのは学園	4	2
中山みどり園	0	3

(3) 福祉授産所

令和4年3月31日をもって、市内すべての福祉授産所が民営化しました。

(4) 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」

障害者やその家族の健康増進及び社会参加の促進を図るため、研修や保養、レクリエーション等に利用できる宿泊施設です。

ア 概況

運 営 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
 所在地 都筑区葛が谷2-3
 定 員 宿泊59人 研修100人

イ 利用状況 (令和4年度)

	宿 泊 利 用		休 憩 利 用		研 修 其 他 利 用	
	計	月平均	計	月平均	計	月平均
利用者数	5,442	454	1,008	84	14,904	1,242

12 民間障害福祉サービス事業所等

(1) 利用状況

利用者数は1月あたり平均（令和5年3月31日現在）

ただし、自立生活援助については、年間延べ人数（令和4年4月～令和5年3月）

事業所数、利用者数は、市外事業所の利用も含む。

	事業所数	利用者数
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス		
療養介護	25	297
生活介護	524	6,461
施設入所支援	181	1,393
生活訓練	68	488
機能訓練	7	30
就労移行支援	171	1,561
就労継続支援A	77	654
就労継続支援B	424	5,133
就労定着支援	127	744
自立生活援助	39	82

(2) 障害福祉サービス事業所等法外扶助費等支給状況

（令和4年度）

事業名	平均単価	対象法人	執行額（円）
体制整備支援事業	—	63法人	876,488,448
重度重複障害者支援事業	3,000～4,000円（日額）	19法人	312,975,000
身体障害者入所支援事業	1,000円（日額）	4法人	48,583,000
小舎運営支援事業	区分単価（月額）	12法人	434,569,200
障害者ショートステイセンター運営支援事業	170,070円（月額）	1法人	38,775,960
設置費補助	650万円/（1施設あたり）	4法人	26,019,329
市外施設分	—	46法人	59,400,685
合計			1,796,811,622

13 障害者就労支援事業

(1) 障害者就労支援センター事業

障害者等の就労の促進と定着を図るため、相談、職場実習、求職支援、就労後の定着支援などを行いました。

(令和4年度)

名 称	所 在 地	運 営 主 体
横浜東部就労支援センター	神奈川区神奈川2-14-17加瀬ビル301	(福) 青い鳥
横浜南部就労支援センター	磯子区新杉田町8-8 ハマシップモール4階	(福) 電機神奈川福祉センター
横浜北部就労支援センター	緑区中山1-6-1 ミヨシズ・シードビル405	(福) 和枝福祉会
横浜西部就労支援センター	旭区柏町36-15 柏ハーモニビル202	(福) 同愛会
横浜戸塚就労支援センター	戸塚区戸塚町4111吉原ビル2階	(福) こうよう会
横浜中部就労支援センター	西区平沼1-38-3 横浜エム・エスビル4階	(福) 県央福祉会
横浜上大岡就労支援センター	横浜市港南区上大岡西 1-19-20 ワットビル104	(特非) みなとカウンセリング協会
横浜日吉就労支援センター	港北区箕輪町2-2-2 ケイケイビル2階	(福) 横浜やまびこの里
横浜市精神障害者就労支援センター ぱーとなー	港北区鳥山町1735 横浜市総合保健医療センター1階	(公財) 横浜市総合保健医療財団

(令和4年度)

名 称	登 録 者 (人)			新規就職者 (人)	定着支援者 (人)
	新規	継続	計		
横浜東部就労支援センター	47	247	294	10	267
横浜南部就労支援センター	59	587	646	27	496
横浜北部就労支援センター	20	286	306	9	240
横浜西部就労支援センター	46	365	411	16	323
横浜戸塚就労支援センター	100	800	900	70	683
横浜中部就労支援センター	41	368	409	15	313
横浜上大岡就労支援センター	36	644	680	82	396
横浜日吉就労支援センター	13	146	159	16	142
横浜市精神障害者就労支援センター ぱーとなー	60	159	219	39	78
合 計	422	3,602	4,024	284	2,938

(2) 共同受注・優先調達推進事業

ア 横浜市障害者共同受注センターの運営

市内障害者施設と企業等との受注調整やコーディネートを担当する「横浜市障害者共同受注センター」を運営しました。

受託者：社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

令和4年度 受注件数 327件

登録事業所数（累計） 426か所

イ 民間施設等への作業斡旋・紹介

受注担当会計年度任用職員が企業に直接訪問し、民間施設等へ作業を発注する企業を開拓しました。なお、令和4年度までに市立授産所は民営化しました。

訪問・受注紹介件数（令和4年度）

区 分	訪問	受注・紹介
民間施設等	141件	117件

ウ 認定制度の実施

障害者優先調達推進法の対象となる障害者就労施設等を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する「障害者支援施設等に準ずる者」として、次の事業所を引き続き認定しました。

認定事業所数 10事業所（重度障害者多数雇用事業所1か所、ふれあいショップ^(※)9か所）

^(※) ふれあいショップは、(3)障害者就労啓発事業オ(ウ)参照

(3) 障害者就労啓発事業

ア 企業啓発事業

(ア) セミナー・出前講座

神奈川県労働局や神奈川県と連携しながら、障害者の雇用が進んでいない企業に対して、社会全体における障害者雇用への理解や知識をより深めてもらうため、企業向けのセミナーを実施しました。

また、企業や市民団体を対象として、障害者雇用啓発の出前講座を実施しました。

令和4年度 企業交流会参加者数 75名

出前講座参加社数 30社

イ 市民啓発事業

(ア) 「働きたい！わたしのシンポジウム」

主に就労を希望する障害のある方やその家族、支援者等の市民を対象に、障害のある方の就職・職場定着を啓発するため、就労啓発シンポジウムを開催しています。

令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見合わせており、令和4年度は、3年ぶりの開催となりました。星槎大学と連携し、初めて会場とYouTube配信のハイブリット方式で、実際に就労している障害者や企業担当者、支援機関職員からの生の声を発信しました。

令和4年度実績 会場参加：77人、You Tube 再生回数：336回

(イ) 障害者就職面接会

横浜武道館において、神奈川県及び市内公共職業安定所と共催で、企業と障害者が一堂に会した面接を実施しました。

参加求人企業：114社 参加求職者数：614人 採用決定者数：87人

ウ 施設職員研修事業

施設職員の意識及び支援スキルの向上を図るため、主に施設職員向けに企業等の見学・体験会を行っています。令和4年度では、より効果的な実施に向けた関係機関へのヒアリングを行い、事業の見直しを行いました。

エ 農業就労援助事業

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業及び就労継続支援事業B型等を活用し、農業分野における障害者の就労の場の拡大及び農業者等への労力の提供により、障害者の自立を支援することを目的として行っています。

また、横浜の農業と福祉（障害者就労）の連携事例を知ってもらうきっかけとすることを目的に、市内障害福祉事業所が製作または加工した農産物を市庁舎で販売する、農福マルシェを年2回開催しました。

運営主体 公益財団法人横浜市知的障害者育成会

令和4年度 利用者数 11人

就労者数 0人

農福マルシェ開催実績

令和4年度 販売会実施 5事業所参加

オ 公共施設活用事業

(ア) 南区浦舟複合福祉施設（9階一部）

障害者雇用をする企業へ市有建物を貸し付けることで、障害者雇用の創出及び障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進する啓発活動を行いました。

運営事業者 パーソルサンクス株式会社

障害者雇用数 72人（令和5年3月31日現在）

(イ) 関内駅北口就労啓発施設

障害者雇用をする企業へ市有建物を貸し付けることで、障害者雇用の創出及び障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進する啓発活動を行いました。

運営事業者 東日本旅客鉄道株式会社

障害者雇用数 8人（令和5年3月31日現在）

(ウ) ふれあいショップ事業

障害者の就労の場を確保するとともに、障害者施設等で製作した作品の展示・販売をする「ふれあいショップ」を設置しています。

（令和4年度）

店名	所在地
ハトポッポ	青葉区市ケ尾町31-4（青葉区総合庁舎内）
みなと	西区みなとみらい1-1（臨港パーク内）
ばあーす☆でい	港北区小机町3302-5（日産スタジアム内）
愛あい	磯子区滝頭1-2-1（横浜市立脳卒中・神経脊髄センター内）
のげやま	西区老松町1（中央図書館レストラン棟内）
クレヨン	保土ケ谷区川辺町5-11（かるがも内）
しゅしゅセンター南	都筑区茅ヶ崎中央32-1（都筑区総合庁舎内）
キュービック	港北区鳥山町1752（横浜ラポール2階）
marine blue（マリンブルー）	中区本町6丁目50番地の10（市庁舎3階）

障害者を雇用し、民間企業への一般就労を促進するふれあいショップに対して、雇用契約に基づく勤務時間に応じ、協力奨励金を一人につき原則3年間交付しました。

全対象者数 3人（令和5年3月31日現在）

10 高齢者保健福祉事業

横浜市の高齢化率は年々高くなっており、令和5年3月には24.9%となりました。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)には、65歳以上の高齢者数が97万人、高齢化率は26.0%に達することが見込まれ、長期的視点による高齢者施策が求められています。

活力ある超高齢社会を築くため、高齢者の健康づくり・介護予防や社会参加を支援し、生きがいづくりや健康の増進を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護等の関係機関と連携し、横浜型地域包括ケアを推進しています。

介護保険制度による要介護者支援をすすめるとともに、介護保険制度外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供しました。また、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等についても引き続き民間施設の建設助成を行うなど整備を促進しました。

健康な高齢者施策としては、高齢者の社会参加や外出を支援するための敬老特別乗車証交付事業などを実施したほか、高齢者の多様なライフスタイルに合わせた就労等の相談窓口である「生きがい就労支援スポット」を運営しました。また、地域における健康維持・増進を図るため、元気づくりステーション事業を行いました。

1 老人クラブ助成事業

老人クラブでは、仲間づくりを通じて、高齢者の生きがいを高め、健康の増進、社会参加促進を図るため、各種スポーツ活動、文化・学習活動、奉仕活動、友愛活動などに取り組んでいます。

市では、高齢者の福祉と生きがいを推進し、その健全な発展を図るため、高齢者の自主組織である老人クラブを育成し助成を行うとともに、老人クラブの実施する事業に対し助成を行っています。

(1) 老人クラブへの助成

助成金額 (令和4年度)	
会員数	月額
30人～39人	3,000円
40人～49人	3,800円
50人～59人	4,600円
60人～69人	4,900円
70人～79人	5,600円
80人～89人	5,800円
90人～99人	6,000円
100人～109人	6,500円
110人以上	7,100円

老人クラブ及び会員数 (令和5年3月末現在)

	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
クラブ数	115	116	38	49	110	74	104	128	57
会員	7,140	6,561	2,153	3,404	6,543	5,707	5,848	8,136	4,251

金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	計
70	66	69	72	52	75	53	77	52	1,377
4,928	3,728	4,115	4,464	3,376	4,876	4,451	4,998	2,630	87,309

(2) 市老人クラブ連合会実施事業への助成

ア 生きがいと社会参加活動事業

老人クラブ会員が、地域の会員以外の高齢者にも参加を呼びかけて、社会奉仕活動、地域美化活動、スポーツ・レクリエーション活動を行います。

イ 友愛活動推進事業

会員一人ひとりが同じ世代の仲間を支え、地域に住む病弱な方や一人暮らし等の高齢者の見守りや話し相手を基本とした友愛活動を行っています。

令和4年度 友愛活動員数 7,193人

ウ ミニ老人クラブ設置事業

自治会・町内会レベルの地域に住んでいるおおむね60歳以上の方で構成する、生活や地域を豊かにする活動を定期的に行うことを目的とした、10人以上30人未満のグループの活動助成を行います。

エ 市老連活性化プロジェクト

老人クラブ数・会員数が減少傾向であることから、未設置地域の加入希望者が加入できるよう、広域的な地域を対象とした「広域老人クラブ」を設立・育成するなど、様々な加入促進活動等を行います。

オ 横浜シニア大学事業

めまぐるしく変化する時代に対応して、たえず新しい知識と教養を身につけ、高齢者が心豊かに人生を送ることができるように、高齢者自身の手による、高齢者のための講座を開講しています。

令和4年度 合同開講式受講者 373人 各区一般講座受講者数 449人

カ 健康づくり推進事業

地域の広場（街区公園等）を活用し、老人クラブが中心になって、ウォーキングや市民に馴染みのある体操を組み合わせ、地域における日常的な健康づくり・介護予防活動を実施。

令和4年度 シニアの祭典 入場者：約1,600人

2 敬老特別乗車証交付事業

高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進をはかるため、70歳以上の希望する方に乗車証を交付しています(所得に応じた利用者負担有り)。

乗車可能範囲は、横浜市営バス、市内の民営バス（一部路線を除きます）、市営地下鉄及び金沢シーサイドラインです。令和4年10月から、利用実績を把握するために、IC化しました。

令和4年度 交付者数 401,866人

3 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

国籍要件や住所要件により公的年金制度に加入できなかった期間があるため、無年金者となっている在日外国人高齢者・障害者や長期海外在住日本人高齢者の福祉の向上を図ることを目的として、福祉給付金を支給しています。

令和4年度 高齢者：月額22,000円

重度障害者：月額43,500円

中度障害者：月額31,500円

4 老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所と機会を提供するとともに健康相談などを行っています。

老人福祉センター利用状況

(令和4年度)

施設名	所在地	定員	延利用人数	一日平均利用人員
横浜市鶴寿荘	鶴見区馬場 4-39-1	150	37,858	110
〃 うらしま荘	神奈川区立町 20-1	150	24,937	72
〃 野毛山荘	西区老松町 26-1	150	30,834	89
〃 麦田清風荘	中区麦田町 1-26-1	150	20,102	58
〃 南寿荘	南区南太田 2-32-1	150	38,945	115
〃 蓬萊荘	港南区港南台 6-22-38	280	19,161	56
〃 狩場緑風荘	保土ヶ谷区狩場町 295-2	250	22,003	64
〃 福寿荘	旭区白根 2-33-2	250	23,434	80
〃 喜楽荘	磯子区磯子 3-1-41	150	18,967	55
〃 晴嵐かなざわ	金沢区泥亀 1-21-5	150	26,534	77
〃 菊名寿楽荘	港北区菊名 3-10-20	150	12,166	35
〃 緑ほのぼの荘	緑区十日市場町 825-1	150	26,387	76
〃 ユートピア青葉	青葉区もえぎ野 4-2	150	31,440	91
〃 つづき緑寿荘	都筑区葛が谷 2-1	250	23,298	70
〃 戸塚柏桜荘	戸塚区戸塚町 2304-5	150	27,099	79
〃 翠風荘	栄区野七里 2-21-1	250	14,989	43
〃 泉寿荘	泉区西が岡 3-11	150	35,654	103
〃 瀬谷和楽荘	瀬谷区瀬谷 3-18-1	150	30,396	88
合計		3,230	464,204	—

5 生きがい就労支援スポット運営事業

活力ある超高齢社会を築くため、高齢者の心身の状況に合わせた就労などを紹介し、社会参加を促していく相談窓口「生きがい就労支援スポット」を運営しています。

生きがい就労支援スポット利用状況

(令和4年度)

施設名	利用者数	決定者数	セミナー開催数	セミナー参加者数
金沢区生きがい就労支援スポット	403	41	12	86
港北区生きがい就労支援スポット	356	75	12	147
合計	759	116	24	233

6 高齢者保養研修施設管理運営事業

高齢者の社会参加や交流の促進を目的に、「健康づくり・保養・研修」等の機能をもつ全市施設として高齢者保養研修施設ふれーゆを運営しています。

令和4年度 利用者数 158,210人(温水プール113,196人、大浴場45,014人)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間の短縮、及び利用人数の制限を行いました。

7 高齢者優待入浴事業(高齢者を困む地域福祉事業)

福祉の風土づくりの一環として、高齢者に市内の公衆浴場を利用した優待入浴サービスを実施しています(月1回高齢者優待入浴券利用)。

令和4年度 実施公衆浴場数 52軒(R5.3月末時点)

年間利用者数 45,822人

8 シルバー健康ひろば運営事業

ゲートボールなど軽スポーツや野外レクリエーション活動を通し、高齢者の健康保持・増進や仲間とのふれあいを深めるため、地域の協力を得てこの事業を実施しています。

9 敬老月間事業

9月15日「老人の日」を中心に9月中を敬老月間と位置づけ、次の行事を実施しています。

(1) 高齢者訪問

市長・区長等による高齢者の訪問

(2) 敬老祝品贈呈

敬老の日を記念して、多年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿をお祝いするため、敬老祝品を贈呈しています。

敬老祝品贈呈対象者数

(令和4年度)

年 齢 別	祝 品 別	贈 呈 対 象 者 数
100 歳	祝状・記念品	870
101 歳以上	祝状・記念品	1,638
合 計		2,508

(3) 施設の優待利用

老人の日を中心に横浜マリンタワー、横浜人形の家等の優待利用を実施

10 老人憩いの家運営事業

地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供しています。

老人憩いの家利用状況

(令和4年度)

名 称	所在地	延利用人員
金 沢 老人憩いの家	金沢区町屋町 16-28	729
佐 江 戸 老人憩いの家	都筑区佐江戸町 2020	4,128
合 計		4,857

11 高齢者のための優待施設利用促進事業

「高齢者の社会参加促進」と「高齢者に敬意を払う社会の醸成」のために、「濱ともカード」を横浜市内在住 65 歳以上の高齢者に交付しています。濱とも協賛店にカードを提示すると、入場料や商品代金の割引などのサービスの提供を受けることができます。

令和4年度 濱ともカード累計交付件数 1,080,929 件

協賛店数 1,798 箇所 (R5.3月現在)

12 全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加事業

全国健康福祉祭とは、人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ、はつらつとした高齢者（60歳以上。一部種目を除く）を中心に開催されるスポーツ・文化・福祉などの総合イベントです。

この大会は、高齢者を中心とする国民の健康維持・増進、社会参加、生きがいくりの促進を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催されており、本市では、種目ごとの予選会を勝ち抜いた選手により選手団を結成し、大会に参加しています。

令和4年度 開催地 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

13 介護人材支援事業

- (1) 訪日前日本語等研修事業
日本の介護の現場で必要とされる知識について現地で研修を実施しました。
令和4年度 研修実施校数 4校
- (2) 住居借上支援事業
新たに介護職員を雇用する法人に対して、地域活動への参加を条件に住居借上費用を補助しました。
令和4年度 補助金交付対象 321人
- (3) 訪問介護等資格取得支援事業
ホームヘルパー等を目指す市民を対象に、資格取得にかかる研修費用を助成しました。
令和4年度 124人
- (4) 資格取得・就労支援事業
市内介護施設等への就労を希望する人を対象に、介護資格取得支援及び就労支援を実施しました。
令和4年度 雇用人数 61人
- (5) 介護人材就業セミナー等支援事業
介護人材の確保を目的とした市内における就業セミナー等を実施する実施主体に対して補助金を交付する事業です。
令和4年度 補助金交付対象 2団体
- (6) 介護職イメージアップ啓発事業
中・高校生向けに、福祉・介護サービス分野のイメージアップのための啓発・PRを行いました。
- (7) 日本語学校学費補助事業
海外から介護福祉士を目指して来日した留学生を受入れる法人に対して、日本語学校の授業料を補助する事業です。
令和4年度 補助金交付対象 5人
- (8) 介護福祉士専門学校補助事業
介護福祉士を目指す人を受入れる法人に対して、介護福祉士専門学校の授業料を補助しました。
令和4年度 補助金交付対象 6人
- (9) 外国人と受入介護施設等とのマッチング支援事業
現地での合同説明会の開催等により、外国人と市内介護施設等とのマッチングを支援しました。
令和4年度 マッチング支援数 58人
- (10) 中高齢者、又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業
中高齢者、又は外国人の雇用に応じて、介護ロボットの購入費用を補助しました。
令和4年度 補助金交付対象 13施設
- (11) 訪日後日本語等研修事業
外国人介護人材を対象に、介護の現場で必要とされる実践的な日本語研修等を実施しました。
令和4年度 受講者数 61人
- (12) 介護に関する入門的研修
介護に関心のある市民を対象に、入門的研修をオンライン形式で実施しました。
令和4年度 受講者数 102人
- (13) 外国人介護人材受入促進セミナー実施事業
新たな外国人介護人材の受入を検討する介護サービス事業所を対象に、外国人介護人材の受入に関するセミナーを実施しました。
令和4年度 参加者数 29人
- (14) 外国人介護人材受入施設担当者研修事業
外国人介護人材受入施設（受入予定施設含む）の職員を対象に、外国人介護人材の受入に関する研修を実施しました。
令和4年度 参加者数 24人

14 高齢者ホームヘルプ事業

重度の要介護者で、ひとり暮らしなどのため、介護保険の訪問介護のみでは在宅生活の継続が困難な方を対象に、保険給付に加えて身体介護や生活援助サービス（在宅生活支援ホームヘルプ）を提供しています。

令和4年度 利用者数 2人

15 外出支援サービス事業

市内に在住する要介護3～5の認定を受けたおおむね65歳以上の方で、単独でバス、タクシーなどの公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅の方を対象に、専用車両で医療機関や福祉施設などへの送迎サービスを行っています。

令和4年度 延べ863回

16 訪問理美容サービス事業

おおむね65歳以上で要介護4又は5に認定された方などのうち、理容所・美容所に出向くことが困難な在宅の高齢者に対して、理容師・美容師による訪問理美容サービスを提供しています。

令和4年度 延べ3,853回

17 在宅高齢者虐待防止事業

在宅高齢者の虐待の防止と早期発見・早期対応のため、各区に相談窓口を設置するとともに、個別事例に対応するためのネットワークミーティング開催や弁護士相談などの支援体制を整備しています。

令和4年度 新規相談件数 1,109件

18 訪問指導事業

18歳以上の方で、生活習慣病・介護予防のための保健指導、療養生活や介護に関する相談・支援が必要な本人及びその家族などに対して家庭訪問し、生活の場における健康の保持増進に関する助言、保健・医療・福祉サービスの活用に関する相談や調整等を行います。

区別訪問指導対象者数および訪問指導実績

(令和4年度)

	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
対象者数(人)	267	391	210	458	560	360	376	388	423
(新規数)(人)	(65)	(197)	(71)	(217)	(362)	(149)	(150)	(165)	(154)
訪問延回数(件)	519	933	362	599	657	535	634	520	423

	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	合計
対象者数(人)	295	294	320	418	324	532	176	317	356	6,465
(新規数)(人)	(143)	(56)	(119)	(115)	(156)	(155)	(62)	(136)	(102)	(2,574)
訪問延回数(件)	380	383	478	224	626	363	199	455	454	8,744

19 中途障害者支援事業

(1) 中途障害者地域活動センター運営費等補助

脳血管疾患の後遺症などにより身体上の障害や心身機能の低下している者に対し、自立した生活ができるよう、リハビリ教室、生活訓練及び地域交流などを行う「中途障害者地域活動センター」に対して運営費等の補助を行っています。

ア 中途障害者地域活動センター数

18 か所

イ 活動日数及び延べ利用者数

令和4年度 活動センター活動回数 4,060回、延べ利用者数 44,114人

リハビリ教室実施回数 625回、延べ参加者数 2,453人

(2) 研修会・連絡会等

各区において中途障害者の支援に関する研修会や連絡会、講演会等を行い、中途障害者への理解を深めるための普及啓発を実施しています。内容は、携わるボランティアや介護支援専門員などの専門職への高次脳機能障害や失語症に関する知識を深めるためのものや、医療機関との連携を密にするための連絡会などです。このほか、中途障害者が自主的に活動しているグループへの支援も行っています。

令和4年度 連絡会 23回実施 延べ 244人参加

研修会・講演会等 20回実施 延べ 428人参加

団体別中途障害者地域活動センター活動実績（令和4年度）

区名	施設名	活動センター事業			リハビリ教室		設置年月日
		登録者数(人)	活動日数	延利用者数(人)	実施回数	延利用者数(人)	
鶴見	ふれんどーる鶴見	26	225	3,649	35	181	平成10年10月
神奈川	リワーク神奈川	24	228	2,526	34	166	平成9年1月
西	みらい工房西	18	223	1,121	36	100	平成15年10月
中	チャレンジ新生	32	226	3,000	35	121	平成12年7月
南	フレンズ南	19	225	1,931	35	200	平成7年5月
港南	ワークアップ港南	25	231	1,705	35	109	平成9年8月
保土ヶ谷	カルガモの会	25	226	2,732	34	120	平成14年4月
旭	フェニックス旭	38	227	3,305	35	100	平成12年11月
磯子	ウェーブ磯子	31	216	3,160	35	167	平成13年7月
金沢	ライブアップ金沢	25	218	1,621	36	219	平成11年7月
港北	港北根っこの会	22	234	2,570	30	90	平成7年4月

緑	緑工房	27	230	3,213	35	86	平成10年1月
青葉	青葉の風	19	225	2,178	34	133	平成14年7月
都筑	都筑むつみ会	26	224	2,332	35	90	平成10年10月
戸塚	とつかわかば	29	226	2,483	37	193	平成13年9月
栄	わ〜くくらぶ・さかえ	26	227	2,701	34	62	平成11年10月
泉	元気かい泉	25	222	2,505	35	134	平成8年10月
瀬谷	ワンステップ瀬谷	18	227	1,382	35	182	平成13年7月
合 計		455	4,060	44,114	625	2,453	

20 ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業

在宅のねたきり高齢者や認知症の状態にある高齢者などに対して、紙おむつを給付しています。

令和4年度 給付件数（延べ月数） 55,045月

21 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業

ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与することにより、緊急時に即応できる連絡網を整備しています。

令和4年度 新規設置台数 170台 廃止台数 209台（令和5年3月末現在 設置総数 943台）

22 高齢者食事サービス事業

ひとり暮らしの中重度要介護者（要介護2以上及び要介護1・要支援の一部）等で必要と認められた方を対象に、訪問による食事の提供と、安否確認を行うことにより、自立した在宅生活が送れるよう支援します。

令和4年度 配食数 延べ140,847食

23 高齢者等住環境整備事業

要支援以上に認定された高齢者等の身体、生活状況に合わせた住宅改造の相談や、所得状況に応じた改造費用の助成を行うことにより、高齢者等の自立した在宅生活の継続を支援し、介護者の負担軽減を図ります。

令和4年度 助成件数 24件

24 認知症支援事業、地域で支える介護者支援事業及び認知症初期集中支援推進事業

(1) 認知症高齢者保健福祉相談事業及び普及啓発推進等

認知症の人や家族を対象に、専門医、ソーシャルワーカー、保健師などによる認知症高齢者保健福祉相談や家族教室を実施するとともに、認知症の正しい理解を深めることを目的とした講演会を実施しています。

令和4年度 認知症高齢者保健福祉相談件数 213件
 家族教室 164回
 講演会 64回

- (2) 認知症サポーターキャラバン
 認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族の応援者である認知症サポーターの養成を行います。また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成します。
 令和4年度 認知症サポーター養成数 17,528人
- (3) 認知症高齢者等緊急対応事業
 在宅の認知症高齢者等が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び専門医療機関での緊急一時入院を行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図ります。
 令和4年度 緊急一時受入数 67件
- (4) 認知症高齢者地域支援事業
 区役所、警察署、消防署、医療機関、地域関係団体などから成るSOSネットワークを構築し、認知症高齢者等の発見・通報・保護の支援を行うほか、認知症高齢者等への理解と地域での支えあいの意識を醸成するため、市民に対する啓発・広報活動を実施しています。
 また、警察に保護された身元の分からない認知症高齢者等を、特別養護老人ホームなどで一時保護しています。
 令和4年度 一時保護件数 11件
- (5) 認知症疾患医療センター
 保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施しています。
 令和4年度 認知症疾患医療センター設置数 9か所
- (6) 認知症初期集中支援チーム
 認知症の人や家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。
 令和4年度 認知症初期集中支援チーム設置数 18区

25 一般介護予防事業（地域づくり型介護予防事業）

- (1) 介護予防把握事業
 介護予防を推進する地域づくりを目的に地域診断等を行い、その結果を踏まえ介護予防に関する事業を計画・実施します。併せて、介護予防が必要（人・活動につながっていない）な高齢者を把握し、活動につなげるよう支援します。
- (2) 介護予防普及啓発事業
 介護予防に関する知識等の普及のために、講演会・イベントや健康教育等を実施します。啓発媒体等を作成し、活用します。
 （令和4年度 講演会・イベント等 実施回数468回、延べ参加人数9,036人）
- (3) 地域介護予防活動支援事業
 ア 元気づくりステーション事業
 地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活を送ることができるよう、歩いて行ける身近な場所で自主的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動を拓げます。活動グループの立ち上げや運営継続の支援を行います。
 令和4年度 345グループ（年間） 実施回数 7,950回 参加延べ人数 109,342人
 イ 地域介護予防活動支援事業（ア以外）
 地域全体で健康づくり・介護予防に取り組めるよう、地域で活動する介護予防活動グループの支援を行います。グループへの出前講座や運営相談、連絡会、研修会等を実施します。

令和4年度 区役所実施 実施回数 558回 延べ参加人数 6,546人

- (内訳)
- ・ボランティア育成等の研修 89回
 - ・関係団体等の連絡会 34回
 - ・地域組織活動の育成・支援 337回
 - ・その他 98回

ウ よこはまシニアボランティアポイント事業

高齢者の健康増進、介護予防や社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、介護施設等でボランティア活動を行うことによりポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度を実施します。

令和4年度 ボランティア登録者数 24,404人 ボランティア活動者数 5,634人
受入か所数 679か所

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の実績及び関係データのまとめと分析を行い、事業評価します。また、外部有識者を含めた検討会を開催し、事業評価及び方向性を検討します。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を元気づくりステーション等の介護予防活動グループや地域ケア会議等に派遣し、技術的助言や支援を行うことで、グループ活動の充実や機能強化、さらに支援者側の支援技術の向上を図ります。

令和4年度 派遣回数 220回 延べ参加人数 2,629人

26 特別養護老人ホーム運営指導事業

特別養護老人ホームの運営指導を行っています。

令和5年3月31日現在 167施設 入所定員 17,211人

27 養護老人ホーム入所措置事業

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所しています。

養護老人ホーム入所状況

施設名	定員	入所者数	令和4年度	
			入所者	退所者
ハマノ愛生園	88	79(79)	5	14
聖母の園	50	50(50)	7	7
白寿荘	70	67(67)	4	7
横浜市新橋ホーム	50	48(48)	8	10
野庭風の丘	120	118(117)	4	7
名瀬の森	120	118(117)	9	11
市内小計	498	480(478)	37	56
市外への措置	—	88(88)	8	9
合計	—	568(566)	45	65

※ 入所者数欄()は本市からの入所者数再掲

28 軽費老人ホーム事務費補助

自炊ができない程度の身体機能の低下などがあり、独立した生活が不安で、家族の援助を受けることが困難な60歳以上の方が入所しています。利用料のうち事務費(サービスの提供に要する費用)については本市が補助しています。

(1) 軽費老人ホーム（A型）入所状況

施設名	定員	入所者数	令和4年度	
			入所者	退所者
上白根園	50	50	5	5
ルンビニ合掌園	50	49	16	14
ベタニヤホーム	50	48	11	11
東野園	50	49	6	7
睦荘	50	50	7	7
合計	250	246	45	44

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）入所状況

施設名	定員	入所者数	令和4年度	
			入所者	退所者
グリーンヴィラ富士見	40	27	3	7
ケアハウスフォンス	50	49	6	5
シャローム桜山	50	49	4	4
メゾンヴェルト	16	15	2	2
ケアハウスゆうあい	138	117	38	18
フォーシーズンズヴィラそよかぜ	100	94	22	28
合計	394	364	75	64

29 民間老人ホーム及び入所者に対する法外扶助事業

法外扶助費執行状況

（※）は養護、軽費老人ホーム対象

（令和4年度）

費目	説明（対象施設）	単価（円）	対象人員	執行額（円）
職員雇用費（時間短縮加算含む）	配置基準以上の職員を雇用する経費（※）	寮母 361,100 調理 305,900	延247人	78,206,900
職員処遇改善費	職員の昇給財源（※）	—	延72月	6,115,200
養護老人ホーム 援護加算	措置費の障害者等介護加算対象者に対する処遇向上のための経費	—	延4,584人	111,063,600
管理費加算	施設の管理充実に要する経費（※）	—	延11,921人	44,769,076
事業費加算	給食費、暖房用燃料費等（養護）	月額 1,661	延8,706人	14,460,666
日常生活費	年金、収入が基準額以下の入所者に対し、日常生活費として支給する経費（養護、特別養護老人ホーム）	月額 養護10,000 特養 8,000	延1,202人	11,818,575
県所管施設への負担金	県所管施設への県単独助成額のうち市措置者分を補助	—	延782人	10,455,262

市内老人ホーム入所者の1人1か月当たりの経費 (令和4年度) (単位:円)

施設種別	内 訳	措置費※	法外扶助費	合 計
養護老人ホーム		211,024	32,960	243,984
軽費老人ホーム(A型)		120,407	18,573	138,980
ケアハウス		27,527	1,897	29,424

※ 軽費老人ホーム(A型)とケアハウスについては、事務費補助額

30 生活支援ショートステイ事業

要支援または要介護に認定されていないおおむね65歳以上の方のうち、在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある方等に対して、日常生活を支援するため、養護老人ホームへ短期入所を行っています。

令和4年度実績は、350日でした。

31 特別養護老人ホームの整備事業

民間特別養護老人ホームの建設に対し助成を行い、次のとおり整備しました。

特別養護老人ホームの整備 (令和4年度)

施設名	定 員	設置主体	所在地	開所時期
ひざり園	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 20	(福) 信々会	港南区上永谷町 4610番地1	令和4年7月
シーサイドかなざわ	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 0	(福) 昂	金沢区柴町 343-5	令和4年10月
玉成苑 羽沢	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 0	(福) 千成会	神奈川区羽沢町 1442-1	令和5年4月
わかたけ都筑	特別養護老人ホーム 110 ショートステイ 10	(福) 若竹大寿会	都筑区川和町 19-1	令和5年4月
スマイル荏田	特別養護老人ホーム 130 ショートステイ 10	(福) たつき会	都筑区荏田南町 4202	令和5年6月
プレシヤス横浜	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 20	(福) あすか福祉会	青葉区元石川町 4181-1	令和5年11月
けいあいの郷 山王台	特別養護老人ホーム 190 ショートステイ 10	(福) 敬愛	南区永田山王台 39-1	令和6年4月 予定

32 地域密着型サービス事業所整備及び消防用設備設置等事業

(1) 整備費補助事業

ア 小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活続けることができるよう、365日・24時間の介護の安心を提供するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めています。また、小規模多機能型居宅介護事業所に訪問看護の機能を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備も進めています。

令和4年度は3事業所について、県の基金を活用した整備費の補助を行いました。

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助事業所 (令和4年度)

事業所名	定員	設置主体	所在地
小規模多機能型居宅介護 さざんか	登録定員 29 (通い:18、泊まり:9)	(福) 秀峰会	緑区北八朔町1718-1
小規模多機能型居宅介護事業所ダリア	登録定員 29 (通い:18、泊まり:9)	(株) アイシマ	泉区中田北2-15-7
小規模多機能型居宅介護事業所リリィ	登録定員 29 (通い:18、泊まり:9)	(株) アイシマ	泉区岡津町3199-1

イ 認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者が共同生活(5~9人)を通じ、住み慣れた地域で能力に応じ自立した日常生活を継続することを支援する認知症高齢者グループホームの整備を進めています。

令和4年度は4事業所について、県の基金を活用した整備費の補助を行いました。

認知症高齢者グループホーム (令和4年度)

事業所名	定員	設置主体	所在地
花物語しみずがおか	18	(株) 日本アメニティライフ協会	南区清水ヶ丘97-1
グループホーム エクセレント横濱磯子	18	(株) エクセレントケアシステム	磯子区岡村3-2-4
グループホームみんなの家 横浜綱島	18	ALSOK介護(株)	港北区綱島東4-9-17
グループホームこのはな富岡東	27	(株) このはな	金沢区富岡東6-12-3

(2) 防災改修等補助事業

令和4年度は3事業所について、国の交付金等を活用した設置費の補助を行いました。

事業所名	定員	設置主体	所在地
グループホーム 朋友	18	(福) 朋友会	瀬谷区阿久和東3-55-2
グループホーム グリーンヴィレッジ	18	(医) 恭和会	都筑区茅ヶ崎東5-8-13
高齢者グループホーム 横浜ゆうゆう	18	(医) 活人会	都筑区勝田町651

33 地域密着型サービス事業所補助事業

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的に、県の基金を活用して、開設準備に係る経費を助成しています。

令和4年度は14事業所に補助金を交付しました。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 4事業所
- ・認知症高齢者グループホーム 7事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 0事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3事業所

34 介護保険事業所等指導監査

介護保険の居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者を対象に、集団指導及び運営指導により、サービスの質の確保、向上やサービスの適正化を図ると共に、給付適正化システムのデータや苦情や内部告発などの情報提供をもとに、不正や不適正な事案に対して監査を実施しています。

令和4年度 運営指導実施事業所数 879事業所
監査実施事業所数 3事業所

11 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因ともなっている介護問題に対応するため、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施されました。給付と負担の関係を明確にするため社会保険方式を採用しており、財源は保険料と公費それぞれ半々で賄われています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付等を行うとともに、横浜市介護保険事業計画に基づいて、介護サービスの基盤整備を進めています。

1 被保険者

(令和5年3月31日現在)

	第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)
被保険者数	約93万人	約135万人

2 要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて認定を行います。認定は、介護の必要度から要支援1・2、要介護1～5に区分されます。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て、要介護と認定された方は介護サービス、要支援と認定された方は介護予防サービスが受けられますが、第2号被保険者は脳血管疾患や初老期認知症など加齢に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護（介護予防）サービスが受けられます。

また、認定結果が非該当（自立）となった方は、介護保険のサービスは利用できませんが、横浜市が実施する介護予防のためのサービス等が受けられる場合があります。

(1) 介護認定審査会

ア 合議体数 137

イ 委員数 条例定数 990人以内 (令和5年4月1日現在 754人)

(2) 要介護認定の状況

ア 申請件数

(令和4年4月～令和5年3月)

	申請件数	うち新規申請
要介護認定	176,325件	61,678件

イ 要介護認定者数

① 介護度別内訳

(令和5年3月31日現在) (単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
23,202	29,338	29,624	37,396	25,026	23,331	15,516	183,433

② 区別認定者数

(令和5年3月31日現在) (単位：人)

鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
12,413	10,750	4,057	7,606	11,201	12,146	10,975	14,877	8,974
金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
10,913	13,622	8,253	12,644	7,531	14,061	7,099	8,726	7,585

3 介護予防・日常生活支援総合事業

横浜市では「要介護状態の予防と自立に向けた支援」「多様で柔軟な生活支援のある地域づくり」を基本的な考え方として、平成28年1月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施しています。

介護保険の要支援認定を受けた方及び「基本チェックリスト」を実施し「事業対象者」と判断された方へ介護予防・生活支援サービス事業を提供しています。

また、従来の介護予防事業を総合事業の一般介護予防事業として実施しています。

4 居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護認定者には居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を、要支援認定者及び事業対象者には地域包括支援センター等が介護予防サービス・支援計画を作成します。

5 保険給付及び介護予防・生活支援サービス事業

(1) サービスの種類

介護給付サービス (要介護1～5の方)	居宅サービス	①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売、⑬住宅改修
	地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、 ③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護
	施設サービス	①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設 ④介護医療院
	居宅介護支援	
予防給付サービス (要支援1・2の方)	介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護、⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防特定施設入居者生活介護、⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売、⑪介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方に限ります）
	介護予防支援	
介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1・2、事業対象者の方)	①横浜市訪問介護相当サービス ②横浜市訪問型生活援助サービス ③横浜市訪問型支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ④横浜市訪問型短期予防サービス ⑤横浜市通所介護相当サービス ⑥横浜市通所型支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ⑦横浜市配食支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ⑧横浜市見守り支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ⑨横浜市介護予防ケアマネジメント	

※（介護予防）福祉用具貸与では、要介護1～3、要支援1・2の方は利用できない品目があります。

(2) 居宅サービスの利用限度

要介護度に応じた利用限度額が設定されています。限度額を超えてサービスを利用するときには全額自己負担になります。

要介護度	介護予防サービス・居宅サービス 地域密着型サービス（※1）の 利用限度単位数	（介護予防） 特定福祉用具購入費 の支給限度基準額	（介護予防） 住宅改修費 の支給限度基準額
事業対象者	5,032 単位/月	-	-
要支援1	5,032 単位/月	4月から翌年の 3月までの1年間で 10万円 （給付は支給限度基準 額の9割、8割又は7割）	現住居につき 20万円 （給付は支給限度基準 額の9割、8割又は7割）
要支援2	10,531 単位/月		
要介護1	16,765 単位/月		
要介護2	19,705 単位/月		
要介護3	27,048 単位/月		
要介護4	30,938 単位/月		
要介護5	36,217 単位/月		

※1 ただし、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護等については、利用限度額は適用されません。また、（介護予防）居宅療養管理指導は利用限度額の対象外です。

(3) 施設サービスの費用

施設類型ごとに、要介護度に応じた介護費用が設定されています。

(4) 保険給付費の状況 (令和4年度決算) (単位：千円)

区 分	給付費支払額
在宅介護サービス費	138,931,293
地域密着型介護サービス費	45,518,630
施設介護サービス費	84,305,831
特定入所者介護サービス費	4,596,854
高額介護サービス費等	9,958,286
計	283,310,894

※ 保険給付費は、過年度納付保険料償還金を除きます。

(5) 保険給付費の財源内訳

介護保険給付費（令和4年度決算） 283,311百万円（保険料償還金を除く）

財源内訳

(単位：百万円)

国	県	第2号保険料 (27%)	第1号保険料 (25%)
〔 居宅 20% 〕 〔 施設 15% 〕 50,789	〔 居宅12.5% 〕 〔 施設17.5% 〕 41,222	76,440	64,949
調整交付金 (3%) 10,503	市 (12.5%) 35,389		
災害補助金 1			低所得者保険料軽減 (国1/2・県1/4・市1/4) 4,017

※ 百万円未満四捨五入により、総額と合わない場合があります。

6 利用者の負担

(1) サービスを利用した場合の自己負担

保険対象である介護サービス費用の1割、2割又は3割額が利用者負担です。

利用者負担（介護予防・生活支援サービス事業の一部、施設サービスなどの食費・部屋代等、福祉用具購入費、住宅改修費を除く）が高額になる場合は上限額を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が一定の上限を超えた場合に、申請により上限額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

また、施設利用時の食費・部屋代の負担については、所得の低い方を対象として、所得に応じた負担限度額を設け、自己負担を軽減する制度があります。

食費・部屋代の負担限度額（日額）

段階	対象者	負担限度額						
		部屋代				食費		
		多床室	従来型個室		ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	施設入所	短期入所
(特養)	(老健・療養等)							
第1段階	・ 市民税非課税世帯 ^(※1) で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等 ^(※2) の合計額1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下の方 ・ 生活保護等を受給されている方	0	320	490	490	820	300	300
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額 ^(※3) 」の合計が年間80万円以下で、本人の預貯金等の合計額が650万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円）以下の方	370	420	490	490	820	390	600
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額 ^(※3) 」の合計が年間80万円超120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	370	820	1,310	1,310	1,310	650	1,000
第3段階②	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	370	820	1,310	1,310	1,310	1,360	1,300
第4段階	上記以外の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4段階には負担限度額が設けられていません。 ・ 食費や部屋代は施設との契約によって決まります。 						

※1 世帯…本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。）

※2 預貯金等…第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下

※3 その他の合計所得金額…合計所得金額は税法上の合計所得金額から公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額（マイナスの場合は、0とみなします）。その他の合計所得金額は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額（マイナスの場合は、0とみなします）。

高額介護サービス費の上限額

所得区分	上限額(月額) ※1
現役並み所得者Ⅲ (市民税課税世帯で課税所得が 690 万円以上) に相当する方がいる世帯の方	140,100円 (世帯)
現役並み所得者Ⅱ (市民税課税世帯で課税所得が 380 万円以上 690 万円未満) に相当する方がいる世帯の方	93,000円 (世帯)
現役並み所得者Ⅰ (市民税課税世帯で課税所得が 380 万円未満) に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円 (世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)
・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間 80 万円以下の方	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円 (個人)

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

(2) 横浜市介護サービス自己負担助成 (本市独自制度)

低所得者に対して、在宅サービス等の利用者負担の一部を助成します。

ア 在宅サービス助成

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者 (要介護・要支援認定を受けている方又は事業対象者の方) で、市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの要件に該当する者

- ① 生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で表1の「資産基準」に該当すること
- ② 表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること

(イ) 助成内容

利用料について、本来10%のところ5%負担に軽減 (上記①の場合は3%負担)
なお、軽減後の負担額が更に一定額を超えた場合は、その額も助成します。

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

イ グループホーム助成

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者 (要介護認定又は要支援認定を受けている方) で、市民税非課税世帯のうち、次の全ての項目に該当する者

- ① 生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で表1の「資産基準」に該当していること又は、表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること
- ② 税法上の被扶養者でないこと
- ③ 3か月以上、横浜市内に居住していること

(イ) 助成内容

- ① 利用料助成: 本来10%のところ5%負担に軽減
なお、軽減後の負担額が更に一定額を超えた場合は、その額も助成します。
- ② 居住費助成: 家賃・食費・光熱水費部分について、月額29,800円を上限に助成します (平成30年8月利用分から月額55,000円に上限を変更)。

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

ウ 施設居住費助成（ユニット型個室）

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者（要介護認定又は要支援認定を受けている方）で、市民税非課税世帯のうち、次のすべての項目に該当する者

- ① 部屋代・食費の負担限度額認定制度において、利用者負担段階第1、2段階のいずれかの認定を受けていること
- ② 表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること
- ③ 税法上の被扶養者でないこと

(イ) 助成内容

対象となるサービスを利用した場合に、ユニット型個室の居住費について、日額165円を助成（月額4,950円 ※30日利用した場合の例）

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

表1 資産基準<次の(ア)、(イ)両方を満たしている必要があります>

(ア) 世帯全員の現金、預金、有価証券等の額が、

単身世帯	350万円以下
複数人世帯	350万円に当該被保険者以外の世帯員1人につき100万円を加えた額以下

(イ) 居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の不動産を所有しないこと

表2 収入基準<市民税非課税世帯で次の基準に該当する方>

単身世帯	150万円以下
複数人世帯	150万円に、当該被保険者以外の世帯員1人につき50万円を加えた額以下

※施設居住費助成において、利用者負担段階が第1、2段階に該当するときは、収入基準額が単身世帯で50万円以下、2人以上の世帯で50万円に当該被保険者以外の世帯員1人につき、50万円を加えた額以下であること。

表3 助成対象となるサービス

サービス名	助成対象	在宅サービス 助成	グループホーム 助成	施設居住費助成 (ユニット型個室)
訪問介護		○		
(介護予防) 訪問入浴介護		○		
(介護予防) 訪問看護		○		
(介護予防) 訪問リハビリテーション		○		
通所介護		○		
(介護予防) 通所リハビリテーション		○		
地域密着型通所介護		○		
(介護予防) 短期入所生活介護		○		○
(介護予防) 短期入所療養介護		○		○
(介護予防) 福祉用具貸与		○		
特定施設入居者生活介護 ※短期利用		○		
夜間対応型訪問介護		○		
(介護予防) 認知症対応型通所介護		○		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		○		

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		
看護小規模多機能型居宅介護	○		
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※短期利用	○		
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※短期利用	○		
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※短期利用以外		○	
第1号訪問事業 ※指定事業者によるものに限る	○		
第1号通所事業 ※指定事業者によるものに限る	○		
介護老人福祉施設			○
介護老人保健施設			○
介護療養型医療施設			○
介護医療院			○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			○

7 保険料

(1) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料

第1号被保険者の保険料は、介護保険サービスの給付額の見込みに応じて3年ごとに見直すことになっています。

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、本人及び住民票上の世帯(※1)の課税状況、本人の前年中の合計所得金額(※2)等に基づいた段階別の保険料となっています。

横浜市では、国が標準とする9段階方式を本市独自に細分化して16段階方式とし、所得の低い方の保険料を軽減しています。

老齢基礎年金・退職年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の人は年金から天引きとなり、それ以外の人は口座振替等により、個別に保険料を納めます。

ア 段階別保険料

(令和4年度) (単位:円)

保険料段階	対 象 者		基準額×割合	保険料額 ()は月額	
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		基準額×0.25	19,500 (1,625)	
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員 が市民税非 課税	本人の「公的年金等収入額(※3)」と 「その他の合計所得金額(※4)」の合計 が年間80万円以下の方	基準額×0.25	19,500 (1,625)
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の 合計所得金額」の合計が年間120万円以下 の方で、かつ第2段階に属さない方	基準額×0.35	27,300 (2,275)
第4段階			上記以外の方	基準額×0.60	46,800 (3,900)
第5段階		同じ世帯に 市民税課税 者がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の 合計所得金額」の合計が年間80万円以下 の方	基準額×0.90	70,200 (5,850)

第6段階 〈基準額〉		上記以外の方	基準額×1.00	78,000 (6,500)
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.07	83,460 (6,955)
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額×1.10	85,800 (7,150)
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	基準額×1.27	99,060 (8,255)
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	基準額×1.55	120,900 (10,075)
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.69	131,820 (10,985)
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.96	152,880 (12,740)
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.28	177,840 (14,820)
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.60	202,800 (16,900)
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.80	218,400 (18,200)
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上	基準額×3.00	234,000 (19,500)

* 保険料上段は年額、下段（ ）は月額相当

- ※1 世帯とは、原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。
- ※2 合計所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- ※3 公的年金等収入額とは、税法上の課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。
- ※4 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

イ 保険料賦課・収納状況

（令和4年度）（単位：円）

区分	調定額	収納額	収納率	対象被保険者数	構成比
特別徴収	62,622,314,880	62,622,314,880	100.0%	839,230人	89.76%
普通徴収	7,882,727,140	7,551,903,334	95.80%	95,675人	10.24%
現年度分	70,505,042,020	70,174,218,214	99.53%	934,905人	100.0%
滞納繰越分	616,620,914	153,889,577	24.96%		
計	71,121,662,934	70,328,107,791	98.88%		

(2) 第2号被保険者（40歳から64歳まで）の保険料

第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が、算出します。

第2号被保険者の介護分保険料は、加入している医療保険料と一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村に定率で交付されます。

8 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者に関する各種の保健福祉事業や、平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。計画に基づき各事業を実施し、3年ごとに見直しを行っています。令和4年度は第8期計画の2年目にあたります。

(1) 介護保険サービスの実施状況

サービスの種類			令和4年度実績	
在宅サービス	訪問介護	回/年	7,546,762	
	訪問介護相当サービス等	人/年	130,729	
	訪問入浴介護	回/年	166,610	
		介護予防	人/年	123
	訪問看護	回/年	3,220,904	
		介護予防	人/年	43,020
	訪問リハビリテーション	回/年	362,011	
		介護予防	人/年	5,655
	居宅療養管理指導	人/年	474,751	
		介護予防	人/年	35,226
	通所介護	回/年	2,440,952	
	通所介護相当サービス	人/年	179,237	
	通所リハビリテーション	回/年	733,921	
		介護予防	人/年	21,502
	短期入所生活介護	日/年	725,244	
		介護予防	人/年	1,330
	短期入所療養介護	日/年	101,276	
		介護予防	人/年	166
	特定施設入所者生活介護	人/年	141,989	
		介護予防	人/年	14,977
	福祉用具貸与	人/年	769,608	
		介護予防	人/年	156,546
	特定福祉用具購入	件/年	12,776	
		介護予防	件/年	3,161
	住宅改修	件/年	10,702	
		介護予防	件/年	4,194
居宅介護支援	人/年	867,290		
介護予防支援	人/年	198,294		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	9,893	
	夜間対応型訪問介護	人/年	18,310	
	地域密着型通所介護	人/年	176,485	
	認知症対応型通所介護	人/年	24,026	
		介護予防	人/年	56
	小規模多機能型居宅介護	人/年	30,974	
		介護予防	人/年	2,204
	認知症対応型共同生活介護	人/年	68,390	
		介護予防	人/年	159
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	145	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	1,243	
	看護小規模多機能型居宅介護	人/年	5,098	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人/年	187,940	
	介護老人保健施設	人/年	97,523	
	介護療養型医療施設	人/年	1,742	
	介護医療院	人/年	2,443	

※ 介護予防・地域支援事業移行に関する数値については、各サービスの内数に含めない数値（外数値）による。

(2) 地域支援事業等の実施状況

事業等の種類			令和4年度実績	
一般介護予防事業	地域づくり型介護予防事業	介護予防普及啓発事業（イベント、講演会、健康教育等）	延べ人数	9,036
		地域介護予防活動支援事業（関係団体間の連絡会、人材育成のための研修会等）	回数	558
		元気づくりステーション事業	延べ人数	109,342
	よこはまシニアボランティアポイント事業	登録者数	24,404	
			活動者数	5,634
地域包括支援センター			か所数	143
地域ケア会議			実施回数	342
市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発）			講座開催回数	292
認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム設置区数）			設置区数	18
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置数		第1層（人）	18
			第2層（人）	146
	住民主体の地域の活動把握数（うち、交流・居場所の数）		か所数	8,771 (8,060)
	協議体開催数		実施回数	682
その他事業	高齢者日常生活用具給付（紙おむつ）		延べ月数	55,045
	高齢者食事サービス事業		延べ食数	140,847

※ 地域包括支援センターは、地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置。

(3) 介護保険施設等の整備状況

施設の種類	令和4年度実績	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※	年度末しゅん工数（人）	17,555
介護老人保健施設	年度末しゅん工数（人）	9,571
介護医療院/介護療養型医療施設	年度末しゅん工数（人）	272
認知症高齢者グループホーム	年度末しゅん工数（人）	6,011
特定施設（有料老人ホーム等）	年度末しゅん工数（人）	15,933

※ 地域密着型を含む。

12 健康づくり

超高齢社会を迎えた横浜が、これからも活力あふれる街であるためには、単に寿命を延ばすだけでなく、その内の健康な期間「健康寿命」を延ばす取組が非常に重要です。

1 健康横浜21

横浜市では、平成13年9月に、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「健康横浜21」を策定し、生活習慣病の予防に重点をおいて健康づくりの取組を進め、その評価・課題を踏まえ、平成25年3月に10年間の横浜市の健康づくりの指針となる「第2期健康横浜21」を策定しました。

健康寿命を延ばすには、高齢期の健康づくりだけではなく、生涯にわたりライフステージに応じた健康づくりを継続して行うことが大切です。併せて、健康に関する知識の普及・啓発に加え、一人ひとりが生活の中で無理なく健康づくりを行えるよう、個人を取り巻く家庭、学校、職場など地域全体でサポートするような環境を整えることが求められています。

(1) 策定の趣旨

ア 「第2期健康横浜21」が目指す健康づくり

「健康」の概念は広く、感染症等の疾病やこころの健康など様々な課題がありますが、市民の最も大きな健康課題の1つである生活習慣病に着目し、今後10年間の横浜市の健康づくりの指針となる第2期健康横浜21を策定します。

イ 計画期間

平成25年度から令和4年度まで（令和5年度までに延長）

ウ 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

エ 基本目標

10年間にわたり健康寿命を延ばします。

オ 取組テーマ

○生活習慣の改善（「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から、生活習慣の改善にアプローチします。）

○生活習慣病の重症化予防（がん検診・特定健診の普及を進めます。）

カ 第2期計画を推進する視点

健康づくりに関する意識・知識を行動につなげる取組をいっそう効果的に進めるため、3つの視点で計画を推進します。

(ア) ライフステージに合わせた取組

育ち・学びの世代（乳幼児期～青年期）、働き・子育て世代（成人期）、稔りの世代（高齢期）

(イ) 「きっかけづくり」と「継続支援」を踏まえた取組

(ウ) 人口構造や世帯構造、疾病状況、社会資源等の区の特性を踏まえた様々な関係機関・団体と連携した取組

(2) 横浜市民の健康づくりを取り巻く現状

ア 市民の死因の6割をがん、心疾患、脳血管疾患の生活習慣病が占めており、脳血管疾患については、要介護状態となる最も大きな原因疾患となっています。

イ 人口の高齢化の進展により、生活習慣病のリスクはますます増加すると考えられます。

ウ 生涯未婚率や単身世帯の増加など世帯構造の変化により、要介護者が増加した場合の社会的な負荷が高まると考えられます。

(参考) 横浜市民の平均寿命と健康寿命*

	健康寿命 (令和元年)		平均寿命 (令和元年)	
	男性	女性	男性	女性
全国	72.68年	75.38年	81.14年	87.45年
神奈川県	73.15年	74.97年	82.07年	87.88年
横浜市	72.60年	75.01年	82.03年	87.79年

*健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」をいいます。

*横浜市の健康寿命、平均寿命以外は令和3年12月20日厚生労働省発表のデータです。

(3) 行動目標と取組について

ア ライフステージ別行動目標

		育ち・学びの世代 (乳幼児期から青年期)	働き・子育て世代 (成人期)	稔りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	3食しっかり食べる	野菜たっぷり・塩分少なめ バランスよく食べる	「口から食べる」を維持する
	歯・口腔	しっかり噛んで食後は歯磨き	定期的に歯のチェック	
	喫煙・飲酒	受動喫煙を避ける	禁煙にチャレンジ お酒は適量	
	運動	毎日楽しくからだを動かす	あと1,000歩、歩く 定期的に運動する	歩く、外出する
	休養・こころ	早寝・早起き	睡眠とってしっかり休養	
生活習慣病の重症化予防			定期的ながん検診を受ける 1年に1回 特定健診を受ける	

イ 取組に対する考え方

- (ア) 地域や対象となるライフステージの特性を総合的に捉え、重点的に取り組む行動目標を設定することや、複数の行動目標を組み合わせることで、効果的に取組を進めます。
- (イ) 健康づくりを意識しなくても健康により行動を取れる機会づくり等、健康づくりの広がりのための工夫を行います。

(4) 計画の推進体制

- ア 健康づくりに係る様々な団体や専門家からなる健康横浜21推進会議を設置し、各関係機関が相互に協働しながら具体的な取組を増やしていきます。
- イ 新たに、健康横浜21庁内連絡会議を設置し、関係部署が市民の健康づくりに関する情報の共有化と連携を高めるとともに、必要に応じて横断的な取組を推進しています。

(5) 計画の評価

- ア 評価スケジュール
計画期間の中間年にあたる平成29年度には中間評価を令和3年度には取組の最終評価を行いました。

イ 評価方法

- (ア) 基本目標である健康寿命の変化をみるとともに、目標値を設定した 17 種類 19 項目の行動目標指標の変化を確認しました。
- (イ) 取組のプロセスも含めた総合的な評価を行うため、生活習慣病に関連する疾病状況や身体状況、生活習慣、意識・知識、社会環境に関するデータを、モニタリング項目 (81 項目)として設定し、行動目標と併せて進捗状況を確認しました。

2 健康教育

(1) 横浜市健康づくり月間事業

市民と行政が連携し、生涯にわたる健康づくり運動を推進する目的で、毎年 9～11 月に開催しています。

・健康増進相談者数（市医師会委託事業） 772 人

(2) 健康手帳の交付

健康診査の記録、受診の記録やその他生活習慣病の予防などのために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てられるように、40歳以上の市民で希望者に交付しています。市医師会加入の医療機関及び福祉保健センター窓口等で交付しています。

年度別健康手帳交付数

年 度	計	福祉保健センター等交付数	医療機関交付数
令和 2 年度	2,388	636	1,752
令和 3 年度	2,785	680	2,105
令和 4 年度	4,373	658	3,715

(3) たばこ対策事業

喫煙は、がん・循環器疾患の危険因子であると同時に、ニコチンの依存性や受動喫煙の危険性が指摘されており、個人の嗜好にとどまらない健康問題となっています。

たばこの害から市民の健康を守るため、各区福祉保健センターにおいて、たばこに関する正しい知識の普及啓発や禁煙相談、学校等と連携した未成年者への喫煙防止教育等を実施しています。

実施状況

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等	実施回数	参加者数等
喫煙防止対策 (* 1)	96	16,942	212	25,588	1,206	49,560
受動喫煙防止対策 (* 2)	11	329	51	9,643	1,749	11,742
禁煙支援 (* 3)	26	26	48	48	66	66

(* 1) 未成年者及び若年女性を中心とした喫煙開始の防止と喫煙習慣化の防止対策

(* 2) 受動喫煙の影響の防止するための普及啓発を中心とした対策

(* 3) 禁煙希望者に対する禁煙サポート対策

(4) 生活習慣改善相談

市民を対象に生活習慣病等に関する個別相談を実施します。(平成20年度から実施)

年 度	実施回数	参加者数
令和2年度	651	1,591
令和3年度	579	1,793
令和4年度	553	1,869

3 栄養改善

栄養改善・健康増進にかかる各事業は、健康増進法、地域保健法、母子保健法、食育基本法、栄養士法等に基づき行われています。市民が、生涯を通じて健康に過ごすためには、個々人に適した生活習慣を確立していくことが重要であることから、ライフサイクルに応じた健康教育を実施しています。

また、特定給食施設に対する施設指導や食品の表示等に関する業者指導等を行っています。

(1) 健康増進事業

ア 栄養・健康相談及び指導

市民を対象に、健康増進や疾病予防など、年齢や身体状況、生活環境に応じた栄養・健康相談及び指導を実施しています。

栄養・健康相談及び指導状況（令和4年度実績）

対象者等	指導回数	指導人数等
4か月児	427	23,006
1歳6か月児	471	23,763
3歳児	464	25,218
その他乳幼児（集団）	862	18,993
その他乳幼児（個別）	-	523
離乳食教室	242	1,855
乳幼児食生活健康相談	-	860
母親教室	212	2,592
その他妊産婦（集団）	0	0
その他妊産婦（個別）	-	24
その他健康相談（個別）	-	742

イ その他の健康教室

区独自の健康教室や、地域、学校等からの依頼による講習会を開催しています。

その他健康教室実績

	開催回数	指導人数
令和4年度	411	9,311

(2) 食生活等改善推進員関連事業

ア 養成事業

食生活改善を中心とした地区組織活動に参加する食生活等改善推進員を養成することを目的に、食生活等改善推進員養成講座を各区福祉保健センターにおいて開催しています。

また、全市における合同研修会も開催しています。

食生活等改善推進員養成事業実績

	開催回数	延参加者数	参加実人員	修了者数
令和4年度	147	2,234	319	281

全市合同研修会（食生活等改善推進員全市合同研修会）開催状況

日程	参加者	内 容
令和4年12月2日	212人	講演 『人や地域とのつながりと健康づくり』 講師 東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム 研究副部長 村山 洋史 氏

イ 地区組織活動支援事業

健康横浜を推進するため、ライフサイクルに応じた普及啓発活動として市民の健康づくり事業を行っています。また、食生活等改善推進員養成講座修了者から構成されている横浜市食生活等改善推進員協議会が中心となって実施する、食習慣の改善を中心とする地域の健康づくり活動を支援しています。

参加者の状況（令和4年度実績）

		開催回数	参加者数
市民の健康づくり推進事業 （ライフステージ別健康づくり事業）	育ち・学び世代	70	2,630
	働き・子育て世代	71	1,885
	稔り世代	72	1,631
その他地区活動		61	5,558
研修会等		201	7,241

(3) 特定給食施設指導

学校・事業所・病院等の給食施設が健康増進法に基づき給食利用者の健康づくりが図れるように適切な栄養管理を行うための研修会や巡回指導等を実施し、必要な知識・技術の普及啓発を行っています。

給食施設指導件数（令和4年度実績）

	件数
総数	1,344
特定給食施設で栄養士のいる施設	457
特定給食施設で栄養士のいない施設	88
その他の給食施設で栄養士のいる施設	493
その他の給食施設で栄養士のいない施設	306

* 特定給食施設とは、特定かつ多数のものに対し、継続的に1回100食以上、又は1日250食以上の食事を提供する施設をいいます。

研修会開催状況

名 称	日程	参加施設	内 容
全市合同給食施設 栄養管理研修会	令和4年11月 8日	229施設	講演 「行動科学に基づく給食を通じた健康づくり」 ～自然に健康になれる食環境づくりにおける 給食施設の役割～ 講師 お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系 教授 赤松 利恵 氏
各区給食施設栄養 管 理 研 修 会 等	通年 (計17回)	969施設	講演、事例発表、話し合い等

※ブロックごとに3回実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止で中止したため回数減

(4) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づく国民健康・栄養調査は、国民の健康状態、生活習慣の状況、栄養摂取量を把握し、健康との関係を明らかにする基礎資料として役立てています。令和元年度は、横浜市内9地区 60世帯124人に対して調査を実施しています。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止。令和4年度は、横浜市9地区 76世帯168人に対して調査を実施しています。

(5) 特別用途食品、保健機能食品、食品の栄養成分表示及び広告の普及・指導

健康に対する関心の高まりにより、食品に求められる機能や情報が複雑多様化しています。食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう市民や業者に適切な情報の普及・指導等を行っています。

また、食品の栄養成分表示、健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大表示等の禁止等表示の適正化を図るため、普及啓発を行っています。

食品の栄養成分表示等に関する普及・指導件数（令和4年度実績）

	開催回数	指導人数	件数
市民に対する普及啓発（再掲）			
集団指導	293	5,130	-
個別相談	-	1	-
業者に対する指導及び相談			
特別用途食品・栄養機能食品	-	-	0
栄養成分表示・広告	-	-	140
外食栄養成分表示	-	-	20

4 よこはま健康アクション

(1) 健康経営企業応援事業

市内企業に対して「健康経営」の考え方を普及するとともに、推進するしくみを構築し、横浜市全体の健康づくりを推進していきます。特に、従業員の健康管理や健康づくりに関するノウハウがなかったり、取組が進まない中小企業等については、業種・業態で異なる健康課題に即した具体的な健康づくりの取組を提供することで「働く人」の健康づくりを推進しています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康経営の 概念普及	健康経営セミナー	実施回数	4	4	4
		参加企業数（社）	610	485	495
健康推進員 の養成	よこはま企業 健康推進員	参加企業数累計（社）	686	709	738
		新規	19	23	29
健康経営の推進	横浜健康経営認証	新規認証事業所数	291	230	207

(2) 生活保護受給者等の健康支援事業

平成25年12月の生活保護法一部改正により、「健康の保持及び増進に努めること」が生活保護受給者の責務となったため、平成26年度より保護及び保健担当部署が連携して、横浜市健康診査を活用した生活保護受給者への「健診受診勧奨」を18区で行っています。令和3年度からは18区に健康相談専門員を派遣し、支援の充実を図っています。また、「保健指導・生活支援」については、モデル3区での実施を経て、平成29年度から18区で実施しています。

【実績の推移】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
健診受診勧奨	健診受診者数	310	566	591
	保健指導実数	132	812	1,136
	保健指導延数	163	901	1,272
保健指導・生活支援	療養ケース	80	96	138
	頻回・重複	0	0	0
	実施区数	18	18	18

(3) 疾病の重症化予防

特定健診の結果や地域の特性に合わせた、生活習慣病重症化予防に関するシステムを構築するとともに、的確な対象への健診・受診啓発を行い、合併症や人工透析への移行を予防することで、医療費の抑制及び健康寿命の延伸を図ります。

【実績の推移】

糖尿病性腎症重症化予防事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施区		18	18	18
個別保健指導対象者人数(人)		410	360	173

※平成29年度より対象者選定基準を変更

糖尿病等の重症化予防・啓発		令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施区		18	18	18
糖尿病指導実績(人)	個別	165	170	173
	集団	110	72	188

研修	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修(回)	2	2	2

5 歯科口腔保健

(1) 歯科口腔保健推進事業(旧歯周病予防推進事業)

平成25年度から「第2期健康横浜21」の歯・口腔分野の事業に位置づけ、歯周病を中心とした成人の歯科疾患に関する正しい知識の普及を図り、口腔衛生についての自覚を高めることにより、生涯にわたる健康の保持を目的として、啓発を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	371	610	920
参加者数(人)	6,597	9,402	15,005

(2) オーラルフレイル予防推進事業

噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態であるオーラルフレイルを予防するために、令和元年度から横浜市歯科医師会をはじめとした様々な関係団体と連携しながら、取組を進めています。

また、区における集団健康教育事業のテーマのひとつとして、市民や保健活動推進員、食生活等改善推進員等に啓発を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修・集団健康教育実施回数(回)	57	96	283

(3) 歯と口の健康週間

横浜市、横浜市歯科医師会、神奈川新聞社及びtvk（テレビ神奈川）で構成する横浜市歯と口の健康週間実行委員会が主催し、6月4日から10日までの歯と口の健康週間の期間を中心に市内各所で行事を実施しています。

中央行事としては、令和2年度は、コロナの影響により、イベントを中止しましたが、令和3年度からは特設サイトを開設して実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加人数（人）	中止	3,020（閲覧数）	8,963（閲覧数）

(4) 歯周病検診

歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を目的として、40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象に、歯周病検診実施医療機関（989機関）にて歯周病検診を行いました。

6 スポーツ医科学センター

「横浜市スポーツ医科学センター」は、スポーツ医学・科学を、市民の健康づくりや疾病の予防・治療・スポーツ活動の振興に活用するとともに、スポーツ選手の競技力向上を図るための拠点施設として、平成10年4月1日、現日産スタジアム内に開設されました。平成18年4月1日からは指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設運営を行っています。

市民やプロのスポーツ選手等、それぞれの目的にあわせた健康や運動のプログラムを実践できる施設を有し、次のような事業を展開しています。

（主な事業）

(1) スポーツプログラムサービス

利用者の医学的検査及び体力測定を行い、個人の健康状態や体力に応じて、各種アドバイスをを行っています。

(2) スポーツ外来・リハビリテーション

内科、整形外科とも専門医（公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクター）による診察を行っています。また、整形外科医の診察によりリハビリが必要とされた方を対象に、医師の処方に基づくアスレティック・リハビリテーションを行っています。

(3) メディカルエクササイズコース

軽度の内科的・整形外科的疾患があり、積極的に運動することで症状の改善が望める方を対象に、医師の処方に基づき、水中運動療法やフロアエクササイズを行っています。

(4) スポーツ教室・健康教室等

スポーツプログラムサービスによって提供された運動プログラムを実践できるように、専門の指導員による体操や水泳、トレーニングなどの教室を開設しています。体操と水泳の教室では選手コースを設け、競技者の育成も行っています。また、気軽に始められるコースとして、初心者を対象とした短期のヨガや社交ダンスなどの健康教室を開催しています。

(5) スポーツ指導者の養成・研修、スポーツ医科学研究、情報サービスの提供等

スポーツ医科学に基づく健康づくり及びスポーツ振興に必要な人材の養成、研修の実施並びにスポーツ医科学の研究や情報の収集・提供を行っています。

また、研修室の貸出し及びプール・トレーニングルームの個人利用を行っています。

センターの利用人数

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
スポーツプログラムサービス	884	1,232	1,223
スポーツ外来・リハビリテーション	58,981	70,563	81,019
スポーツ教室・健康教室等	43,924	640,32	70,878
貸室・個人利用等	13,669	16,539	38,050
計	117,458	152,366	191,170

7 よこはまウォーキングポイント

市民が楽しみながら継続的に健康の維持・増進に取り組む習慣を身につけることを目指し、平成 26 年 11 月から、18 歳以上の市民等（平成 28 年 5 月までは 40 歳以上）を対象にしたよこはまウォーキングポイント事業を実施しています。

よこはまウォーキングポイント

	新規参加者（人）
令和 2 年度	11,067
令和 3 年度	11,475
令和 4 年度	11,735

8 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法に定める原則屋内禁煙などのルールについて、飲食店を中心に広く周知啓発を行ったほか、店舗の巡回や市民からの通報対応を通じ、法に基づく施設への指導等を実施しました。また、特に子どもを受動喫煙から守る取組として、公園等において喫煙する方に向けたポスターを掲示するなど、喫煙時の配慮を呼びかけました。

事業実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
食品衛生責任者講習会の説明	-	58 回	88 回
標識調査件数	10,051 件	4,080 件	2,000 件
通報対応	430 件	327 件	467 件
公園等でのポスター・ステッカー掲示（累計）	206 件	824 件	928 件

13 検診

生活習慣病といわれるがん、心臓病、脳卒中等は、中高年層に多発しており、これらの疾病による死亡者数は、総死亡者数の半数以上を占めています。

そこで、生活習慣病をはじめとする中高年からの総合的な保健対策として、がん検診及び健康診査等を実施しました。

1 がん検診

がんは死亡原因の第1位を占めていますが、がんを早期発見し、早期治療の促進を図ることを目的に、各種がん検診を、医療機関、検診車、市民病院予防医療センター等の各施設で実施しています。

令和4年度の受診者数は、前年度と比較して、胃がん検診が8.0%の減少、肺がん検診が8.9%の増加、子宮頸がん検診が1.6%の減少、乳がん検診が1.9%の減少、大腸がん検診が4.3%の増加、PSA検査（前立腺）が8.7%の増加となりました。

各種がん検診の内容

検診項目	実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
胃がん検診	検診車 実施医療機関（X線）（200か所） 実施医療機関（内視鏡）（237か所）	50歳～	2年度に1回
肺がん検診	実施医療機関（436か所） 各区福祉保健センター 市民病院予防医療センター	40歳～	年度に1回
子宮頸がん検診	実施医療機関（191か所）	20歳～	2年度に1回
乳がん検診	実施医療機関（259か所）	40歳～	2年度に1回
大腸がん検診	実施医療機関（1,034か所）	40歳～	年度に1回
PSA検査 （前立腺）	実施医療機関（1,244か所）	50歳～	年度に1回

※実施医療機関数は令和5年1月1日現在

がん検診受診者数

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		受診者数	受診者数	受診者数	受診者数	受診者数
胃がん	医療機関（X線）	39,027	24,919	8,752	14,615	10,608
	医療機関（内視鏡）	17,938	21,511	15,966	22,309	23,347
	検診車	2,291	—	—	—	—
	計	59,256	46,430	24,718	36,924	33,955
肺がん	医療機関	102,627	113,384	101,382	111,298	121,057
	各区福祉保健センター	3,938	3,165	1,413	1,406	1,674
	予防医療センター					
	計	106,565	116,549	102,795	112,704	122,731
子宮頸がん	計	112,209	107,616	106,177	111,525	109,776
乳がん	検診車	640	650	349	479	600
	医療機関	60,919	57,082	43,406	51,064	49,959
	計	61,559	57,732	43,755	51,543	50,559
大腸がん	計	140,617	158,779	129,512	142,884	149,082
PSA検査 （前立腺）	計	73,076	74,149	66,832	71,852	78,070
合計		553,282	561,255	473,789	527,432	544,173

2 健康診査

糖尿病等の生活習慣病を予防する対策の一つとして、後期高齢者医療制度被保険者の市民及び40歳以上の生活保護受給者の方等を対象に、病院・診療所（約1,230の医療機関）で健康診査を実施しました。

健康診査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約1,246） ※令和5年3月31日現在	後期高齢者医療制度被保険者の方 及び 40歳以上の生活保護受給者の方等	年度に1回

健康診査の受診者数 (人)

平成30年度	63,347
令和元年度	67,657
令和2年度	62,314
令和3年度	65,636
令和4年度	71,948

* 平成20年度より開始

14 地域保健

1 保健活動推進員事業

地域における市民の健康づくりを推進するため、保健活動推進員を置き、保健活動推進委員会の活動を支援しています。令和4年度の状況は次のとおりです。

ア 保健活動推進員数

3,832人

イ 組織

市保健活動推進委員会、18区保健活動推進委員会、255地区保健活動推進委員会

ウ 活動内容（各区福祉保健センター等と連携して実施）

市民の生涯にわたる健康づくりの支援、各種会議、研修、地域福祉保健の推進に向けた取組等

エ 活動実績

地域での健康づくり活動等 255地区合計で延べ8,596回

2 肝炎ウイルス検査

肝炎対策事業として市内の医療機関でB・C型肝炎ウイルス検査を実施しました。

* B・C型肝炎ウイルス検査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約1,253）※令和5年3月31日現在	全年齢	1回限り

* B・C型肝炎ウイルス検査の受診者数 (人)

年度	実施場所	B型肝炎	C型肝炎
令和元年度	医療機関	23,500	23,650
令和2年度	医療機関	19,420	19,520
令和3年度	医療機関	19,128	19,166
令和4年度	医療機関	17,004	16,966

* 各区福祉保健センターにおける肝炎ウイルス検査は19年度で終了

3 訪問指導

生活習慣病や認知症などで療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方、寝たきりの方などを介護している家族等を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が訪問して疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスをを行います。

訪問指導事業実施件数

(延件数：人)

対象者	生活習慣病 要指導者	虚弱者・寝たきり・生活習慣病要指導者など	
		口腔衛生指導	栄養指導
従事者	保健師	歯科衛生士	栄養士
令和2年度	183	52	14
令和3年度	192	28	13
令和4年度	243	32	13

4 難病対策

原因が不明であって、治療方法が確立されていないいわゆる「難病」患者及びその家族等を対象に、特定医療費（指定難病）助成事業、難病相談事業、難病患者訪問指導、在宅重症患者外出支援事業、難病患者一時入院事業等を実施しました。

(1) 特定医療費（指定難病）助成事業

「指定難病」に罹患して一定の認定基準を満たしている患者に対し、特定医療費（指定難病）受

給者証を交付し、指定医療機関における医療費の一部を公費で負担します。

延べ認定者数の推移

(各年度3月末時点)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
23,748人	24,145人	26,579人	26,905人	27,984人

扶助費の推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3,339,245千円	4,306,354千円	4,565,198千円	5,054,569千円	5,326,507千円

※平成30年4月に神奈川県から権限移譲

(2) 難病相談事業

難病患者及びその家族を対象に、医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、助言を行うことにより、適切な療養生活の確保に資することを目的とした難病相談会（講演会・交流会及び個別相談）を各区福祉保健センターで実施しています。令和4年度はオンラインでの参加を含め延べ1,996人の参加がありました。

(3) 難病患者訪問指導事業

令和4年度の保健師による難病患者訪問指導件数は、延べ809件でした。

(4) 在宅重症患者外出支援事業

通常の交通機関での移動が困難な在宅療養難病患者が、通院や入退院、難病講演会などへの交通手段として特殊車両を使用した場合に、利用料の一部を助成し経済的負担を軽減することを目的として、平成17年度から事業を実施しています。令和4年度は延べ491件の助成を行いました。

(5) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が、介助者の事情により、在宅で介助を受けることが一時的に困難となった場合に、一定期間医療機関へ入院できるようにすることを目的として、平成17年度から事業を実施しています。令和4年度は延べ62人、460日の利用がありました。

5 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者の救済保護

昭和44年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和45年施行）が制定され、横浜市は昭和47年2月に同法による指定地域（鶴見区の東海道線より海側の地域）の適用を受けました。

今までに1,578人の市民が公害健康被害者としての認定を受けていますが、現行法である「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「補償等に関する法律」）の施行に伴い、昭和63年に全国の指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりました。

令和4年度末現在の公害健康被害者数は332人となっています。

横浜市は現在、「補償等に関する法律」及び同法の補完を目的に横浜市独自で制定した「横浜市公害健康被害者保護規則」（以下「保護規則」）をもとに、公害健康被害者対象に次の事業を行っています。

保護規則は、当初から横浜市で認定を受けた公害健康被害者が対象となります。

給付等一覧（公害健康被害者等対象）

給付の種類		令和4年度	給付の内容
「補償等に関する法律」に基づく給付	医療費	5,448件	認定疾病に係る治療を受けた場合に医療費を給付
	障害補償費	3,636件	障害の程度が3級以上である満15歳以上の方に支給
	療養手当	640件	月を単位として、入院1日以上、または通院4日以上の方に支給
	遺族補償費	106件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族うち、一定の要件を満たす方に支給
	遺族補償一時金	3件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、遺族補償費を受けることができる方がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給
	葬祭料	1件	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った方に支給
「保護規則」に基づく給付等	療養補助費	394件	障害の程度が等級外で、障害補償費の支給を受けられない方に支給
	療養手当	320件	月を単位とし、通院2、3日の方に支給
	死亡補償金	0件	(1)認定疾病により死亡した場合1,200万円 (2)死亡原因が認定疾病以外の場合600万円 ただし、(1)(2)とも既に支給を受けた障害補償費等一定の給付額を控除
	弔慰金	0件	死亡補償金の支給を受けられる遺族がいない場合、被認定者の療養看護に努めた方に支給
	空気清浄機購入費補助	1台	空気清浄機を購入する場合に、その費用の一部を補助（神奈川県にも補助制度があり、申請を同時に受付）

公害保健福祉事業一覧（公害健康被害者対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	令和4年度	実施内容
リハビリテーション事業 (禁煙・保健指導)	平成14年度	13回	医学的検査に伴う面接の機会を利用し、保健師による指導等を実施します。
家庭療養指導	昭和54年度	206件	保健師や看護師が、訪問及び電話等で療養状況の確認を行い、個別の療養指導を実施します。
インフルエンザ予防接種費用助成事業	平成17年度	124件	被認定者がインフルエンザ予防接種を受けた際に支払った自己負担費用を助成します。

(2) 健康被害を予防するための環境保健事業

横浜市では現在、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成を受け、市民対象に次の事業を行っています。また、環境省が行っている環境保健サーベイランス調査*1に協力をしています。

*1 環境保健サーベイランス調査

環境省が行う、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に

応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

全国 35 地域で実施しており、横浜市では鶴見区が対象地域となっている。

環境保健事業一覧(市民対象)

事業名	事業内容		
	開始年度	令和 4 年度	実施内容
ぜん息相談 (個別相談)	昭和 63 年度	53 回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、医師、保健師等による相談・指導を実施します。
ぜん息予防等 講演会	平成 15 年度	1 回	広く市民を対象に、ぜん息等に対する正しい理解や自己管理の方法など、知識の普及を講演会形式で行っています。
機能訓練教室	平成 2 年度	1 回	市民及び本市の公害健康被害認定者とその家族を対象に、講座を開催し、疾病予防や健康の回復、保持・増進を図ります。

6 石綿健康被害者対策

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿健康被害救済給付にかかる各種申請、請求書類の進達業務を各区福祉保健センターで行っています。

申請受付数 5 件 (令和 4 年度実績)

7 原子爆弾被爆者等援護事務

(1) 原子爆弾被爆者援護費支給事業

原子爆弾被爆者の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給しています。

支給対象者 806 人

(2) 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者の健康上の不安感を和らげるとともに健康保持及び向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しています。

助成数 434 月

(3) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため、保険診療の医療費の自己負担分を助成しています。

助成数 443 件

(4) 被爆者援護法等に基づく各種申請受理進達事務

原子爆弾被爆者の健康管理及び福祉の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく書類の受理及び進達等に関する事務を各区福祉保健センターで行っています。

法律に係る進達件数 383 件

要綱及び各実施要領に係る進達件数 238 件

8 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的に平成 4 年 10 月に設置されました。平成 18 年 7 月からは指定管理者制度を導入し、公益財団法人横浜市総合保健医療財団が管理・運営を行っています。

(主な事業)

- ① 要援護高齢者の在宅療養を支援するための「入所及び通所サービス」
- ② 認知症が疑われる方を対象とした「認知症診断」

- ③ 精神障害者の地域生活を支援するための「精神科デイケア」、「生活訓練」、「就労訓練」、「就労支援」、「生活支援」
- ④ 地域医療機関を支援するための「高度医療機器の共同利用」

総合保健医療センター利用者数

(延人数：人)

区 分	令和3年度	令和4年度
介護老人保健施設	29,047	29,099
診療所	13,990	9,490
精神障害者支援施設	23,329	21,487
介護医療院	—	4,379

9 肝炎医療講演会

令和4年度は、オンラインにて肝炎講演会を実施しました。

10 骨髄移植ドナー助成金交付事業

骨髄等の提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図るべく、平成31年4月から助成金を交付しています。

助成者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	25人	15人	40人	26人

15 感染症対策

感染症等の広域的で緊急的な課題に迅速かつ的確に対応できる1保健所18保健支所体制の充実を図っています。また、健康危機発生時の迅速かつ的確な一元的対応を強化・推進するため、人材育成を目的とした各種研修の充実を図りました。

新型コロナウイルス感染症対策として、市民が安全で安心した生活を送れるよう、感染予防・拡大防止の推進、感染時の支援体制の充実、暮らし・生活の安心確保を基本的な考え方として、感染予防に関する知識の広報・啓発、診療・検査体制の整備、宿泊療養施設の確保など、様々な取組を実施しました。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種については、追加接種の実施にあたって、初回接種の状況を踏まえ、コールセンターの拡充、18区役所の相談員や郵便局での予約代行など、より多くの方が接種しやすい体制を構築し、接種を着実に進めました。

結核対策では、り患率減少のために服薬支援事業、健診等の充実を図りました。また、エイズに関する知識の普及啓発や検査等の充実・強化に取り組みました。

新型インフルエンザ等対策では、発生時に備え、帰国者・接触者外来のための个人防护具等医療資器材の整備及び外来従事者用の抗インフルエンザ薬の循環備蓄を進めました。

予防接種については、感染症のまん延防止のため、予防接種法に定められた各種予防接種を実施するとともに、厚生労働省の指針等に基づき、予防接種率の向上を目的とした啓発活動を中心に関係機関・局区と連携し、引き続き麻しん及び風しん排除に向けた対策の充実に取り組みました。

1 感染症

(1) 感染症対策（結核を除く。）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）に基づき、一～五類感染症等について、発生予防及び患者発生時のまん延防止対策を行うとともに、横浜市内における感染症の発生状況を早期に正確に把握することを目的として、新型コロナウイルス感染症を加えた113の対象疾病について情報を収集し、国へ報告しています。これらの情報を分析することにより、的確な予防対策を講ずるとともに、市民や医療関係者に情報を提供し、感染症の発生及びまん延防止を図っています。

ア 三類感染症

令和4年度は、三類感染症の届出数は計114件でした。そのうち腸管出血性大腸菌感染症は113件、パラチフスが1件となっています。件数としては、前年より50件減少となりました。

イ 四類感染症

令和4年度の四類感染症の届出数は93件、そのうちレジオネラ症が49件でした。レジオネラ症については、公衆浴場等の施設のほか、自宅浴室等での感染が疑われる例もありました。

蚊媒介感染症は例年、海外渡航歴（亜熱帯、熱帯地域）のある方の届出があります。蚊媒介感染症対策として、横浜市内公園等24か所で定期的に蚊を捕獲し、採取された蚊について、感染症の原因になるウイルスは検出されませんでした。

ウ 五類感染症（全数把握対象疾患）

令和4年度の五類感染症全数把握対象疾患の届出数は415件でした。梅毒は多い状況が続いており208件でした。

エ 五類感染症（定点把握対象疾患）

五類感染症定点把握対象疾患については、市内204か所の患者定点医療機関及び4か所の基幹定点医療機関から、毎週（一部毎月）患者発生情報を収集しています。また、市内17の病原体定点医療機関から回収した検体の検査を、横浜市衛生研究所で実施しました（637検体）。

令和4年度に、感染性胃腸炎については感染症発生動向調査における警報レベルを超えた期間はありませんでした。また、保育園や高齢者施設等からの集団発生の届出は246件でした。インフルエンザについては、12月28日に流行期入りし、2月9日に注意報が発令されました。インフルエンザ様疾患による休校、学年閉鎖又は学級閉鎖は延べ292施設の報告がありました。

オ 新型インフルエンザ等感染症

令和4年度の新型コロナウイルス感染症の届出数は累計544,956件でした。

※令和4年9月26日以降は届出対象者が限定されました。

カ 感染症発生動向調査委員会

月1回の感染症発生動向調査委員会において感染症の発生動向を解析し、市民や医療機関等へ情報提供しています。

(2) 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザは10年から40年の周期で発生しています。発生した場合、ほとんどの人が免疫を持たないため、市民の健康被害を最小限にとどめるための対策を講じています。

平成21年に世界的に大流行した新型インフルエンザ(A(H1N1)pdm09)への対応を踏まえ、地域中核病院等で構成する横浜市新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会を定期的に開催し、保健・医療関係機関相互の情報共有、連携と役割分担などについて協議を進めています。

また、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の海外発生時に設置する「帰国者・接触者外来」の迅速な開設や円滑な運営を図るため、市医師会や地域中核病院等と協定を締結し、発生時対応用の个人防护具の備蓄や地域中核病院等への医療資器材の整備及び外来従事者用の抗インフルエンザ薬の備蓄を進め、医療体制の強化を図っています。

令和4年度についても、「帰国者・接触者外来」従事者用に備蓄している抗インフルエンザ薬の期限切れによる廃棄を防ぐため、横浜市薬剤師会との協定に基づき薬局での循環備蓄を進めました。

(3) 結核対策

ア 定期結核健康診断

感染症法第53条の2の規定に基づき、結核患者の早期発見のため、結核発症率の高い住民層等に対して定期的結核健康診断を実施しています。

福祉保健センター等において、高齢者・生活困窮者・生活保護受給者等の低所得者や外国人・日本語学校生徒等のハイリスク層に対して、受診の機会を設定しました。

イ 接触者健康診断及び精密検査(管理検診)

感染症法第17条の規定に基づき、結核の予防上特に必要があると認めるとき、結核にかかっていると疑うに足る正当な理由のある方に対し、勧告を行い、健康診断を実施しました。

また、感染症法第53条の13の規定に基づき、結核登録票に登録されている方で、結核の予防又は医療上必要があると認める方に対し、精密検査(管理検診)を実施しました。

ウ 結核医療費公費負担事業

(ア) 入院勧告患者に対する医療(法第37条関係)

市内に在住する排菌をしているなど結核を感染させる危険の高い患者については、まん延防止を目的として、法に基づき感染症指定医療機関に入院することを勧告するとともに、医療に要する費用のうち保険が負担した額を差し引いた残額について公費負担を行いました。

(イ) 一般患者に対する医療(法第37条の2関係)

市内に在住する主として排菌をしていない結核患者、またはその保護者からの申請に対し、保健所に設置した感染症診査協議会(結核分科会)において申請医療内容の適否について診査を行い、結核医療に要する費用の一部の公費負担を行いました。

エ 服薬支援事業

簡易宿泊所居住者等が集中している中区寿地区は、結核のり患率が極めて高いなどの地域特性があります。平成12年1月から実施している寿地区DOTS^{*1}事業は、治療完了率を高め、不完全な治療による多剤耐性結核の防止を図ることなどを目的としています。令和4年度は1人が服薬を終了しました。

また、各区福祉保健センターにおいても対象者全員にDOTSを実施しています。平成19年度からは、薬局におけるDOTS事業を開始し、令和4年度は6人の利用者がありました。

*1:DOTSとは“Directly Observed Treatment, Short course”(直接服薬確認療法)の略で、保健師・看護師等が服薬確認を行います。

オ 結核発生動向調査

患者の発生状況、受療状況等を把握、分析することにより、的確な予防措置を講じ、患者管理の充実を図ることを目的としています。

新登録患者数(活動性分類)

	総数			肺結核活動性			肺外結核活動性			潜在性結核感染症		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
令和2年	357	223	134	288	182	106	69	41	28	111	59	52
令和3年	335	206	129	257	161	96	78	45	33	119	61	58
令和4年	288	181	107	220	139	81	68	42	26	120	63	57

※潜在性結核感染症は別掲とし、総数に算入していません。

年末現在登録者数（活動性分類）

	総数	肺結核活動性	肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症	
						治療中	観察中
令和2年	1,038	163	44	429	402	82	121
令和3年	904	163	48	428	265	87	69
令和4年	790	147	43	367	233	85	53

※潜在性結核感染症は別掲とし、総数に算入していません。

り患率・有病率・登録率（人口10万人対）

	新規登録患者		有病患者		患者	
	患者数	り患率	患者数	有病率	患者数	登録率
令和2年	357	9.5	207	5.5	1,038	27.4
令和3年	335	8.9	211	5.6	904	23.9
令和4年	288	7.6	190	5.0	790	20.9

※令和2年の罹患率は、国勢調査人口等基本集計結果確定により、9.4から9.5に修正されました。

定期結核健康診断実績

年 度	直 接 撮影数	発 見 患者数
令和2年度	1,419	1
令和3年度	1,372	1
令和4年度	1,493	1

接触者健康診断及び精密検査（管理検診）実績

年 度	接触者 健康診断	精密検査 (管理検診)	発 見 患者数
令和2年度	2,208	218	4
令和3年度	1,610	218	4
令和4年度	1,378	183	7

(4) エイズ対策

H I V感染の拡大を未然に防ぎ、患者・感染者が安心して暮らしていけるよう、相談・検査及び医療体制の整備並びに正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

ア 相談・検査・医療体制の整備

エイズ相談・検査は、無料・匿名で実施しました。相談については、市内18区福祉保健センター、健康安全課、休日夜間電話相談等において実施しました。検査項目については、18区福祉保健センター、夜間検査では、H I V検査に加え梅毒検査も実施しました。土曜検査・日曜検査では、H I V即日検査を行いました。

また、エイズカウンセラーを医療機関等に派遣して、エイズ患者・感染者及びその家族等に対する

心理的支援を行いました。

事業実績

年 度	相談件数	検査件数
令和2年度	2,042	1,188
令和3年度	2,085	1,090
令和4年度	3,699	1,920

イ 正しい知識の普及啓発

エイズに関する各種の情報や活動の場を提供する場所として「横浜AIDS市民活動センター」を運営し、市民やボランティア団体の活動を支援しました。

また、18区福祉保健センター及び健康安全課において、啓発キャンペーン、健康教育等を実施しました。

(5) ハンセン病関連

神奈川県出身のハンセン病療養所入所者に対する慰問金を募集しました。 募金額：620,616円

2 予防接種

予防接種法に基づき、感染症の発生、まん延を防ぐため、各種予防接種を実施しています。

定期予防接種として、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、水痘、子宮頸がん予防ワクチン、高齢者インフルエンザ及び成人用肺炎球菌を、それぞれ協力医療機関において実施しました。

また、平成27年度から継続して、風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防止するため、中学1年生以上の横浜市民を対象として、風しんの予防接種と抗体検査を実施しました。

その他、予防接種に起因した健康被害に対する救済措置として、予防接種健康被害救済制度に基づき障害年金14人、医療費・医療手当7人に支給しました。

令和3年度より、予防接種法の特例臨時接種に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を実施しています。当該接種に起因した健康被害に対する救済措置として、予防接種健康被害救済制度に基づき、医療費・医療手当6人に支給しました。

ヒブワクチン予防接種実績

(対象：生後2か月～5歳未満 接種回数4回)

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
令和2年度	107,932	104,306	96.6
令和3年度	100,404	97,117	96.7
令和4年度	98,460	94,026	95.5

小児用肺炎球菌ワクチン予防接種実績

(対象：生後2か月～5歳未満 接種回数4回)

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
令和2年度	107,932	102,166	94.7
令和3年度	100,404	97,004	96.6
令和4年度	98,460	94,032	95.5

B型肝炎予防接種実績

(対象：1歳未満 接種回数3回)

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
令和2年度	80,949	76,274	94.2
令和3年度	75,303	71,877	95.5
令和4年度	73,845	69,459	94.1

水痘予防接種実績

(対象：生後12か月～36か月未満 接種回数2回)

年 度	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
令和2年度	53,966	54,840	101.6
令和3年度	51,490	49,522	96.2
令和4年度	49,230	47,329	96.1

ロタウイルス予防接種実績

(対象：出生6週0日後～出生24週0日後、または、出生32週0日後 接種回数2回、または、3回)

年 度	対象人数	接種人数(※)	接種率
令和2年度	13,491	11,330	84.0
令和3年度	25,101	23,576	93.9
令和4年度	24,615	22,293	90.6

※令和2年10月1日より定期予防接種に位置付けられました。

ワクチンは、2回接種するものと3回接種するものの2種類あります。

接種人数は、それぞれのワクチンの1回目を接種した人数としています。

四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)予防接種実績 (対象：生後2～90か月未満 接種回数4回)

年 度	I期(接種回数：初回3回 追加1回)		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
令和2年度	107,932	104,763	97.1
令和3年度	100,404	97,578	97.2
令和4年度	98,460	93,686	95.2

※令和5年4月1日より定期予防接種開始時期が生後3か月から生後2か月に拡大されました。

三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)・二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種実績

対象 I期(ジフテリア・百日せき・破傷風)：生後2～90か月未満
II期(ジフテリア・破傷風)：11～13歳未満
接種回数4回

年 度	I期(接種回数：初回3回 追加1回)			II期(接種回数1回)		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率	対象人数	接種人数	接種率
令和2年度	107,932	2	0.00	31,690	25,966	81.9
令和3年度	100,404	2	0.00	31,759	23,466	73.9
令和4年度	98,460	4	0.00	31,705	21,837	68.9

※令和5年4月1日より定期予防接種開始時期が生後3か月から生後2か月に拡大されました。

不活化ポリオ(急性灰白髄炎)予防接種実績 (対象：生後3～90か月未満 接種回数4回)

年 度	I期(接種回数：初回3回 追加1回)		
	対象人数(延)	接種人数(延)	接種率
令和2年度	107,932	50	0.0
令和3年度	100,404	21	0.0
令和4年度	98,460	26	0.0

BCG予防接種実績

(対象：生後1歳未満 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数	接種率
令和2年度	26,983	26,250	97.3
令和3年度	25,101	24,279	96.7
令和4年度	24,615	23,698	96.3

麻しん・風しん予防接種第Ⅰ期実績

(対象：生後12～24か月未満 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数			接種率		
		麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独	麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独
令和2年度	26,983	26,519	0	2	98.3	0	0.01
令和3年度	25,745	24,712	0	0	96.0	0	0
令和4年度	24,615	24,549	0	0	99.7	0	0

麻しん・風しん予防接種第Ⅱ期実績

(対象：5歳～7歳未満で小学校入学1年前の4月1日～小学校に入学する年の3月31日まで 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数			接種率		
		麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独	麻しん風しん混合	麻しん単独	風しん単独
令和2年度	30,289	29,053	0	0	95.9	0	0
令和3年度	30,653	28,087	1	0	91.6	0	0
令和4年度	30,063	26,756	0	0	89.0	0	0

日本脳炎予防接種実績

(対象：Ⅰ期：生後6～90か月未満；Ⅱ期：9～13歳未満 接種回数4回)

年 度	Ⅰ 期 (接種回数：初回2回 追加1回)			Ⅱ 期 (接種回数1回)			救済措置 接種人数※
	対 象 人 数 (延)	接 種 人 数 (延)	接 種 率	対 象 人 数	接 種 人 数	接 種 率	
令和2年度	88,263	85,631	97.0	31,522	25,321	80.3	12,997
令和3年度	85,632	54,307	63.4	30,682	8,984	29.3	5,439
令和4年度	83,182	90,360	108.6	31,026	35,318	113.8	10,735

※日本脳炎予防接種は平成17年5月30日に厚生労働省から勧告を受けて以来、積極的な勧奨を差し控えていましたが、新たなワクチンの開発により、平成22年4月から、順次、積極的勧奨が再開されています。

平成23年5月20日から、厚生労働省令の公布により、接種が完了していない方のうち、生年月日が「平成7年6月1日～平成19年4月1日」の間の方に限り、救済措置として、20歳未満まで接種可能となり、平成25年4月から、救済措置の対象となる方の生年月日が「平成7年4月2日～平成19年4月1日」に変更されました。

また、平成24年2月から、生年月日が「平成19年4月2日～平成21年10月1日」の方で1期の対象年齢の期間中に規定の回数を接種していない場合、2期の対象年齢の期間中に、未接種分を接種できるようになりました。

※令和3年度は、メーカーが日本脳炎ワクチンの供給を見合わせたことから、国の事務連絡に基づき、4回接種のうち、1期の2回接種（1回目及び2回目）の接種優先をお願いしました。このため、日本脳炎2期の接種者数が減少しています。

子宮頸がん予防ワクチン接種実績 (対象：中学1年生相当～高校1年生相当の女子 接種回数3回)

年 度	対象人数 (延)	接種人数 (延)	接種率	救 済 措 置 接種人数※
令和2年度	46,893	3,215	6.9	—
令和3年度	46,641	11,228	24.1	—
令和4年度	46,359	16,856	36.4	24,511

※子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月14日の厚生労働省の勧告以降、接種の積極的な勧奨を差し控えてきましたが、国の通知に基づき、令和4年度から積極的勧奨を再開しています。

※子宮頸がん予防ワクチンは、令和3年12月28日付の国の通知に基づき、積極的勧奨が差し控えられていたことにより接種の機会を逃した方に、救済措置として令和4年度から公費（無料）による接種機会を提供しています。救済措置では、生年月日が平成9年4月2日～平成18年4月1日の女性で、過去に子宮頸がん予防ワクチンを合計3回受けていない方が、救済措置対象者として、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、未接種分を定期接種できるようにしています。

また、救済措置の実施期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代（生年月日が平成18年4月2日～平成20年4月1日の方）についても順次救済措置の対象となります。

高齢者インフルエンザ予防接種実績

(対象：65歳以上または心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害1級に相当する60～64歳 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数	接種率
令和2年度	932,020	571,665	61.3
令和3年度	937,625	459,094	49.0
令和4年度	943,409	486,297	51.6

成人用肺炎球菌ワクチン予防接種実績

(対象：各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
または心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害1級に相当する60～64歳 接種回数1回)

年 度	対象人数	接種人数	接種率
令和2年度	137,966	34,004	24.6
令和3年度	125,452	23,917	19.1
令和4年度	130,081	25,830	19.9

風しん対策事業実績（麻しん風しん混合ワクチン1回分、風しん抗体検査1回分）

年 度	接種人数	実施人数（抗体検査）
令和2年度	8,322	9,653
令和3年度	7,091	8,811
令和4年度	6,933	7,926

新型コロナウイルスワクチン接種実績

年 度	対象人数	接種人数				
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
令和3年度	3,753,631	3,020,025	3,006,914	1,533,261	—	—
令和4年度		61,984	72,428	1,064,494	1,681,359	823,496

※令和5年11月7日時点

※対象人数は住民基本台帳ベース(令和5年1月1日時点)

16 食品衛生

1 食品衛生

食品衛生に関する事業は、市民の食の安全を確保するとともに食品衛生の向上を図ることを目的として行っています。この事業は「監視指導・食品検査」、「営業許可」、「食中毒及び相談対応」、「食品衛生啓発」「食品専門監視班」及び「食品表示担当」に大別されます。

(1) 監視指導・食品検査

市民の皆様からの御意見等を参考にして作成した令和4年度の横浜市食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設に立ち入り、食品の取扱い、表示及び施設の衛生等についての監視指導を行いました。

また、食品等の安全性を確認するため、市内の食品製造施設や量販店、市場等に流通している食品等の検査を行いました。

なお、令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の事業を縮小しましたが、十分に感染拡大防止対策を取った上で可能な限り実施しました。

ア 立入検査及び食品検査

年 度	立入施設数	食品検査検体数
令和2年度	30,445	2,166
令和3年度	23,145	2,443
令和4年度	22,477	3,496

イ 重点的に実施した事業

(ア) 改正食品衛生法への対応

食品衛生法の改正により、令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務付けられました。そのため、飲食店をはじめとする食品営業施設に対し、導入指導及び導入状況の確認を実施しました。また、導入済みの施設に対しては、記録に基づく検証を継続して行えるよう技術的支援を行いました。

あわせて、食品関係団体と協力しながら、HACCPの導入方法についての講習会を集合形式やeラーニングで実施しました。

食品製造施設等については、従業員数、施設規模を勘案しながら、「HACCPに基づく衛生管理」、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入を推進するとともに、HACCPをより効果的に運用できるよう、施設の立入点検、食品の抜取検査及びふきとり検査などを通してHACCPシステム検証のための支援を行いました。

HACCPに関するチラシ配布数※	15,119 枚
HACCPに関する講習会※	12,871 人
衛生管理計画作成指導件数	19,260 件
HACCPに沿った衛生管理導入確認済施設数	23,619 件
HACCPに沿った衛生管理の検証支援	抜取検査 180 検体
	ふきとり検査 103 検体

※ 食品関係団体に委託して実施したもの及びeラーニングによる講習会を含む

「HACCPに沿った衛生管理」について

HACCPとは、食品の原材料から製品に至る各工程を管理することにより、危害の発生を予防する衛生管理の方法のことをいい、HACCP制度化に伴い、一定以上の規模の事業者が取り組む

「HACCPに基づく衛生管理」と小規模事業者などが簡略化された方法により取り組む「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の2つの基準が設けられました。この2つの基準をあわせて「HACCPに沿った衛生管理」としています。

(イ) 社会福祉施設等の食品衛生対策

高齢者施設や保育園などの社会福祉関連施設及び大量調理を行う食事提供施設（小学校、ホテル、仕出し屋など）におけるノロウイルスなどの食中毒を未然に防ぐため、食品の取扱いなどについて立入点検を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、一部の社会福祉施設については立入点検を中止し、日々の衛生管理記録などの書類の確認による点検や食中毒予防などのチラシの配布による啓発指導を行いました。

特に、近年はノロウイルスに感染した調理従事者が調理した食品が原因となる食中毒の発生が多いため、調理従事者の健康管理や適切な手洗いの実施などを重点的に指導しました。あわせて、これらの施設で野菜や果物を生で提供する際の洗浄・消毒についても指導しました。

また、給食施設で調理しているアレルギー除去食について検査し、アレルギーが混入していないことを確認しました。その他、立入点検時にアレルギー除去食専用の調理器具の使用などの混入防止対策について指導しました。

その他、高齢者などに配食サービスを行っている地域のボランティア団体や子ども食堂及び地域食堂などへの支援も実施しました。

社会福祉施設の職員（栄養士、調理員など）を対象とした食品衛生講習会は、より多くの方が受講できるよう、従来の集合形式に加えてeラーニングで実施しました。

【社会福祉関連施設等の支援結果】

施設区分		対象施設数 ^{※1}	内容（実施施設）（重複あり）		
			立入検査	書類点検	啓発 ^{※3}
社会福祉施設	高齢者施設など	2,690 件	122 件	165 件	1,316 件
	幼児・児童施設など	2,244 件	150 件	136 件	714 件
	その他	1,720 件	24 件	1 件	1,678 件
その他食事提供施設 ^{※2}		699 件	539 件	0 件	549 件
合計		7,353 件	835 件	302 件	4,257 件

※1 対象施設数は、令和4年6月時点の数

※2 小学校、ホテル、宴会場、仕出し屋など

※3 食中毒予防等のチラシの配布、講習会の実施など

(ウ) 「新しい生活様式」に対応した食品衛生対策

（テイクアウトやデリバリーにより提供される食品の食中毒予防対策）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、飲食店等においてテイクアウトやデリバリーなど「新しい生活様式」に対応した営業形態が増加しました。これらの営業形態では、調理後にその場で喫食される場合に比べ、製造方法や保管温度などについてより徹底した衛生管理が必要です。そのため、これらの飲食店等に対して立入検査を実施し、適切な温度管理の徹底などについて指導を行いました。

また、テイクアウトやデリバリーを利用する消費者に対して、チラシやウェブページなどを活用し、購入後はすぐに食べることや、食べる前には十分に手を洗うことなど食中毒予防の啓発を行いました。

【テイクアウト・デリバリー施設の調査結果】

立入点検実施施設数		1,635 施設
指導施設数		40 施設
指導内容	従事者の衛生管理に関する指導（手洗いの不徹底など）	15 件
	食品の保管温度に関する指導（食品を高温下で保管など）	13 件
	提供品に関する指導（テイクアウト等に適さない品目の提供など）	11 件
	その他の指導（食品表示の欠落など）	26 件

(エ) 肉を原因とする食中毒対策

(i) 飲食店等の立入検査

鶏肉の生食や加熱不十分な焼鳥などが原因と疑われるカンピロバクターによる食中毒が多く発生しています。また、生の牛肉などが原因となる腸管出血性大腸菌による食中毒は、症状が重篤になることがあります。そこで、肉を使ったメニューを提供する飲食店等 5,325 施設に立ち入り、生食用食肉の基準を周知するとともに、牛レバーや豚肉が生食用として提供されていないことを確認しました。また、鶏肉料理を提供する飲食店には、十分な加熱、二次汚染防止を徹底するよう指導しました。

また、令和4年9月に他都市で腸管出血性大腸菌による食中毒死亡事例が発生したことを受け、牛肉を取り扱う飲食店などに対して臨時の立入点検を実施しました。

(ii) 抜取検査の結果

食中毒菌による汚染実態を把握するため、肉の抜取検査を実施しました。

検査の結果、腸管出血性大腸菌は全て陰性でしたが、鶏肉の約40%からカンピロバクターが検出され、高い汚染状況が確認されました。これらの結果は今後の啓発や監視指導に活用していきます。

(iii) 消費者への啓発

各福祉保健センターでは、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒予防についての講習会を79回開催し、3,356人の消費者に参加いただきました。乳幼児健診では、約111,200枚のチラシを配布し、肉は中心部まで十分に加熱して食べるよう啓発を行いました。

また、カンピロバクター食中毒予防啓発アニメーション広告をYouTubeで配信したほか、みなとみらい線元町・中華街駅及び馬車道駅のホームドアビジョンや新横浜駅2号通路デジタルサイネージにおいて放映しました。

【カンピロバクター食中毒予防啓発広告の放映結果】

放映場所	期間	視聴回数
みなとみらい線元町・中華街駅及び馬車道駅ホームドアビジョン	令和4年8月1日から8月31日	
YouTube 広告	令和4年8月27日から9月26日	71,268回
新横浜駅2号通路デジタルサイネージ	令和4年12月23日から 令和5年1月15日	

(2) 営業許可（営業の届出を含む）

食品衛生法及び魚介類行商等に関する条例に基づく営業許可及び食品衛生法に基づく営業の届出件数等は次のとおりでした。

令和4年度末の市内の食品関係施設数は、飲食店や菓子製造業等の許可が必要な施設は36,238施設、給食施設や野菜・果物販売等届出が必要な施設が14,028施設、合計で50,266施設でした。

施設数等の推移

年 度	施設数		営業報告 届出関係 業 種
	法	県条例	
	関係許可業種	関係許可業種	
令和2年度	46,578	153	34,850
令和3年度	36,900	40	12,356
令和4年度	36,206	32	14,028

(3) 食中毒発生状況

令和4年度に横浜市内で発生した食中毒の件数は37件で、患者数は141人でした。

病因物質別発生件数では、アニサキス（寄生虫）によるものが20件(54.1%)、カンピロバクターによるものが11件(29.7%)、ノロウイルス、ウエルシュ菌によるものが各2件(各5.4%)でした。また、病因物質が特定できず不明となったものが2件（5.4%）ありました。

患者数では、ノロウイルスによるものが39人(27.7%)、カンピロバクターによるものが37人(26.2%)、ウエルシュ菌によるものが33人(23.4%)、アニサキス（寄生虫）によるものが20人(14.2%)、病因物質不明が12人（8.5%）でした。

なお、ノロウイルス、カンピロバクター、アニサキスによる食中毒は過去10年間、毎年度発生しており発生件数、患者数ともに多い状況が続いています。

食中毒発生の原因施設は37件中、飲食店が19件(51.4%)と最も多く、次いで不明が8件(21.6%)、家庭が7件(18.9%)、魚介類販売業が2件(5.4%)、給食施設が1件(2.7%)でした。

カンピロバクターによる食中毒は、原因施設が特定された10件のうち、加熱不十分な焼き鳥が提供された可能性がある事例が8件、低温調理をした食肉類を提供していた事例が2件、未加熱の状態で提供していた事例が1件ありました。

加熱不十分な鶏肉を提供する背景には、若い年齢層を中心とした一部の消費者が生又は半生の鶏肉を好む傾向があることから、今後も営業者と併せ消費者に対しても、「肉類は十分に加熱すること」等の啓発が必要と考えられます。

令和4年度のノロウイルスによる食中毒の発生件数は2件で、他の病因物質と比較すると件数は少ないですが、病因物質別の患者数は39人と令和4年度で最も多い人数となっています。ノロウイルスは少量の感染でも発症することから、一度に多数の患者が発生する大規模な食中毒となる事例もあり、令和4年度の事例では食品取扱者の感染と手指や調理器具を介した二次汚染が原因と推察され、多数の患者が発生しました。

例年、同様に二次汚染が原因と推定されるノロウイルス食中毒が発生しており、食品取扱者を介した食品の汚染を防止するため、食品取扱者の健康管理や、衛生的な手洗いの徹底や手袋の着用等、衛生管理の徹底が求められます。

食中毒発生状況

年 度	件 数	患者数
令和2年度	35	203
令和3年度	29	97
令和4年度	37	141

(4) 消費者からの相談届出状況

食品の味がおかしい、異物が入っていた等の食品衛生に関する相談件数は次のとおりでした。

相談件数

年 度	苦情件数
令和2年度	444
令和3年度	398
令和4年度	576

(5) 食品衛生に関する啓発事業

ア 消費者や営業者を対象とした食品衛生講習会

市民に対しては、食中毒予防や食品に関する正しい情報提供のために、また、従事者には食品による事故防止のために講習会を開催しました。令和4年度の開催状況は次のとおりです。

食品衛生講習会等の実績

対 象	営業者・従事者		消費者等*3
	養 成*1	実 務*2	

回数	34	156	339
受講人数	3,517	15,978	22,711

- *1 一般社団法人横浜市食品衛生協会が実施する食品衛生責任者養成講習会
- *2 食品衛生責任者を対象に実施する市長又は保健所長の指定した講習会
- *3 実務講習会以外の講習会を受講した営業者等を含みます。

イ 食品衛生関係表彰

長年にわたり衛生管理が優秀である施設や、食品衛生の発展向上に尽力した食品衛生功労者及び、食品衛生の向上を実践し他の従業員の模範となっている優良従業員を表彰しました。

(一社)横浜市食品衛生協会と共催で、令和4年度は令和5年1月26日に港南公会堂にて「食品衛生表彰のつどい」を開催しました。

ウ 食中毒予防キャンペーン

横浜市では8月1日を「市民食品衛生の日」、細菌性食中毒の多発する8月を「食品衛生月間」と定めています。

この期間を中心に各福祉保健センターでは、「食中毒ゼロ」を目指し(一社)横浜市食品衛生協会と共催で「食中毒予防キャンペーン」を実施しました。食品衛生啓発イベントを開催した他、(一社)横浜市食品衛生協会会員店舗において食品衛生に関するリーフレット等の配布を行い、食中毒予防のための正しい知識や情報の提供を行いました。令和4年度は、市内でイベント会場型を27回実施し、会員店舗協力型は484店舗実施しました。

エ 消費者、食品等事業者との意見交換(リスクコミュニケーション)

横浜市では、食の安全について、行政・市民・事業者等関係者相互の意見や情報交換を目的に平成15年から毎年「食の安全を考えるシンポジウム」を開催しています。また、各区においても、その地域特性に応じた意見交換会を実施しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、基調講演や意見交換会の様子を撮影した動画をインターネットで配信するオンライン形式で、シンポジウム「家庭でできる食中毒予防」を開催しました。

(6) 食品専門監視班

ア 食品製造施設の衛生管理レベルの向上

大規模食品製造施設などに立ち入り、施設の自主衛生管理の推進や監視指導を行いました。その中でも特にHACCPに基づく衛生管理について、重点的な啓発・支援を行いました。

大規模製造業等の施設数*	375件
立入検査実施数	159件
その他の施設の立入検査数	279件

イ 食品などの抜取検査

市内で製造または量販店で販売されている食品などの抜取検査等を行い、違反・不良食品の排除及び取扱いの指導を行いました。

また、インターネットで販売されている食品(肉、魚、菓子類など)について、動物用医薬品やアレルギーなどの検査を実施し、違反食品の排除に努めました。

抜取・買取検体数	889検体
ふきとり検体数	113検体
食品衛生法違反検体数	1検体
食品表示法違反検体数	12検体

【違反食品事例】

- ・菓子から指定外添加物を検出
- ・果実酒から食品表示に記載のある酸化防止剤が不検出

ウ 食品衛生に関する先行調査

社会情勢の変化に伴い多種多様な食品等が流通・販売される中、衛生上の課題や安全性を確認するための先行的な調査等を行いました。令和4年度は路上弁当を対象とした抜取検査事業、施設の立ち入りを伴わない衛生点検事業やふるさと納税返礼品の細菌・食品添加物の検査などを実施しました。また、給食施設における生食用野菜の殺菌方法等に関する実態調査及び検証実験を行い、啓発動画を作成し公開しました。

(7) 食品の適正表示の推進

令和4年度は、市内食品等事業者や消費者計1,786人を対象に講習会を実施し、チラシを1,155枚配布しました。表示についての相談は1,088件あり、事業者や消費者等へ適正表示の普及に努めました。

インターネットで販売されている食品について、製造工程でのアレルギー混入やアレルギー表示に不備がないかを確認するため54検体の検査を行いました。検査の結果、アレルギー混入やアレルギー表示に不備のある食品はありませんでした。

栄養成分の表示値が適正であるか確認するため、市内量販店で販売されている食品（そうざい、菓子等の加工食品）20検体の抜取検査を行いました。検査の結果、食品表示基準で定める栄養成分の許容差の範囲を逸脱した食品を2検体発見しました。許容差を逸脱した食品は、改善指導や食品関連事業者を所管する自治体に情報提供を行い、指導等を依頼しました。

市内の食品販売店などの立入検査では789件の表示違反を発見し、改善指導や製造所などを所管する自治体へ通報しました。

また、食品関連事業者に対し、適正な食品表示について、窓口などでのチラシ配布や説明、相談対応を行いました。

消費者に対しては、食品表示の見方や活用方法を周知啓発するため、区役所窓口などでチラシを配布したほか、「食品表示の間違いをを見つけよう」というポスターを作成し、市営地下鉄の車内や新横浜駅のサイネージで掲示しました。

2 食肉衛生検査所

(1) 所在地

横浜市鶴見区大黒町3-53

(2) 沿革

昭和34年9月、神奈川区にあった中央と畜場が移転し、横浜市中心と畜場・食肉市場が現在地に建設されました。昭和37年3月、市場内に当検査所が設置され、保健所からの派遣により検査を行っていた従来の方式を改め、効率的な検査を行えるようになりました。また、昭和63年10月にと畜場・食肉市場施設が再整備され、現在に至っています。

(3) 職員数

41人（含む再任用職員2人、会計年度任用職員10人）

(4) 業務内容

市民に安全で衛生的な食肉を供給し、食肉や食鳥肉から起こる事故、危害を未然に防ぐために、次のような業務を行っています。

ア と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を一頭ごとに検査し、食用に適さない部分を廃棄しています。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導を実施しています。

イ 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるように、監視指導を実施しています。

ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の申請書類の受理、許可調査、監視指導等を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています。

エ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、牛海綿状脳症（BSE）検査を実施しています。

オ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可業務を行っています。

(5) 事業報告

ア 食肉動物のと畜検査

令和4年度の検査頭数、処分数は次のとおりです。

動物種	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄*1	一部廃棄*2
牛	12,812	0	13	8,184
子牛	1	0	0	1
豚	148,624	0	39	130,498
合計	161,437	0	52	138,683

*1 主な処分理由は、牛では牛伝染性リンパ腫、豚では敗血症でした。

*2 牛では胸膜炎等の呼吸器系病変、肝出血等の消化器系病変、豚ではカタル性肺炎等の呼吸器系病変が目立ちました。

イ BSE検査等

「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（厚生労働省令）」により、BSEスクリーニング検査が必要な牛（生後24か月齢以上で神経症状等を呈する牛及びその他疑わしい牛）について、検査を実施しています。令和4年度は、検査を実施した牛はいませんでした。

また、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則で、BSE感染のおそれがあるため、食用とすべきでない部位として、牛の全月齢の扁桃、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉及び皮を除く）、脊髄が特定部位として指定されています。このため、と畜解体工程で、これらの特定部位の除去及び焼却をと畜検査員の確認のもとに実施しました。

他に、食品衛生法の規格基準で、牛の30か月齢超の脊柱が、食用とすべきでない部位として同様に定められているため、食肉市場内の食肉処理業者に対し、食用に供することが無いように指導・監視を実施しました。

ウ 食肉等の試験検査

安全な食肉を提供するために、と畜検査で全身性の疾病が疑われた獣畜の精密検査、筋肉等に残留する抗菌剤等の動物用医薬品の検査、枝肉や器具等のフキトリ検査等を実施しました。また、食肉市場内のHACCP管理支援のため、枝肉の微生物検査を実施しました。令和4年度の試験検査実績は次のとおりです。

検査項目	検査項目数
微生物検査	5,468
理化学検査	6,634
病理検査	984
合計	13,086

エ 食鳥肉等の試験検査

市内の食鳥処理施設で処理された食鳥肉及び施設の器具等について、食中毒細菌や筋肉等に残留する抗菌剤等の動物用医薬品の検査を実施しました。令和4年度の試験検査実績は次のとおりです。

検査対象	検体数	検査項目数
食鳥肉	20	910
器具等	55	220
合計	75	1,130

オ 衛生指導・衛生教育

と畜場内外を衛生的に保持し、食肉の衛生的取扱いを向上させるために、食肉市場及びと畜場関係者らと協力し、施設の清掃・消毒や衛生昆虫等の定期的な駆除などを実施しています。また、食肉市場内食品取扱者を対象に食品衛生に関する講習会を開催し、48人が受講しました。

他に、食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場等の監視指導やHACCP支援を行いました。

カ 食品衛生検査等の業務管理基準（G L P）

平成9年度から導入されたG L Pに基づき、精度管理として外部精度管理（5件、11項目）及び内部精度管理（52件、136項目）を実施しました。

キ 牛特定部位の使用等の許可

牛歯について3施設の使用許可を行いました。

3 中央卸売市場本場食品衛生検査所

(1) 所在地

横浜市神奈川区山内町1番地

(2) 沿革

中央卸売市場は、昭和6年に100万人（当時の市の人口65万人）を生鮮食品の供給対象として開場されました。そして、昭和22年2月に市場内の食品衛生上の指導強化を目的として、神奈川県が中央卸売市場監視室を設置し、食品衛生監視員2名が駐在したのが始まりです。

昭和25年4月には、食品衛生事務が県から横浜市に委譲され神奈川保健所分室食品衛生検査室として発足し、昭和45年には食品衛生検査所として監視指導と検査を行うことになりました。

昭和48年11月には南部市場が開場し、これに伴い南部市場食品衛生検査所が設置されましたが、平成27年度末に南部市場が中央卸売市場としては廃止されたことに合わせて閉所しました。

この跡地（物流エリア）には、本場市場を補完する機能が残されたため、南部市場食品衛生検査所の廃止以降は、本場食品衛生検査所において監視及び収去検査を実施しました。

(3) 職員数

14人

(4) 業務内容

食品による事故と危害を未然に防ぎ、市民の食生活の安全を守るため、次のような業務を行っています。

ア 食品衛生法等に基づいて、市場を流通する生鮮食品（鮮魚、野菜）や加工食品の安全を確保するため食品の食品検査を実施し、その結果に基づく行政措置を行っています。

イ 食品が衛生的に取り扱われるよう監視指導や食品関係営業施設の許認可業務を行っています。

ウ 食品関係業者や消費者に衛生知識の普及啓発を行っています。

エ その他、食品衛生に関する調査、研究を行っています。

(5) 事業報告

ア 監視指導業務

監視指導については、食品衛生監視指導計画に基づき、市場関係施設355施設について5,867件の監視指導を行いました。監視業務は早朝監視及び通常監視を行っています。早朝監視では、せり売り開始前の午前3時過ぎから2人の食品衛生監視員が、有毒有害魚類及び違反・不良食品の排除並びに生食用貝類の温度測定等を行っています。通常監視では、せり売りされた食品が仲卸店舗や市場内外の関連施設に移動した段階で、これら食品の取扱い及び保管状況等の監視指導を行っています。

夏期には、食中毒が多発することから、その原因となることが多い生食用魚介類等の検査及び保存温度の管理等の監視指導を行いました。また、年末には、正月食品など多種多様の食品が短期間に大量に流通するため、これらの食品の検査及び監視指導を実施しました。

イ 検査業務

本場市場における年間取扱量は、生鮮食品、冷凍品、加工品等の水産物が約4.4万トン、野菜、果物、漬物等の青果物が約32万トンでした。

これらの食品に対し、1,294検体の検査を行い、理化学検査を15,598項目、微生物検査を2,994項目、表示検査を445項目、総計19,037項目の検査を実施しました。

(ア) 理化学検査

合成保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等の食品添加物、国産及び輸入農作物の残留農薬、魚介類中の水銀、養殖魚や鶏卵等の抗生物質及び合成抗菌剤、貝類の麻痺性及び下痢性貝毒等を行いました。

また、放射性物質検査ではゲルマニウム半導体検出器を用いて精密分析を行いました。

(イ) 微生物検査

生食用魚介類による事故発生を未然に防止するため、生食用の貝類（舌切・小柱・アオヤギ等）及び魚類（刺身用切り身、まぐろ等）、ウニ等について、食中毒菌を中心に検査しました。また、魚肉練り製品や冷凍食品等の規格基準やそうざい、弁当等の衛生規範（令和3年6月廃止）の定められた食品の検査を行いました。さらに、鶏卵のサルモネラなどの食中毒菌、生カキのノロウイルス、活魚水槽水の食中毒菌等についても検査を行いました。

(ウ) 違反

令和4年度は食品衛生法等に違反する食品は発見されませんでした。

ウ 営業者や消費者に対する衛生教育

食品流通の拠点である中央卸売市場は、取扱量も多く流通先も広範囲にわたることから一旦事故が発生すると大きな事件となる危険性があります。食品営業施設に食品衛生責任者を設置させ、営業者の自主管理の強化を図り、市場内の衛生保持に努めました。

また、営業者・従業員その他市場関係者を対象に衛生知識の向上、取扱管理の徹底を図るため食品衛生講習会を開催しました。13回開催し、受講者は261人となりました。

その他、検査結果の概要をまとめた「理化学検査情報」を定期的にホームページに掲載しました。

エ 苦情・相談

場内の営業者を通じて消費者等から「魚の寄生虫」や「異物混入」等に関する苦情・相談が26件寄せられました。

オ 食品衛生検査等の業務管理基準（GLP）

平成9年度から導入されたGLPに基づき、検査の精度管理を行ないました。外部精度管理、内部精度管理あわせて全部で104項目を実施しました。

4 衛生研究所

(1) 所在地

横浜市金沢区富岡東2-7-1

(2) 沿革

昭和31年に発足した「横浜市衛生検査所」を前身とする当衛生研究所は、昭和34年3月に設置（旧南保健所内）されました。その後公衆衛生行政への社会的要請の高まりに応じて、

- ・昭和43年4月磯子区滝頭に庁舎新築・移転
- ・昭和46年6月公害センター併設（昭和51年公害研究所設置に伴い廃止）
- ・昭和56年11月別館実験棟建設

など、研究施設としての機能強化が行なわれました。

その後、平成26年12月に耐震不良・老朽化・狭あい化した施設から金沢区富岡東に庁舎を新築・移転し新しい衛生研究所として開所しました。また、平成27年度には、検査研究課を微生物検査研究課、理化学検査研究課の2課体制にしました。平成28年度は、機構強化担当を改め、課長を含めた精度管理・企画担当を配置しました。

(3) 施設

ア 敷地面積 3,916.91 m²

イ 建物 本館 鉄筋コンクリート造 7階建（平成26年築）

(4) 事業内容

- ア 細菌学的、ウイルス学的試験検査及び研究
- イ 食品衛生及び栄養に関する試験検査及び研究
- ウ 水質に関する試験検査及び研究
- エ 環境衛生に関する試験検査及び研究
- オ 衛生動物・寄生虫の試験検査及び研究

- カ 医薬品、化粧品等の試験検査及び研究
- キ 家庭用品に使用される化学物質等の衛生学的試験検査及び研究
- ク 感染症に関する調査及び研究
- ケ 疫学情報の収集、解析、提供、及び疫学情報に関する研修
- コ その他公衆衛生に関する試験検査及び研究
- サ 調査研究・研修指導の企画調整
- シ 検査等の信頼性確保への取組

(5) 事業実績報告

当研究所の試験・検査事業は、行政上必要に応じて行うものと、市民からの依頼によって行うものがありますが、令和4年度は合計で延81,477件の検査を行いました。また、いつでも行政ニーズに対応できるよう、公衆衛生に関する先行的な調査・研究も行っています。これらについては雑誌や学会等へ合計46件の投稿又は発表をしました。

施設見学は事前申込制で受け入れています。令和4年度は、7回36人を受入れました。

また、市民に対して当所の役割や事業内容を理解していただくため、平成6年度から施設公開を行ってきました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による影響で中止しました。

令和4年度の検査業務実績は次表のとおりです。

検査業務実績

検査項目	実件数	延件数	延件数の内訳	
			依頼検査	行政検査
結核検査	109	2,594	0	2,594
ウイルス・リケッチア等検査	1,714	3,329	0	3,329
原虫・寄生虫等検査	1,381	10,372	0	10,372
食中毒検査	1,907	10,723	0	10,723
臨床検査	5	5	0	5
食品衛生検査	2,956	30,080	0	30,080
細菌検査	1,504	7,667	0	7,667
医薬品・家庭用品等検査	565	6,129	0	6,129
水道等水質検査	251	4,046	0	4,046
環境公害関係検査	211	5,656	0	5,656
放射性物質検査	443	876	0	876
合計	11,046	81,477	0	81,477

(6) 疫学・予防医学業務

細菌やウイルス等の病原体によって引き起こされる種々の感染症予防のための検査及び調査研究と、その他の疫学的取り組みによって予防可能な疾病についての検査及び調査研究を公衆衛生学的見地から行っています。

ア 行政検査

(ア) 病原細菌検査

この検査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて行っています。国内での感染症起因菌や海外から持ち込まれたコレラ菌等の病原菌が、本市に流行しないよう未然に予防する目的で患者とその家族を対象に検査を行いました。

(イ) 食中毒関係

食中毒発生の原因究明と再発防止を目的として、令和4年度は細菌学的検査を179事例、ウイルス学的検査を264事例、寄生虫検査を2事例行いました。

(ウ) 感染症発生動向調査

厚生労働省の指定した疾患を対象として、感染性病原体の定点調査、集団かぜ流行調査等を行いました。

なお、平成 23 年度から蚊媒介感染症対策事業を開始し、市内の公園及び港湾地区等の 22 か所 25 地点において捕獲された蚊について、フラビウイルス属（ウエストナイルウイルスやデングウイルスなど。平成 26 年度からジカウイルス追加）とチクングニアウイルスの調査を実施しました。

(エ) エイズ検査

福祉保健センターで実施している無料匿名検査、土日に実施している即日検査で判定保留となった検体の確認検査を行いました。

イ 依頼検査

市内の医療機関や福祉保健センターからの依頼で、病原細菌の培養同定検査、各種ウイルスの分離検査及び抗体検査等の感染症に関わる検査を行いました。また、遺伝子解析等を用いて、院内感染等の原因調査に協力しました。

(7) 食品衛生業務

市民の食生活の安全性を確保し、健康の保持増進に寄与するため、食品中の添加物や細菌、各種有害物質などの検査や調査研究を行っています。

ア 行政検査

(ア) 食品添加物等の検査

全市一斉検査などで収去した食品 349 検体について検査を行いました。その結果、違反は 7 検体 9 項目で、着色料（タール色素）等の表示違反が 3 検体 4 項目、酸化防止剤の指定外添加物使用違反が 3 検体 3 項目、その両方の違反が 1 検体 2 項目でした。そのほか、保存料が検出され、天然由来やキャリアオーバーと判断され、違反とならなかったものが 11 検体ありました。

また、食品への異物混入など、苦情品等の理化学検査を 21 検体行いました。

(イ) 食品細菌等の検査

食品製造所や販売所等から収去された各種の食品等 258 検体について、主として食品衛生法に基づいた細菌検査を行いました。成分規格違反となったものはありませんでした。

また、苦情品の検査依頼は 5 検体あり、そうざいの細菌検査と生野菜の真菌検査を行いました。

(ロ) 遺伝子組換え食品検査

市内流通のトウモロコシ加工品 16 検体、コメ加工品 10 検体について定性検査を行い、全て陰性でした。また、大豆穀粒 4 検体について定量検査を行いました。混入率が 5% を超えるものはありませんでした。

(ハ) アレルギーを含む食品検査

特定原材料 8 品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみ）のうち、卵 48 検体、乳 46 検体、小麦 35 検体、計 129 検体についてスクリーニング検査（ELISA法）を行い、すべて陰性でした。

(ニ) ヒスタミン検査

今年度は、ヒスタミン検査を行いませんでした。

(ホ) 残留農薬検査

市内流通の国内産農産物 20 種 105 検体（延べ 11, 421 項目）及び輸入冷凍食品（農産物）9 種 20 検体（延べ 2, 139 項目）を検査しました。その結果、延べ 90 項目の農薬が検出されましたが、総検査項目比としては 99% 以上が不検出でした。農薬を検出した検体のうち違反は 2 件で、こまつな 1 検体からシメコナゾールが 0. 04ppm（基準値 0. 01ppm）、別のこまつな 1 検体からデブコナゾール 0. 18ppm（基準値 0. 01ppm）検出されました。

(ヘ) PCB検査

中央卸売市場に入荷した魚介類 10 検体について PCB 検査を行いました。その結果、マサバ 1 検体から 0. 01ppm（基準値 0. 5ppm）を検出しましたが、暫定的規制値を超えて検出されたものはありませんでした。

(ヘ) 残留動物用医薬品検査

収去品及びインターネットで購入した魚介類、肉類の計 140 検体について動物用医薬品検査を行いました。その結果、ブリ 1 検体からオキシテトラサイクリン（基準値 0. 2ppm）及びヒラメ 1 検

体からオキシテトラサイクリンを 0.09ppm（基準値 0.2ppm）検出しましたが、基準値を超えたものはありませんでした。

(ケ) アフラトキシン検査

市内流通食品10検体について総アフラトキシンの検査を行いました。その結果、検出されたものはありませんでした。

(コ) 放射性物質検査

市内産農産物、市内産水産物、市内産畜産物、市内量販店流通食品及び小学校給食の計 433 検体について放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）の検査を行いました。その結果、1 検体から放射性セシウムを検出しましたが、基準値を超えたものはありませんでした。

(サ) 食品への昆虫等の混入検査

食品への異物混入について医動物検査を 2 件行いました。

(シ) 寄生虫の検査

ヒラメに寄生するクダアセプトンクタータの収去検査を 5 検体行い、すべて陰性でした。

(ス) 器具及び容器包装の検査

プラスチック食器等 43 検体について検査を行いました。その結果、一般規格、材質試験、溶出試験ともに違反はありませんでした。

(セ) 薬事検査

薬事検査は医療安全課の試買や自主検査等による医薬品、化粧品及びいわゆる健康食品について、187 件、延べ 2,305 項目の検査を実施しました。

イ 依頼検査

令和 4 年度の実績はありませんでした。

(8) 生活環境業務

ア 行政検査

(ア) 水質検査

水道法、公衆浴場法及び旅館業法等に関連する水質検査を実施しました。検査は水質基準項目に加え関連する検査を 104 検体 3,821 項目について行いました。また、環境省の依頼を受けた海水浴場の水質調査を 24 検体 50 項目について行いました。

食品関係ではミネラルウォーター類の規格検査を 5 検体 70 項目について行い、当該検査法の妥当性確認を 50 検体 650 項目について行いました。

健康危機管理の一環として、レジオネラ症患者の感染原因を究明するため、自宅及び利用施設の浴槽水等 146 検体の水質検査を行いました。

(イ) 家庭用品検査

家庭用品に含まれる有害化学物質による健康被害を未然に防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、ホルムアルデヒド等の有害化学物質の検査を行いました。検査は行政検査が主体で、そのほか家庭用品業務に関連した自主検体など合わせて 356 検体、延べ検査項目数 3,773 項目の試験検査を行いました。

(ウ) 環境衛生検査

安全で快適な生活環境を確保するため、新築公共建築物等に対する室内空気質調査 12 検体 408 項目を実施したほか、試験法の検討に伴う調査を 149 検体 5,078 項目実施しました。取り扱った延検体数は 161 検体、延検査項目数は 5,486 項目でした。

(エ) 衛生動物検査

福祉保健センター等を介して依頼された不快感を与える昆虫等の種類同定試験を 24 件行い、クモ目が多くみられました。また、蚊媒介感染症対策（市内の蚊類生息状況調査及び感染症サーベイランス事業）の一環として、市内の公園及び港湾地区等の 22 か所 25 地点において捕獲された蚊成虫の同定を行いました。

イ 依頼検査

(ア) 水質検査

令和 4 年度は実績がありませんでした。

(イ) 衛生動物検査

令和4年度は実績がありませんでした。

(9) 調査研究

応募型調査研究は、より行政ニーズを反映させるために、福祉保健センター等関係機関と連携し実施しています。所内で研究課題を公募し、調査研究評価委員会を開催して課題選定と研究成果を評価します。

令和4年度は、研究課題1題を選定し、研究結果を報告しています。

(10) 研修指導

ア 課題持込型研修

福祉保健センター・検査所等抱えている課題を解決する目的で、衛生研究所の専門性を生かし、個別に課題を支援していくことを目指した課題持込型研修を実施しています。

令和4年度は、研修の申し込みはありませんでした。

イ 技術研修

公衆衛生に携わる関係者の技術の向上等を目的とした研修を実施しています。令和4年度は、新採用職員等を対象に3回実施し、延べ27人が参加しました。

ウ ミニセミナー

例年、衛生研究所の施設公開に併せて、実施していますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施しませんでした。

エ 衛生技術研修会（特別講演）

外部専門家を招き、公衆衛生に携わる職員等の知識、技術のレベル向上を図るために、毎年、開催していましたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施しませんでした。

オ 講師派遣

行政機関・学校関係から講義・実習等に対する講師派遣依頼に基づき職員の派遣を行っています。令和4年度は、職員3人、延べ4回講師派遣しました。

(11) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務

ア 区局の健康福祉分野における疫学調査分析を支援し、より正確な根拠に基づいた施策立案やその評価を可能にすることを目的として、平成23年度から疫学調査・分析事業の大幅な機能強化を図っています。令和4年度の疫学調査・分析依頼件数は、11件（令和3年度からの継続3件を含むと14件）でした。また、これらの依頼への対応を通じて、分析を行う職員の技術向上も図ることができ、扱うデータも大規模なものが増えています。さらに、よこはま健康アクション推進事業の一環であるヘルスデータの活用についても、重要な役割を担っています。

イ Webページによる情報提供

インフルエンザを始めとする各種感染症の発生状況や健康に関する情報を市民、医療機関等に速やかにわかりやすく提供するため、衛生研究所Webページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/eiken/>) を開設しています。令和4年度の総アクセス数は2,785,876件（データ提供：市民局広報課）でした。

ウ 感染症発生動向調査

市内の感染症の流行状況を早期に把握し、的確な予防対策を講じることを目的として、感染症発生動向調査を行っています。市内の医療機関から報告を受けた感染症患者情報を収集し、専門家による横浜市感染症発生動向調査委員会で解析して市民、医療機関等に情報提供を行っています。また、市内の感染症発生状況をとりまとめ「横浜市感染症発生動向調査事業概要令和3年（2021年）」を発行し、定点医療機関等に配付するとともにWebページに掲載しました。

2020年2月から新型コロナウイルス感染症が全数報告対象疾患に指定され、医師から患者報告を受けています。それらの患者情報を「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（HER-SYS）に入力しています。

エ 「検査情報月報」の編集発行

当所で行った試験検査、調査研究について、毎月「検査情報月報」を編集発行し、関係機関に提供するとともに Web ページに掲載しています。また、その中の感染症関連記事等を「衛生研究所からの情報提供」として市内医療機関、横浜市医師会地域保健事業部会及び横浜市感染症発生動向調査委員会に情報提供しています。

オ オンライン情報検索システムの運用

市民や行政が求める公衆衛生に関する情報を的確に収集し提供するため、オンライン情報検索システムを運用しています。

(12) 食品検査の信頼性確保

食品検査の信頼性を確保するために、本市では、21 施設（健康福祉局食品衛生課食品専門監視班及び区福祉保健センター生活衛生課など）の収去部門と 3 施設（衛生研究所・食肉衛生検査所・中央卸売市場本場食品衛生検査所）の検査部門の内部点検を実施しています。また、検査部門における外部精度管理調査の参加計画の策定及び内部精度管理結果の評価を行い、検査の精度の向上に努めています。

ア 内部点検

収去部門について、健康福祉局食品衛生課食品専門監視班と区福祉保健センター生活衛生課など 21 施設の点検を実施しました。

- ・食品の種類又は検査項目ごとの点検（107 項目）

検査部門について、衛生研究所、食肉衛生検査所及び中央卸売市場本場食品衛生検査所の 3 検査施設の点検を実施しました。

- ・事業年度開始時に行う点検（8 検査区分）
- ・食品の種類又は検査項目ごとの点検（18 項目）
- ・内部精度管理にともなう点検（16 項目）
- ・外部精度管理調査にともなう点検（11 項目）

イ 外部精度管理調査

3 検査施設は、第三者機関の（一財）食品薬品安全センターが実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けています。令和 4 年度は各検査施設において、食品添加物、動物用医薬品や菌数測定などの延 11 検査項目に参加しました。

ウ 内部精度管理

検査の精度を適正に保つために検査部門で精度管理を実施しています。

(ア) 理化学検査

保存料や残留農薬検査等における回収率と変動係数等のデータ

(イ) 微生物検査

生菌数測定検査における回収率と変動係数等のデータ及び細菌同定検査のデータ

(13) 病原体等検査の信頼性確保

病原体等検査部門（微生物検査研究課）が作成した標準作業書に基づき、病原体等検査及び信頼性確保試験の内部点検（5 項目）を実施しました。

また、国立感染症研究所が実施した外部精度管理調査に参加しました。

(14) 水質検査の外部精度管理調査

厚生労働省及び神奈川県の主催する水道水検査の外部精度管理調査に参加しました。

(15) 横浜市衛生研究所倫理審査委員会の開催

「横浜市衛生研究所倫理審査要綱（平成 18 年 12 月 4 日施行）」に基づき開催しました。

令和 4 年度開催状況：2 回（第 1 回 令和 4 年 7 月 26 日、第 2 回 令和 5 年 1 月 25 日）

17 動物愛護管理

動物愛護管理に関する業務は、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発を行い、また、狂犬病の予防や、動物による危害の防止を目的としています。

「動物愛護管理」、「狂犬病予防」、「動物保護収容」業務に大別することができます。

1 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発・指導等を図りました。

(1) 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び適切な飼育について市民の理解と関心を深めるため、飼い主をはじめ、学校、町内会等において広く市民を対象に、啓発リーフレットの配布など普及啓発事業を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベント等が中止になりました。

動物愛護普及啓発事業

年 度	学校関係等		町内会等		飼い主		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和元年度	5	265	242	27,999	48	2,215	53	5,635
令和2年度	1	110	101	849	27	476	28	1,831
令和3年度	4	264	60	1,647	22	455	49	2,019
令和4年度	3	226	75	3,782	25	727	93	12,708

動物愛護センター普及啓発事業

令和元年度	118回	令和2年度	103回	令和3年度	79回	令和4年度	141回
	1,405人		246人		346人		6,439人

(2) 特定動物の飼養又は保管許可

法律で定める「特定動物」を飼養又は保管する場合には、市長の許可が必要です。本市では市内3動物園で合計32種類173頭の特定動物が飼養されているほか、サル2件4頭、ワニ8件8頭、クマ1件1頭、ヘビ18件30頭、カメ7件11頭、大型ネコ3件6頭、トカゲ8件14頭、タカ1件1頭が飼育されており、飼育施設の調査・確認を行い、危害発生防止の指導等を行いました。

(3) 動物取扱業の登録

法律で業種単位での登録が義務づけられている動物取扱業者について、飼養施設の確認検査、指導等を実施しました。

動物取扱業の登録数（令和5年3月31日現在）

登録施設数	業種別登録数						
	合計	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養
1327	1715	349	1031	46	211	73	5

(4) 犬による咬傷事故

咬傷事故の届出は110件ありました。咬傷犬の内訳は飼い犬115頭、飼い主不明犬等18頭で、被害者は成年101人、未成年31人でした。今後とも犬の習性等の知識普及に努めるとともに、犬の適切な飼育管理について飼い主への指導強化を推進し、犬による危害防止に努めてまいります。

犬による咬傷事故件数

年 度	届 咬 出 傷 件 事 数 故	咬傷犬数			咬傷時の犬の管理状態				
		合 計	飼 犬 い 犬	不 飼 明 犬 犬 主 等	合 計	係 犬 留 舎 中 等 に	運 係 動 留 中 して	放 飼 し 飼 い	そ の 他
令和元年度	119	148	126	22	148	2	86	19	41
令和2年度	110	139	112	27	139	6	78	14	41
令和3年度	104	124	104	20	124	6	69	14	35
令和4年度	110	133	115	18	133	4	77	12	40

年 度	被害者数					犬検診数			
	合 計	成年		未成年		合 計	セ 福 ン ター 祉 保 健	セ 動 ン ター 物 愛 護	開 業 獣 医 師
		飼 家 い 主 族	そ の 他	飼 家 い 主 族	そ の 他				
令和元年度	151	3	116	2	30	116	—	1	115
令和2年度	141	5	106	3	27	106	—	1	105
令和3年度	125	1	93	1	30	99	—	—	99
令和4年度	132	2	99	1	30	111	—	—	111

(5) 犬の苦情等

市民からの苦情、相談等は、横ばい傾向にありますが、依然として「ふん尿による被害」の割合が大きくなっています。そこで、各区において、飼い主への啓発キャンペーンの実施やモラル向上を訴えるプレート、チラシ等の配付等を行いました。

近年増加している多頭飼育が原因となる苦情は36件でした(再掲)。

また、飼えなくなった犬の引取りは36頭でした。

犬の苦情等

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情等内容件数(合計)		1,975	2,285	2,277	2,305
内訳	野犬等保護	50	52	56	35
	放し飼い	70	86	116	91
	ふん尿	1,223	1,457	1,423	1,398
	鳴き声	173	235	225	266
	身体・器物の被害	112	118	130	126
	不適切な取扱い・虐待	87	117	87	106
	登録・注射に関すること	147	141	135	166
	その他	113	79	105	117
措置件数		2,173	2,415	2,255	2,345
内訳	指示票	140	173	163	149
	通知書	-	-	-	-
	勧告	-	-	-	-
	措置命令	-	-	-	-
	その他	2,033	2,242	2,092	2,196
失踪犬・保護犬の問合せ		604	547	497	418
飼育相談		1,386	2,013	2,682	2,215
飼い犬引取り頭数(合計)		50	54	62	36
内訳	成犬	50	54	60	35
	子犬	-	-	2	1

(6) 猫等の苦情

各区では、猫に関する苦情・相談について、個々に対応するとともに、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底を図りました。

猫等の苦情

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情等受付件数（合計）		1,727	1,504	1,462	1,251
内 訳	飼 い 猫	196	133	133	187
	飼 い 主 不 明 猫	1,478	1,304	1,279	1,001
	飼 育 動 物	53	67	50	63
	飼 い 主 不 明 動 物	-	-	-	-
苦情等内容件数（合計）		2,017	1,822	1,786	1,458
内 訳	ふ ん 尿	605	735	787	503
	臭 気 ・ 羽 毛	58	49	63	81
	鳴 き 声	44	57	36	34
	身 体 ・ 器 物 の 被 害	83	93	71	69
	不 適 切 な 取 扱 い ・ 虐 待	85	107	76	121
	収 容 に 関 す る 相 談	515	411	348	251
	そ の 他	627	370	405	399
飼育相談		2,134	3,278	3,827	2,857
措 置 件 数	指 示 票	26	25	25	29
	通 知 書	-	-	-	-
	勸 告	-	-	-	-
	措 置 命 令	-	-	-	-
	そ の 他	2,021	1,821	1,766	1,303

(7) 猫の不妊去勢手術推進事業

飼い主のいない猫 4000 頭を対象に、1 頭当たり 5,000 円を上限額として補助することにより不妊去勢手術を推進しました。その結果、オス 1228 頭、メス 1388 頭の不妊去勢手術が行われました。

(8) マイクロチップ装着推進事業

市民の飼養する犬及び猫 500 頭を対象として、1 頭あたり 1,500 円を上限額として補助することにより、マイクロチップの装着を推進しました。その結果、犬 125 頭、猫 339 頭にマイクロチップが装着されました。

2 狂犬病予防

日本国内では昭和 32 年以来狂犬病が発生していませんが、海外では先進国を含む多くの国で狂犬病が流行しており、狂犬病が国内に侵入する可能性があることは否定できず、引き続き狂犬病に注意を払う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は登録と年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。本市では、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」を送付し、飼い主の意識向上を図りました。なお、例年、市民の利便性を考慮して設けていた定期集合注射会場については、令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となりました。

狂犬病予防事業実績

年 度	登録頭数 (年度末)	登録申請数				鑑札再交付数	定期集合狂犬病 予防注射実施数	注射済票交付数		
		合 計	鑑札交付数	減免措置数	無償交付数			合 計	済票交付数	減免措置数
令和元年度	173,827	12,185	10,614	54	1,517	1,065	16,632	127,905	127,744	161
令和2年度	173,551	14,438	12,784	37	1,617	1,058	2,157	130,418	130,231	187
令和3年度	173,140	14,268	12,572	60	1,636	1,102	0	125,506	125,349	157
令和4年度	168,654	13,594	11,481	75	2,038	1,157	0	125,019	124,790	229

3 動物の保護収容

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼えなくなった犬・猫、飼い主がわからない犬・猫の引取りを行い、また、傷病の犬・猫等の治療を行いました。

収容した動物については、ウェブサイトに情報を掲載し、飼い主への返還率の向上を図るとともに、動物の性格、適性を判断した上で、不妊去勢手術及びマイクロチップの装着を実施し、可能な限り希望者への譲渡を推進しました。

動物保護収容実績

(単位：頭)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	犬	猫	その他	犬	猫	その他	犬	猫	その他	犬	猫	その他	
収容総数	150	906	10	169	901	6	148	629	2	102	588	6	
内 収 容 数	飼い主不明	91	443	-	94	414	-	73	312	-	58	257	-
	捕獲	3	-	-	13	-	-	8	-	-	3	-	-
	飼えなくなった	50	138	-	54	181	-	62	86	-	36	117	-
	負傷	6	325	10	8	306	6	5	231	2	5	214	6
返還	72	6	-	87	6	-	69	9	1	54	8	3	
譲渡	54	417	5	80	470	1	70	368	-	37	330	2	
致死処分	28	250	1	10	179	-	7	94	-	8	70	-	
自然死	4	83	1	6	96	2	1	68	-	6	77	1	
死体搬入	-	161	3	-	146	2	0	100	-	1	71	1	

※収容後、動物愛護センターで出産した頭数を含む。

18 生活衛生

生活衛生業務は、環境衛生営業関係施設、住宅宿泊事業の届出住宅、受水槽施設及び特定建築物等の監視指導、家庭用品の衛生対策、並びに、ねずみ・昆虫等の駆除相談対応など多岐にわたっています。

1 環境衛生営業施設の衛生対策

(1) 許認可、監視指導

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地、埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、海水浴場等に関する条例及びえなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく施設の許認可事務、監視指導及び検査を行いました。

環境衛生営業施設数

年 度	総 数	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 ・ 畜 舎 等
令和2年度	11,743	406	91	296	1,660	4,516	1,605	2,729	151	64	225
令和3年度	11,753	406	94	295	1,628	4,627	1,545	2,727	151	60	220
令和4年度	11,848	400	94	291	1,610	4,783	1,518	2,728	150	57	217

ア 許認可申請及び届出件数

許認可申請等の件数は483件(1.4%減)、廃止届出の件数は386件(4.4%減)、その他変更届出等の件数は1,562件(3.0%増)でした。

環境衛生営業関係施設の届出等件数

年 度	総数	許可申請 件 数	廃止届出 件 数	変更届出 件 数	その他の届出 等 件 数
令和2年度	2,550	499	533	1,240	278
令和3年度	2,410	490	404	1,221	295
令和4年度	2,431	483	386	1,211	351
(施設内訳)					
旅 館	229	16	21	101	91
興 行 場	27	3	3	20	1
公 衆 浴 場	309	12	16	69	212
理 容 所	182	34	53	88	7
美 容 所	1,254	345	189	716	4
ク リ ー ニ ン グ 所	218	49	76	91	2
墓 地 ・ 火 葬 場 等	69	10	7	35	17
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	60	5	6	47	2
温 泉 利 用 施 設	11	1	4	4	2
化 製 場 ・ 畜 舎 等	62	8	11	40	3
クリーニング師免許申請等*	10	-	-	-	10

※ 免許の書換え、再交付の申請等を含む。

イ 監視指導、許認可調査及び衛生講習会の実施

環境衛生営業関係施設の監視指導等を通して施設の衛生水準を確保することにより、市民生活における公衆衛生の維持、向上を図りました。また、衛生管理の周知徹底を目的として、営業施設関係者に対して講習会を実施しました。

監視指導等件数

年 度	監視指導 件 数	許認可変更 調 査 件 数	そ の 他 の 調 査 等 件 数	相談対応 件 数	衛生講習会の実施回数 (延べ対象者数)
令和2年度	1,430	518	282	5,696	28回(505人)
令和3年度	960	524	187	6,000	19回(502人)
令和4年度 (施設内訳)	1,184	510	540	6,000	40回(1,042人)
旅 館	157	51	52	933	-
興 行 場	22	9	15	108	-
公 衆 浴 場	170	23	56	645	-
理 容 所	161	37	10	407	-
美 容 所	303	299	70	1,540	-
クリーニング所	188	53	257	388	-
墓地・火葬場等	6	11	14	1,573	-
プール・海水浴場等	47	6	13	160	-
温泉利用施設	66	3	24	118	-
化製場・畜舎等	64	18	29	128	-

ウ 環境衛生営業施設検査等

環境衛生営業施設の衛生管理状況を科学的に把握し、指導するため、水質及び空気環境等の検査を実施しました。

市内唯一の海水浴場である「海の公園」(金沢区)では、令和4年度も水質検査を開設前(5月)1回、開設期間中(7月)1回の計2回実施しました。その結果、2回とも水質「B」でした*。

※ 環境省通知に基づく判定基準による(水質「AA」、「A」を「適」、水質「B」、「C」を「可」とする)。

環境衛生営業施設検査件数

年 度	検 査 件 数*	
	施設数	検体数
令和2年度	92	497
令和3年度	154	569
令和4年度 (施設内訳)	235	1,028
旅 館	67	100
興 行 場	1	4
公 衆 浴 場	110	644
理 容 所	0	0
美 容 所	0	0
クリーニング所	0	0
プール・海水浴場	27	180
温泉利用施設等	30	100

※ 「環境衛生営業施設の監視指導時に現場で行った検査」及び「福祉保健センター又は横浜市衛生研究所で行った検査」の合計件数。

(2) 横浜市生活衛生協議会の自主管理事業の推進

環境衛生営業者が組織する横浜市生活衛生協議会は、営業者の自主的な努力により施設の衛生水準の向上を図っています。

令和4年度も前年度に引き続き、同協議会が実施する自主衛生管理事業（各店舗の拭き取り検査等*）に対して、検査実施方法及び検査結果に基づく改善対応に関する助言等を行いました。

※ 理容所、美容所、旅館においては、拭き取り検査（細菌検査）、クリーニング所においては、検知管による検査（空気環境測定）、公衆浴場においては、簡易水質検査キットによる検査（遊離残留塩素濃度測定）を実施しました。

横浜市生活衛生協議会会員数（令和4年度）

理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	合計
685	527	151	54	11	1,428

2 住宅宿泊事業関係業務

平成30年6月に施行された住宅宿泊事業法に基づき、住宅宿泊事業の届出受理、住宅宿泊事業を営む住宅への立入検査及び衛生指導等を行いました。

住宅宿泊事業届出件数及び立入検査実施件数

年 度	届 出 住宅数	届出 件数	変更届出 件数	廃業届出 件数	立入検査 件数	相談対応 件数
令和2年度	194	30	12	22	2	114
令和3年度	178	8	8	24	9	128
令和4年度	170	11	20	19	42	195

3 建築物衛生対策

建築物や受水槽等の衛生対策として、監視指導等により適正な衛生管理の指導・啓発を行いました。

建築物衛生関係施設数

年 度	特定建築物	建築物登録業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽 水道	簡易給水水道
令和2年度	1,442	450	137	6,249	7,061	9
令和3年度	1,451	456	134	6,146	6,894	9
令和4年度	1,466	448	134	6,057	6,693	7

(1) 建築物衛生対策事業

ア 特定建築物の監視指導等

特定建築物とは、不特定多数の方が利用する、一定規模以上の建物（事務所、店舗等）をいいます。このような特定建築物を対象に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に基づく届出受付、監視指導を行いました。

特定建築物の届出件数及び監視指導件数

年 度	対 象 施設数	使用開始 届出件数	変更届出 件数	廃止届出 件数	監視指導 件数	相談対応 件数
令和2年度	1,442	30	692	16	224	1,328
令和3年度	1,451	20	776	11	178	1,237
令和4年度	1,466	27	673	10	209	1,298

イ 特定建築物の事前指導

衛生的で維持管理しやすい構造設備とするため、特定建築物の空調設備、給排水設備等について設計段階での指導を行いました。

特定建築物事前指導件数

年 度	計	店舗	事務所	学校	旅館	その他
令和 2 年度	26	4	16	5	0	1
令和 3 年度	24	4	13	3	0	4
令和 4 年度	29	6	19	1	3	0

ウ 建築物登録業の監視指導

建築物登録業とは、特定建築物等の衛生管理業務を行う事業者で、従事者の資格や使用機材等の一定の要件を満たすことにより、横浜市長登録を受けた事業者をいいます。業務内容により 8 業種に区分されています。

このような登録事業者を対象に、令和 4 年度は 105 件の監視指導を行いました。

建築物登録業件数

年 度	総数	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質 検査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 業 排水 清掃	建築物 ねずみ 虫等 防除業	建築物 環境 衛生 総合 管理業
令和 2 年度	450	97	30	4	8	161	33	62	55
令和 3 年度	456	99	31	4	8	161	34	65	54
令和 4 年度	448	95	30	4	8	160	33	65	53

(2) 受水槽等衛生対策事業

ビル・マンション等に飲料水を供給するため設置される受水槽等は、受水槽の有効容量（槽の中に実際に入っている水の量）等により、水道法または横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（以下「市条例」）に基づく衛生管理が所有者に義務付けられています。このような受水槽等を対象に、届出受付、監視指導等を行いました。

ア 専用水道、簡易給水水道の衛生対策

専用水道とは、地下水や水道水を水源として大規模な建物に給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を水源とする水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。これらの施設の設置者には、水道法または市条例で、定期的な水質検査の実施や衛生上の措置を講じることが義務付けられています。これらの施設を対象に、給水設備の管理状況に係る立入検査、水質検査結果に応じた指導等を行いました。

専用水道、簡易給水水道の届出件数及び監視指導件数

	年度	施設数	給水開始 届出件数	廃止届出 件数	変更 届出件数	立入指導 件数	相談対応 件数
専用水道	令和 2 年度	137	5	7	20	20	397
	令和 3 年度	134	5	4	27	18	377
	令和 4 年度	134	7	3	36	30	318
簡易給水 水道	令和 2 年度	9	0	1	7	3	14
	令和 3 年度	9	0	0	6	1	24
	令和 4 年度	7	0	2	1	2	34

イ 簡易専用水道、小規模受水槽水道の衛生対策

受水槽は、有効容量が 10 m³を超える簡易専用水道と、有効容量が 10 m³以下の小規模受水槽水道に分かれます。これらの施設の設置者には、水道法または市条例で、受水槽の清掃・点検のほか、次のことが義務付けられています。

(7) 管理状況検査の受検

簡易専用水道、小規模受水槽水道（有効容量が 8 m³を超えるもの及び受水槽が地下式のもの）の設置者には、年 1 回、検査機関による管理状況検査を受検することが義務付けられています。

(4) 自己点検の実施、報告

管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が 8 m³以下で、受水槽が地下式でないもの）の設置者には、年 1 回、自ら受水槽の点検を行い、結果を報告することが義務付けられています。

これらの施設を対象に、管理状況検査の結果等に応じた立入検査等を行いました。

簡易専用水道、小規模受水槽水道の届出件数及び監視指導件数

	年度	施設数	給水開始届出件数※	廃止届出件数※	変更届出件数※	立入指導件数	相談対応件数
簡易専用水道	令和 2 年度	6,249	59	193	1,495	220	1,373
	令和 3 年度	6,146	52	146	1,154	317	1,747
	令和 4 年度	6,057	39	106	1,116	421	1,602
小規模受水槽水道(> 8 m ³)	令和 2 年度	897	45	198	586	20	286
	令和 3 年度	868	31	197	473	33	330
	令和 4 年度	848	29	197	498	34	275
小規模受水槽水道(≤ 8 m ³)	令和 2 年度	6,164				63	63
	令和 3 年度	6,026				81	692
	令和 4 年度	5,845				48	719

※ 小規模受水槽水道については、8 m³超と 8 m³以下の合計。

ウ 受水槽施設事前指導

受水槽施設の衛生を確保するためには、施設が管理しやすい構造設備を備えていることが必要です。そこで、「横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱」（平成 19 年 3 月 27 日施行）に基づき、施設の計画・設計段階の事前指導を行い、施設の衛生の確保を図りました。

受水槽施設事前指導実施件数

年 度	指導実施施設数
令和 2 年度	23
令和 3 年度	21
令和 4 年度	21

(3) レジオネラ症対策事業

レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌は、浴槽設備、給湯設備、冷却塔及び加湿器など、水や温水が循環・停滞する設備で増殖します。また、レジオネラ症は高齢者等が感染しやすいため、患者の発生を予防するためには、高齢者が利用する社会福祉施設、市民が広く利用する公共施設や病院等における対策が重要です。横浜市では、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、衛生的な維持管理方法の啓発を行っています。

令和 4 年度は、社会福祉施設 464 件、公共施設 69 件、病院 90 件に対して啓発を行い、設備の適切な維持管理について指導を行いました。

4 居住衛生対策

住まいを原因とする健康被害を予防するため、健康的で快適な住まい方の指導、啓発を行っています。

(1) シックハウス対策事業

シックハウス症候群やダニ・カビの発生等に関する市民からの相談に対応し、必要に応じて訪問調査を行い、住まい方の改善方法を助言しています。

また、講習会を開催し、住まいの衛生に関する啓発を行いました。

相談対応件数

	ホルムアルデヒド	その他VOC	ダニアレルゲン	刺咬性ダニ	カビ
令和2年度	9	5	2	5	7
令和3年度	7	0	3	4	9
令和4年度	2	5	4	3	6

講習会開催件数

	生活衛生課主催	他課主催（両親教室等）
令和2年度	0	10
令和3年度	0	15
令和4年度	2	15

(2) 家庭用品衛生対策事業

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品の試買を行い、ホルムアルデヒド、有機水銀化合物などの化学物質等の試験検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

試験検査の結果、基準違反の家庭用品はありませんでした。

試買検査件数

	検査検体数	検査項目数	違反検体数	試買実施施設数
令和元年度	68	93	0	7
令和2年度	70	80	1	12
令和3年度	61	77	0	7
令和4年度	59	73	0	11

(3) 生活環境対策事業

地域の特性や実情に応じたねずみ、昆虫等の防除対策等を行っています。

ア ねずみ、昆虫等の相談対応

8,276件の相談があり455件の現場調査を行いました。ハチに関する相談が最も多く、全相談件数の約50%でした。

ねずみ、昆虫等相談対応件数

年 度	相談件数	相談件数の内訳						
	(総数)	ハチ	ダニ	ねずみ	ノミ	シラミ	ガ	その他
令和2年度	6,843	3,606	75	1,693	22	15	48	1,384
令和3年度	7,059	3,538	81	1,937	17	20	64	1,402
令和4年度	8,276	4,036	67	2,407	13	4	47	1,702

イ スズメバチ駆除対策

スズメバチ等による危害を防止し、市民の安全な生活環境を確保するため、ハチの危害や対処方法の啓発、防護服等の貸出しなどを行いました。

また、スズメバチの巣が作られた建物または土地の所有者・管理者の特定が困難かつ緊急性が求められる場合は市から委託業者へ駆除を依頼しました。

スズメバチ相談対応件数、駆除委託件数

	スズメバチ相談対応件数	駆除委託件数
令和2年度	1,624	3
令和3年度	1,646	3
令和4年度	1,757	0

ウ 水害発生時の感染症対策

水害発生時には、「横浜市防疫対策実施要領」に基づき、感染症の発生及びまん延を防ぐため、浸水した家屋等の現場調査を行い、適切な消毒・衛生対策の周知啓発を行っています。

令和4年度の浸水家屋等の調査件数は0件でした。

(4) 災害時生活用水確保事業

災害時に上水道が復旧するまでの間、井戸水を地域の方々の生活用水（洗浄水等）として提供いただける井戸を、災害応急用井戸として指定しています。

災害応急用井戸の指定実績

	災害応急用井戸 指定件数	指定申出 件数	新規指定 件数	指定解除 申出件数
令和2年度	2,014	1	1	303
令和3年度	1,916	3	3	101
令和4年度	1,873	7	7	50

19 斎場、墓地及び霊堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、火葬施設として斎場4か所、埋蔵収蔵施設として墓地6か所、遺骨の一時保管施設として霊堂1か所の管理運営を行っています。

また、火葬や墓地の需要に対応するため、新たな市営斎場や市営墓地の整備を進めています。

1 斎場の管理運営

(1) 久保山斎場

明治8年に開設、昭和2年に火葬炉11基を備えた施設に改築されましたが、老朽化により平成3年10月から改築工事に着手し、平成7年12月、火葬炉12基を備えた施設として竣工しました。

令和4年度実績 火葬件数：8,970件、休憩室使用件数：6,316件

(2) 南部斎場

平成3年9月、南部方面の火葬需要に対応するため、火葬炉10基、葬祭ホール2室を備えた施設として開設しました。

令和4年度実績 火葬件数：7,344件、休憩室使用件数：5,215件、葬祭ホール使用件数：549件

(3) 北部斎場

平成14年4月、北部方面の火葬需要に対応するため、火葬炉16基（うち予備炉2基）、葬祭ホール4室（うち2室は仕切りを外し、大ホールとして使用することが可能）を備えた施設として開設しました。

令和4年度実績 火葬件数：12,608件、休憩室使用件数：9,788件、葬祭ホール使用件数：1,186件

(4) 戸塚斎場

昭和14年に町村合併により引き継がれた施設で、昭和55年4月、火葬炉6基、小動物炉3基を備えた施設に改築しました。その後、平成2年10月、葬祭ホール2室を増設しました。

令和4年度実績 火葬件数：5,537件、休憩室使用件数：4,480件、葬祭ホール使用件数：625件
小動物焼却件数 個別火葬：1,953件、合同火葬：3,856件

(5) 民営斎場補助金

民営斎場利用者に対する市営斎場利用者との格差是正を図るため、平成7年12月から火葬料に対する補助金の交付を実施しています。

令和4年度実績 補助件数：1,935件

2 市営斎場の整備

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

(1) 整備場所

鶴見区大黒町18-18ほか

(2) 整備火葬炉数

16炉（予備炉1炉を含む）

(3) しゅん工年度（予定）

令和8年度

3 墓地・霊堂の管理運営

(1) 久保山墓地（明治7年開設）

総面積：126,213㎡、区画数：14,536区画

(2) 三ツ沢墓地（明治41年開設）

総面積：50,302㎡、区画数：7,489区画

(3) 日野公園墓地（昭和8年開設）

総面積：278,928㎡、区画数：15,034区画、壁面式納骨施設：450基、合葬式納骨施設：6,000体分

(4) 根岸外国人墓地（明治35年開設）

総面積：7,610㎡、区画数：1,082区画

- (5) メモリアルグリーン（平成18年開設）
 総面積：約61,000㎡、芝生型納骨施設：7,500区画、合葬式樹木型納骨施設：3,000体分、
 合葬式慰霊碑型納骨施設：12,000体分
- (6) 久保山霊堂（昭和57年改築）
 家族納骨壇2,000基、焼骨短期保管施設910体、大式場、小式場
- (7) 日野こもれび納骨堂（平成30年4月1日供用開始）
 - ・自動搬送式納骨施設 6,500基
 - ・合葬式納骨施設 20,000体
- (8) 墓地管理料
 メモリアルグリーンは平成18年度から、久保山・三ツ沢・日野公園墓地については平成20年度から、
 日野こもれび納骨堂は平成30年度から管理料を徴収し、管理業務の財源としています。
- (9) 使用者募集
 令和4年度は日野こもれび納骨堂（平成30年4月1日供用開始）の募集を行いました。

4 市営墓地・納骨堂の整備

市民アンケート調査や、将来人口推計により、令和4年から令和23年までの20年間で、公民合わせて約11万区画の墓地整備が必要であると推計しており、増加する墓地需要に対応するため、次の墓地の整備・計画を進めています。

- (1) （仮称）舞岡墓園
 - ・芝生型納骨施設 6,000区画
 - ・合葬式樹木型納骨施設 1,500体
 - ・合葬式樹林型納骨施設 1,500体
 - ・合葬式慰霊碑型納骨施設 10,000体
 - ・合葬墓 1区画
- (2) 旧深谷通信所における公園型墓園
 - ・芝生型納骨施設 約15,000区画
 - ・合葬式納骨施設 約30,000体

火葬件数

年 度	総 数	10歳以上		10歳未満		死胎児	
		市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
令和2年度	31,095	29,695	583	60	1	455	301
令和3年度	32,868	31,973	320	47	2	410	116
令和4年度	34,459	33,557	280	66	0	410	146

休憩室使用件数（20人用は、南部斎場・北部斎場・戸塚斎場のみ）

年 度	総 数	40人用		20人用	
		市 内	市 外	市 内	市 外
令和2年度	22,583	20,259	292	2,000	32
令和3年度	24,311	22,185	139	1,979	8
令和4年度	25,799	23,327	119	2,345	8

葬祭ホール使用件数

年 度	総 数	市 内	市 外
令和2年度	2,364	2,355	9
令和3年度	2,321	2,315	6
令和4年度	2,360	2,356	4

小動物焼却件数（戸塚斎場のみ）

年 度	総 数	市民持込					コンテナ搬入		
		個別焼却				合同焼却	合同焼却		
		50kg未満	25kg未満	5kg未満	1kg未満		資源循環	動物園	動愛
令和2年度	6,062	40	741	1,219	206	2,095	1,277	26	458
令和3年度	6,209	37	717	1,244	286	2,296	1,302	58	269
令和4年度	5,809	34	603	1,048	268	2,387	1,193	54	222

民営斎場使用料補助件数

年 度	総 数
令和2年度	1,847
令和3年度	1,838
令和4年度	1,935

久保山霊堂使用許可件数

年 度	家族納骨壇 (基)	焼骨短期保管 (体)	式場使用（時間）	
			大式場	小式場
令和2年度	325	1,041	54	518
令和3年度	304	1,012	38	514
令和4年度	470	1,003	132	614

手数料徴収事務取扱件数

年 度	斎場	墓地・霊堂	メモリアルグリーン	日野こもれび納骨堂
令和2年度	1,384	2,203	391	79
令和3年度	1,478	2,350	373	141
令和4年度	1,485	2,731	394	187

墓地管理料収納額と件数

年 度	久保山、三ツ沢、日野 (墳墓地)		メモリアルグリーン (芝生型納骨施設)		日野こもれび納骨堂 (自動搬送式納骨施設)	
	収納額	件数	収納額	件数	収納額	件数
令和2年度	159,844,514	32,325	62,010,780	7,410	21,018,975	2,498
令和3年度	159,774,979	32,162	61,980,370	7,406	25,316,595	2,924
令和4年度	156,450,416	31,466	61,591,250	7,359	29,589,270	3,340

墓地使用者募集件数

年 度	久保山墓地 (区画)	三ツ沢墓地 (区画)	日野公園墓地			日野こもれび納骨堂	
			墳墓地 (区画)	壁面式 (基)	合葬式 (体)	自動搬送式 (基)	合葬式 (体)
令和2年度	100	100	100	-	-	1,300	3,000
令和3年度	-	-	-	-	-	1,300	2,550
令和4年度	-	-	-	-	-	1,300	2,700

20 医療安全

横浜市では、『医療法』や『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法）』などに基づく、病院、診療所、薬局等に対する許認可や監視指導を実施しています。
また、安全・安心な医療を推進するため、医療安全相談窓口の運営や医療安全研修会を行っています。

1 許認可業務

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に基づく施設の許認可事務を行っています。

医務薬務関係業態別施設数及び申請等件数

令和5年3月31日現在

	総 数	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	施 （出張専門を除く） 術 所	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所
施設数								
令和2年度	24,669	133	3,098	2,100	101	3,726	493	22
令和3年度	25,066	133	3,155	2,114	112	3,810	499	22
令和4年度	25,424	132	3,165	2,110	110	3,978	501	25
申請等件数								
令和2年度	18,499	842	3,561	845	15	1,348	66	23
令和3年度	20,165	763	3,749	1,000	23	1,065	71	39
令和4年度	22,345	740	4,451	1,065	21	1,140	96	35

	薬 局	製 薬 局 製 造 販 売 業 品	製 薬 局 製 造 販 売 業 品	医 薬 品 販 売 業	販 高 度 管 理 医 療 機 器 等 ・ 貸 与 業	販 管 理 医 療 機 器 ・ 貸 与 業	再 生 医 療 等 製 品 販 売 業	毒 物 劇 物 販 売 業	毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者	特 定 毒 物 使 用 者	特 定 毒 物 研 究 者
施設数											
令和2年度	1,626	101	101	817	1,828	9,429	22	977	58	5	32
令和3年度	1,662	100	100	821	1,954	9,523	24	944	58	5	30
令和4年度	1,681	94	94	824	2,000	9,672	26	926	52	5	29
申請等件数											
令和2年度	7,553	22	20	1,960	1,316	508	17	388	8	0	7
令和3年度	8,247	37	33	2,508	1,662	504	36	410	8	0	10
令和4年度	8,973	46	43	2,378	1,925	874	36	500	14	0	8

2 監視指導業務

(1) 医療監視指導

市内病院に対し、人員の充実状況や構造設備、医療安全に向けた取り組み状況などについて、医療監視（定期立入検査）として現地調査（実地検査）及び書類調査（書面検査）を行い、必要に応じて、より安全な医療の提供に向けた指導、助言を行っています。

また、有床診療所（19床以下）と助産所に対して、稼働状況等について毎年書類調査を行うとともに、定期的に現地調査（令和元年度から4年に1回）を実施しています。

そのほか、無床診療所に対して、新規開設や移転開設等を行った際に、書類調査を行うとともに、診療内容に応じて、一部の診療所には現地調査を実施しています。

医療監視指導件数（令和4年度実績）

	立入検査件数	書面調査件数	行政処分件数
病 院	68	64	0
診 療 所	0	68	0
助 産 所	0	11	0

(2) 衛生検査所指導監督

信頼に足る精度の検査結果が衛生検査所から医療機関等に提供されるよう、衛生検査所の構造設備や管理組織及び関係書類が適正に保持されるとともに、精度管理の実施状況などについて、立入検査を行っています。

衛生検査所指導件数（令和4年度実績）

立入検査件数	書面調査件数	行政処分件数
18	5	0

(3) 薬事監視指導

医薬品等の品質及び安全性を確保するために、薬局、医薬品販売業者及び毒物劇物販売業者等の施設の構造設備、医薬品若しくは毒物及び劇物の適正な取扱い又は管理などについて、立入検査（薬事監視）を行っています。なお、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症に伴い、必要性を検討し実施しました。

薬事監視指導件数（令和4年度実績）

	監視件数	行政処分件数
医薬品等取扱施設	1,353	0
毒物劇物取扱施設	210	0

3 横浜市医療安全支援センター

横浜市医療安全支援センターでは、市内の医療機関で行われている医療全般の相談・苦情を受け付ける医療安全相談窓口を設け、患者・家族と医療機関との信頼関係やコミュニケーション構築に向け支援を行っています。(令和4年度の相談件数：4,135件)また、例年医療機関の従事者を対象に医療安全研修会(年3回開催)を行っていますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年2回の開催とし、限定公開による動画配信研修としました。医療安全推進協議会(年3回開催)については、例年通り年3回の開催としました。医療安全推進協議会では医療安全相談窓口の運営方針等を審議していただいています。

相談内容分類

相談種別 (令和4年度)

	件数
不信・苦情	1,308
相談・質問	2,811
その他	16
計	4,135

相談手段

	件数
電話	3,960
面談	16
電子メール	156
手紙・FAX	3
その他	0
計	4,135

対象機関別

	件数
市立病院	77
市大病院	85
地域中核病院	145
その他の病院	669
診療所	993
歯科診療所	312
薬局	53
その他	80
なし	812
不明	909
計	4,135

	件数
医療行為・医療内容	1,445
コミュニケーション	755
医療機関の施設	71
医療情報の取扱	187
医療機関案内	275
医療費	406
医療知識等を問うもの	618
その他	368
計	4,135

処理経過

	件数
問題点の整理、情報提供	2,880
他課や関係機関紹介	1,084
対象施設等への連絡	89
立入検査担当部署へ連絡	36
その他(中断など)	46
計	4,135

<主な紹介先関係機関>

関東信越厚生局神奈川事務所
 神奈川県医療保険課
 各区役所福祉保健センター
 県歯科医師会歯科電話相談窓口
 他都市医療安全支援センター
 法律相談関係
 など

21 その他の事業

○ 横浜市社会福祉審議会

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項により都道府県・指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議すること等を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

- ・ 審議会は、社会福祉法第8条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっており、横浜市社会福祉審議会運営要綱第2条により委員20人以内で組織することとなっております。
- ・ 委員の構成は次のとおり。
市会議員（3人）、社会福祉事業に従事する者（12人）、学識経験のある者（5人）

4 任期

3年（令和4年1月12日～令和7年1月11日）

5 専門分科会及び審査部会

(1) 専門分科会

民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会

(2) 審査部会

身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に「身体障害者障害程度審査部会」を設置

(3) 令和4年度開催状況

民生委員審査専門分科会：2回

身体障害者障害程度審査部会：12回

6 審議会の開催状況

(1) 回数：年1回程度開催

(2) 令和4年度開催状況：1回開催

議題等：専門分科会等の活動報告

横浜市中期計画2022～2025について

第5期 地域福祉保健計画骨子案について

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定について

中高年のひきこもり支援の取組について ほか

○ 福 祉 調 整 委 員 会

1 事業開始

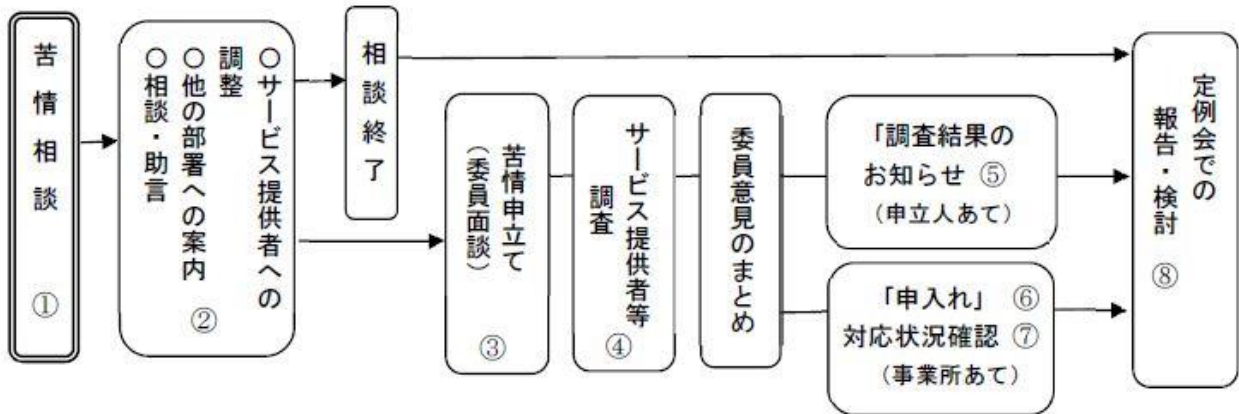
平成7年7月1日

2 事業の目的

横浜市の所管する福祉保健サービスに対する市民からの苦情・相談を受け、中立・公正な立場で、サービス提供者(市・区又は事業者)に対して調査・調整を行うとともに、福祉サービスの質の向上を推進する活動を実施しています。

3 事業概要

(1) 苦情相談の流れ



- ① 様々な苦情相談等が寄せられます。
電話、FAX、Eメール、手紙で相談が寄せられます。直接来所いただく場合もあります。
- ② 相談内容に応じて、制度等の説明・助言や担当窓口の案内等を行います。
- ③ 横浜市福祉調整委員が面接により苦情相談を直接聴取します。
- ④ サービス提供者(市・区又は事業者)に対し、調査・調整を行います。
- ⑤ 調査結果に委員意見を付して苦情相談者に回答します。
- ⑥ サービスの改善等が必要な場合に、サービス提供者(市・区又は事業者)に意見の申入れを行います。
- ⑦ 申入れ後、おおむね2か月後に対応状況の確認を行います。
- ⑧ 定例会で対応案件について報告し、今後の対応について検討します。また、毎年1回、市長に対して委員会の運営状況を報告し、必要に応じて制度の改善等について提言します。

(2) 福祉調整委員

6人(内訳 学識経験者3人 医師1人 弁護士1人 市民委員1人)

4 事業実績

表1 苦情相談等の件数

分 類		令和3年度	令和4年度
1	福祉保健サービスに関するもの 件 数	526 件	664 件
2	福祉保健サービス以外のもの 件 数	72 件	63 件
3	委員会制度に関するもの 件 数	16 件	28 件
合 計		614 件	755 件
		月平均 51 件	62 件

表2 苦情相談等の対応分類（福祉保健サービスに関するもの）

分 類		令和3年度	令和4年度
1 苦情申立て（委員面接相談等）	件 数	5 件	3 件
2 説明・助言等 ※1	件 数	281 件	394 件
3 他機関案内 ※2	件 数	86 件	115 件
4 福祉保健サービス提供者との調整 ※3	件 数	154 件	152 件
合 計	件 数	526 件	664 件
	月平均	44 件	55 件

※1 福祉保健サービスの制度や内容に関して説明や助言を行ったもの等。

※2 適切な福祉保健サービス提供者（市又は事業者）を案内したもの。

※3 相談者の状況を考慮し、迅速な解決を図るために福祉保健サービス提供者（市又は事業者）と直ちに調整を行ったもの。

表3 苦情申立て（委員面接相談等）の内訳

調 整 区 分		令和3年度	令和4年度
苦情申立て（委員面接相談等）	件 数	5 件	3 件
	月平均	0.4 件	0.3 件
A 市又は事業者に対し申入れを実施したもの	件 数	5 件	1 件
B 申入れを行わなかったもの	件 数	0 件	1 件
C 面接相談時解決・終了	件 数	0 件	0 件
D 委員会が対応を中止したもの	件 数	0 件	1 件
E 面接相談後に取り下げられたもの	件 数	0 件	0 件

表4 苦情申立て分野の内訳

	高齢福祉 ・介護保険	障害福祉	児童福祉	生活保護	その他 (保健等)	計
令和3年度	0 件	3 件	1 件	0 件	1 件	5 件
令和4年度	0 件	2 件	0 件	0 件	1 件	3 件

○ 墓地等の設置紛争の調整

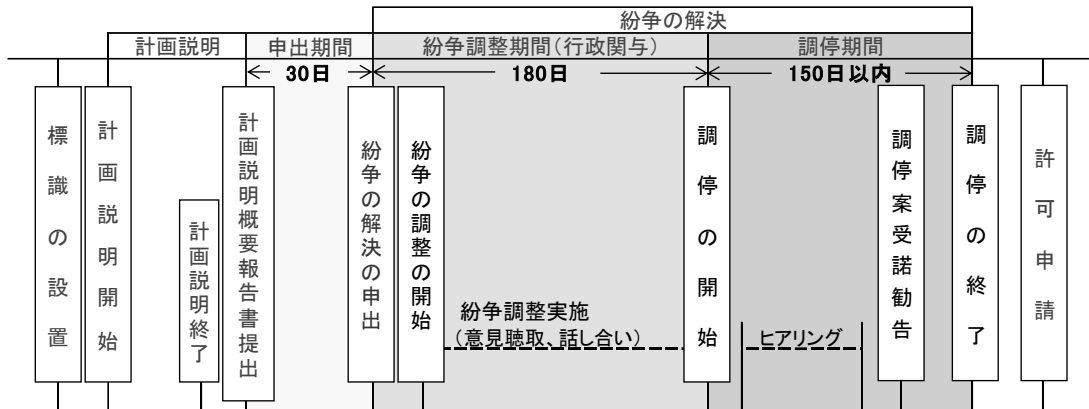
1 概況

墓地等の設置予定地の周辺住民と事業者との間で、墓地等の設置に係る問題の解決が困難な場合に、申出に基づき行政による紛争の調整（あっせん）や第三者機関による調停を行います。

2 紛争解決の制度

「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」（平成 23 年 9 月 1 日施行）に基づき、紛争の調整及び調停の制度を設けています。

<紛争調整の流れ>



3 横浜市墓地等設置紛争調停委員会

(1) 委員総数

12 人（内訳：弁護士 4 人、学識経験者 4 人、民事調停委員 1 人、元民事調停委員 3 人）

(2) 調停小委員会

3 人（上記委員のうち 3 人 1 組で 1 案件の調停に対応する）

委員会等開催件数

年 度	横浜市墓地等設置紛争調停委員会開催件数	紛争の調整（あっせん）件数〔申出数〕	調停（小委員会）件数
平成 30 年度	1	1〔2 組〕	1〔1 組〕（延べ 1 回）
令和 元年度	1	1〔1 組〕	1〔1 組〕（延べ 3 回）
令和 2 年度	1	1〔1 組〕	1〔1 組〕（延べ 3 回）
令和 3 年度	1	1〔1 組〕	0
令和 4 年度	1	0	0

○ 横浜市社会福祉協議会に対する補助及び委託

1 概況

本市における社会福祉事業の振興や社会福祉施設・団体の育成等の活動を行っている社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の活動経費を補助しました。また、同協議会がウィリング横浜等の管理・運営を指定管理者として担いました。

2 事業内容

- (1) 補助事業（令和4年度決算額 3,746,747千円）
- ア 地域福祉活動推進事業の実施（市・区）
 - イ 市ボランティアセンターの運営
 - ウ 福祉バスの運営
 - エ 社会福祉事業振興資金貸付事業の実施
 - オ 障害者支援センターの運営
 - カ 横浜生活あんしんセンターの運営
 - キ 民生委員・児童委員活動の支援
 - ク その他
- (2) 指定管理事業等（令和4年度決算額 2,229,867千円）
- ア 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の管理・運営
 - イ 社会福祉センターの管理・運営
 - ウ 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の管理・運営
 - エ 地域ケアプラザの管理・運営
 - オ 生活支援体制整備事業
 - カ その他

○ 被災者支援

1 災害見舞金の交付

市内で発生した火災等の被災者に対し、「横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱」に基づき、見舞金等を交付しました。

区分	単身世帯	2人以上世帯	非住家※1	金額
全焼(壊)	28	16	0	1,640,000
半焼(壊)	8	9	0	430,000
床上浸水	2	0	0	20,000
冠水家屋※2	8	8	-	240,000
死亡	9		-	900,000
重傷	3		-	110,000
合計				3,340,000

※1 非住家については自然災害の場合のみ交付します。

※2 冠水とは火災等の消火活動により、水浸しとなる被害のことです。

○ 戦没者遺族等の援護

1 概況

本市では戦没者の追悼式を開催し、横浜市遺族会への補助金を交付する等遺族の援護に努めています。
また、各区では戦没者遺族等に対する年金、弔慰金、特別給付金等の請求書の受理、裁定通知書等の交付を行っています。

2 横浜市戦没者追悼式

令和4年11月1日第71回横浜市戦没者追悼式を、神奈川区三ツ沢公園内横浜市慰霊塔前広場において実施し、来賓及び遺族150人が参列しました。

3 補助金

戦没者遺族等援護のため、次の団体に対し補助金を交付し、福祉の増進を図っています。
令和4年度 横浜市遺族会 900千円

4 年金、弔慰金、特別給付金

戦没者遺族等に対する年金、特別弔慰金、特別給付金等の請求及びこれに伴う年金証書、特別弔慰金裁定通知書、特別給付金裁定通知書の令和4年度における交付状況は次のとおりです。

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
令和4年度は実績がありません。
- (2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

ア 請求書進達件数	2,716件
イ 裁定通知書交付件数	2,251件
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数	0件
イ 裁定通知書交付件数	2件
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
令和4年度は実績がありません。
- (5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数	7件
イ 裁定通知書交付件数	9件

○ 援護対策事業

1 ホームレス等自立支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所、食事及び日用品等を提供するとともに、生活支援等によりその自立を支援します。また、市内のホームレス等に対して、アウトリーチによる相談支援及び施設利用後の支援として地域での生活状況を見守る退所後支援を実施します。

- (1) 横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」の運営

ア 支援内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間 原則3月以内（最大6月以内）
自立支援	生活相談及び支援、居宅確保等への支援 公共職業安定所から派遣された職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

イ 事業実績 (令和4年度)

	定員	入所延数
自立支援施設	250	318

(2) アウトリーチ活動

昭和 54 年 11 月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対する必要な支援等を行う目的で夜間街頭相談を開始し、平成 6 年 11 月からは、関係局区と自立支援施設が連携し、毎月 2 回程度、関内駅周辺及び横浜駅周辺等において実施してきました。

平成 16 年 4 月には、ホームレス巡回相談室（現：「はまかぜ」アウトリーチ部門）を設置し、夜間街頭相談との統合を図るとともに、関係機関と連携し、相談員及び看護師等が市内の巡回を行い、ホームレスに対して自立に向けた相談支援を行っています。

ア 巡回相談実績 (令和 4 年度実績)

相談件数	自立支援施設等入所
1,316	22

イ 夜間街頭相談 (令和 4 年度実績)

実施区域	実施回数	入所人数
関内駅周辺	12回	3人
横浜駅周辺	12回	2人

(3) 年末年始対策事業

年末年始の休庁期間中に横浜市内に起居する一定の住居を持たない生活困窮者に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、衣食住の支援を行いました。

また、本事業と連携し、健康安全課事業である結核健診を実施しました。

ア 対策期間

令和 4 年 12 月 28 日から令和 5 年 1 月 4 日まで

イ 相談窓口開設日及び時間

令和 4 年 12 月 28 日 午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分まで

令和 4 年 12 月 29 日 午前 9 時 30 分から午後 2 時まで

ウ 相談場所

横浜市寿福祉プラザ 1 階

エ 相談取扱状況

来所人数・・・38 人

援護内容	件
臨時宿泊所等利用者	38
健診のみ利用者	7

2 寿地区対策事業

中区寿町周辺の住居の無い方及び簡易宿泊所宿泊者等の課題解決を図るため、横浜市寿福祉プラザ 1 階相談窓口において、生活各般の相談を行っています。また、同対象者の福祉の向上を図るため、寿生活館の一部を女性・児童対象施設（3 階）及び成人対象施設（4 階）として指定管理者である公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会が管理運営を行い、住民相互の交流の場を提供しています。

(1) 横浜市寿福祉プラザ相談事業 (令和 4 年度)

相談者数	日平均相談者数	相談者属性の分布状況				
		介護予防	障害	児童	結核支援	健康相談
3,533	14.9	-	1,612	143	22	145

※相談者属性については、一人で複数の属性に該当する場合があります。

(2) 横浜市寿生活館管理運営事業 (令和 4 年度)

施設区分	利用者数
3 階 女性・児童対象施設	20,903
4 階 成人対象施設	117,786

○ 職 員 の 研 修

保健・医療・福祉事業に従事する職員に対して、職員の執務能力の発揮と資質向上を図り、局事業の円滑な推進に寄与するため、課題に適応した研修の企画、実施及び各種研修機関等への派遣を行いました。

1 研修の実施

令和4年度 297 講座（うち 48 講座はオンライン開催） 延 25,190 人（うちオンライン研修受講者延べ人数は 11,551 人）

2 研修機関等への派遣による研修

令和4年度 206 講座（うち 63 講座はオンライン開催） 延 711 人（うちオンライン研修受講者延べ人数は 177 人）

注）保健・医療・福祉事業に従事する区職員を対象とした研修を含みます。

○ 社会福祉法人・施設の指導監査等

1 概況

監査課では、横浜市が所管する社会福祉法人（こども青少年局所管分を除く）や社会福祉施設等に対し、適正な経営・運営の確保を目的として、施設等所管課と連携して指導監査等を実施しています。
また、社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設等の建設に対する助成についての検査等を行っています。

2 社会福祉法人の数及び認可の数（健康福祉局所管）

年度	法人数	認可数	備考
令和3年度末	165	0	
令和4年度末	164	1	県及びこども青少年局に2法人移管

3 指導監査等実施状況（4年度実績）

(1) 社会福祉法人に対する指導監査

区分	法人数	実地監査	4年度末法人数
第一種社会福祉事業を営む法人（※）	94	35	92
第二種社会福祉事業のみを営む法人	50	13	51
県・市・区社会福祉協議会、共同募金会	21	6	21
合計	165	54	164

※「第一社会福祉事業のみ」及び「第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業の両方」を営む法人です。

(2) 社会福祉施設等に対する指導監査

区分	施設等種別	監査対象施設数	運営主体別			実地監査	4年度末施設数
			市立	社会福祉法人	その他		
高齢者関係	特別養護老人ホーム	164	0	164	0	24	167
	養護老人ホーム	6	0	6	0	2	6
	軽費老人ホーム	11	0	11	0	4	11
	老人短期入所施設	13	0	3	10	3	13
	介護老人保健施設	87	0	10	77	14	87
	介護医療院	4	0	0	4	2	4
	介護療養型医療施設	2	0	0	2	0	2
	介護付有料老人ホーム	210	0	3	207	14	210
小計	497	0	197	300	63	500	
障害者関係	指定障害者支援施設	23	1	22	0	9	23
	身体障害者社会参加支援施設	6	0	4	2	0	6
	小計	29	1	26	2	9	29
保護施設等	救護施設	3	0	3	0	2	3
	更生施設	3	0	3	0	2	3
	隣保事業	2	0	2	0	1	2
	相談事業	2	0	1	1	2	2
	小計	10	0	9	1	7	10
その他生保関係	無料低額診療事業	21	0	7	14	0	21
	無料低額老健事業	11	0	8	3	0	12
	生保指定医療機関 ※1	11	0	0	11	11	11
	生保指定介護老人保健施設	85	0	10	75	14	85
	生保指定介護医療院	4	0	0	4	2	4
	小計	132	0	25	107	27	133
合計	668	1	257	410	106	672	

※1 生保指定医療機関は、監査実施数により集計した。

(3) その他実地指導等 ※2

区分	施設種別	監査対象 施設数	運営主体別			実地 指導	4年度末 施設数
			市立	社会福祉法人	その他		
高齢者関係	住宅型有料老人ホーム	112	0	2	110	24	121
	小計	112	0	2	110	24	121
障害者関係	指定障害福祉サービス事業所	480	0	178	302	47	508
	障害者地域活動ホーム(法人型・機能強化型)	41	0	18	23	9	41
	地域活動支援センター(精神作業所型)	62	0	5	57	11	62
	小計	583	0	201	382	67	611
生活支援課	無料低額宿泊事業	42	0	0	42	3	42
	合計	737	0	203	534	94	774

※2 高齢施設課、障害施設サービス課所管の事業所に対する実地指導の件数等を掲載した。

(4) 施設整備に係る審査・検査等

区分	検査・審査数
高齢福祉関係	35
障害者福祉関係	2
地域福祉交流拠点他	0
保育・児童関係	22
合計	59

4 社会福祉法人施設審査会 開催件数

社会福祉法人の設立認可や補助金の支出先の選定等について審査を行う横浜市社会福祉法人施設審査会を開催しています。

	令和3年度	令和4年度
開催件数	2	2

○ 放射線対策の推進

1 概況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質の飛散、降下が確認されるなど、放射性物質に対する市民の不安が高まる状況となりました。本市では、事故直後から保健所を中心に各区局で相談対応を開始するなど、迅速・的確な対応に努めてきました。令和 4 年度においても、健康に関する不安相談対応、ホームページ等による広報、小学校給食食材・市内産農畜水産物・乳児用食品等市内流通食品の放射性物質検査など、市民の安全対策や不安の払しょくに向けて、さまざまな取組を実施しました。

2 主な実施状況

(1) 放射線対策本部による放射線対策の推進

平成 24 年 3 月 27 日に横浜市災害対策本部が廃止されたことに伴い、新たに設置した横浜市放射線対策本部（本部長：副市長、副本部長：医療局長・環境創造局長、事務局：医療局健康安全課）において、引き続き、より一層の安全・安心を確保し、市民の不安を解消するため、区局横断的にさまざまな対策を講じています。

(2) 放射線測定器の市民貸出（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

5 件

(3) 放射線量測定等

ア 空間線量の状況

本市の空間線量は、モニタリングポストによる常時測定を継続し、問題のない値であることを確認しています。

イ 放射性物質の検査

食品については、水産物や子どもが喫食する乳児用食品・牛乳等に重点を置きつつ、小学校給食食材、市内産農畜水産物及び市内に流通する食品の検査を実施しました。

○ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

1 概況

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、国の全額補助事業により給付対象者へ臨時特別給付金を支給し、必要な業務を実施しました。

2 支給対象者及び支給額

(1) 支給対象者

次のいずれかの世帯主

ア 住民税非課税世帯

(ア) 令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯

(イ) 令和4年6月1日時点で住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

イ 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※ いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

(2) 支給額

1世帯あたり10万円

3 取組状況

(1) 支給状況

申請期間：令和4年2月16日から令和4年10月31日まで

支給決定件数	374,107 件
支給総額	37,410,700千円

(2) コールセンター

開設期間：令和4年1月17日から11月30日まで

(3) 申請サポート窓口

開設期間：令和4年2月16日から10月31日まで

(4) 主な広報

ア 専用ホームページの開設

イ 「広報よこはま」令和4年7、8、9、10月号

ウ タウンニュース 8月発行

○ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業

1 概況

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯への生活支援として、国の全額補助事業により給付対象者へ緊急支援給付金を支給し、必要な業務を実施しました。

2 支給対象者及び支給額

(1) 支給対象者

次のいずれかの世帯主

ア 住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯

イ 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があり、予期せず令和4年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※ いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

(2) 支給額

1世帯あたり5万円

3 取組状況

(1) 支給状況

申請期間：令和4年11月15日から令和5年1月31日まで

支給決定件数	318,128 件
支給総額	15,906,400 千円

(2) コールセンター

開設期間：令和4年10月17日から2月28日まで

(3) 申請サポート窓口

開設期間：令和4年11月1日から1月31日まで

(4) 主な広報

ア 専用ホームページの開設

イ 「広報よこはま」令和4年11、12、令和5年1月号

ウ タウンニュース 11、12月発行